

平成12年度情報システム共通基盤整備のための連携推進事業
(オンライン制度的課題への対応)

「有害情報問題等への対応」における
レイティング機能調査

レイティング/フィルタリング動向調査報告書

平成13年3月

財団法人ニューメディア開発協会

はじめに

インターネットの急速な普及に伴い、ネットワーク上に流通するいわゆる有害コンテンツの問題が顕在化してきている。しかし、この問題については、未だ広範かつ有効な対策が取られておらず、有害情報に無防備な青少年を守るための早急な対応が必要となっている。政府の推進するミレニアムプロジェクトでは、2001年度末までに全国の公立学校にインターネットを導入する予定となっており、また、新学習指導要領では情報関連科目が必須履修科目となるなど、インターネットの本格的な利用が進められている。インターネットを学校の授業などで使うと、海外から発信された生きた英語を読むことができ、世界中の生の情報を得ることができるといった、非常に有益な側面がある。その一方で、インターネットには、本来18歳未満の青少年には見せてはならないアダルト情報が簡単に見えてしまうといった負の側面があり、何らかの規制が求められている。しかし、表現の自由の理由から情報発信を一律に規制することは難しく、また一国内で規制しても国境を越えて情報が流通することから、利用者側で受信する情報を選択するフィルタリングシステムの需要が高まってきている。

経済産業省（旧通商産業省）では、レイティング/フィルタリングシステムの開発等、世界的にも先行して有害コンテンツに対抗する環境構築を進めているところであるが、最近、特に欧州において新たにこの問題に関する関係者の機関であるICRA（Internet Content Rating Association）が設立され、ニューメディア開発協会も参加を要請される等、フィルタリングシステムを巡る海外での動きも活発化しており、我が国のシステムもこのような動きに順次適合させるための開発が必要となっている。

本報告書は、財団法人ニューメディア開発協会が平成12年度情報システム共通基盤整備のための連携推進事業（オンライン制度的課題への対応）の一環として経済産業省から委託を受け、当協会で行なった調査結果をまとめたものである。本調査では、レイティング/フィルタリングシステムを国内的に、また国際的に普及促進することを見据え、インターネット上の有害情報のフィルタリングおよびレイティングに関する国内動向および国外動向の調査を行なった。また、インターネット上の有害コンテンツに対する国際レイティング基準策定団体であるICRAの開発した基準を調査することによって、レイティング/フィルタリングシステムをICRA基準に対応させるために必要な機能項目およびその開発内容の規定を行なった。

本報告書の成果が、今後のレイティング/フィルタリングシステムの普及・促進、ひいてはインターネット上の有害情報問題対策の一助となることを切に望むところである。

平成13年3月

財団法人ニューメディア開発協会

目 次

．有害情報規制内外動向調査	1
1．有害情報規制内外動向調査の目的	1
2．海外における有害情報規制	1
2．1 米国.....	1
2．2 EU.....	4
2．3 英国.....	6
2．4 フランス.....	10
2．5 ドイツ.....	11
2．6 オーストラリア.....	15
2．7 シンガポール.....	17
3．レーティング/フィルタリングに関する標準化動向.....	20
3．1 PICS.....	20
3．2 RSACi.....	20
3．3 SafetyOnline	22
3．4 SafeSurf.....	23
3．5 NetShepherd.....	25
3．6 ICRA.....	26
4．国内外フィルタリングソフト	27
4．1 国内フィルタリングソフト.....	27
4．2 国外フィルタリングソフト.....	30
5．フィルタリング反対派の動き	32
5．1 代表的な反対派の動き	32
5．2 その他の動き.....	34
5．3 フィルタリング反対派の代表的意見.....	34
．ICRA 対応要求仕様調査	36
1．ICRA 対応要求仕様調査の目的	36
2．ICRA の組織概要	36
3．レーティング基準 RSACi	37
4．ICRA 新システム開発の沿革	38
4．1 ICRAsafe プロジェクト.....	39
4．2 従来システムからの改良点.....	41
5．レイヤーケーキモデル	41
5．1 レイヤーケーキモデルの説明.....	41
5．2 レイヤーケーキモデルの実装イメージ.....	43

6 . PICS、PICS ルールおよび RDF	44
7 . ICRA ラベリング基準	46
7 . 1 ICRA ラベリング基準.....	46
7 . 2 RSACi 基準とのマッピング.....	48
7 . 3 ラベリング質問表によるセルフラベリング.....	50
8 . テンプレート	50
8 . 1 レイティング・テンプレート.....	50
8 . 2 フィルタリング・テンプレート.....	50
9 . サードパーティ・レイティング、YES リスト / NO リスト	54
9 . 1 YES リスト / NO リスト.....	54
10 . 今後の展望	55
11 . ニューメディア開発協会新規システムへの導入.....	57

付録：インターネット上のプライバシー保護に関する国外動向調査.....	59
-------------------------------------	----

1 . 欧州の現状	60
1 . 1 EU.....	60
1 . 2 英国.....	61
1 . 3 フランス.....	62
1 . 4 ドイツ.....	63
2 . 北米の現状	65
2 . 1 米国.....	65
2 . 2 カナダ.....	79
3 . アジアの現状	82
3 . 1 韓国.....	82
3 . 2 マレーシア.....	83
3 . 3 シンガポール.....	83
4 . 大洋州の現状	85
4 . 1 オーストラリア.....	85
5 . その他	86
5 . 1 OECD.....	86
5 . 2 GBDe.....	88

．有害情報規制内外動向調査

1．有害情報規制内外動向調査の目的

本編は、レイティング／フィルタリングシステムを国内的に、また国際的に普及促進することを見据え、インターネット上の有害情報のフィルタリングおよびレイティングに関する国内動向および国外動向を調査することを目的とする。

具体的には、国内外における市販フィルタリングソフトウェアの動向、W3C（World Wide Web Consortium）、ICRA等の国際標準化団体の動向、および各国政府による有害コンテンツ規制の動向について調査を行う。

2．海外における有害情報規制

2．1 米国

2．1．1 政府の動き

通信品位法の違憲判決（後述）を受けて、1997年7月16日、クリントン大統領とゴア副大統領はインターネットを「family friendly」にするというストラテジーを発表した。このストラテジーは、子供たちがインターネット上で不適切なコンテンツにアクセスすることを防ぐためのツールを親と教師に提供し、子供たちを質の高い教育情報源へと導くととともに、民間の自主規制を促そうとするものである。大統領は、政府、業界、親および教師すべてが、「family friendly Internet」の目標を達成するために重要な役割を果たさねばならないことを強調した。

2．1．2 法規制および判例等

1996年2月、1934年通信法（Communications Act of 1934）が1996年電気通信法（Telecommunications Act of 1996）によって改正され、インターネット等における情報発信の規制やISP（インターネット・サービス・プロバイダ）の責任等についての規定が新たに追加された。1997年6月26日、連邦最高裁判所は、1996年電気通信法中の「第V編 わいせつ及び暴力」¹における「下品な」（indecent）及び「明らかに不快な」（patently offensive）の文言は過度にあいまいであり、憲法修正第1条（言論の自由）に違反するとして違憲判決を下した²。

¹ この第V編は、「1996年通信品位法」（Communications Decency Act of 1996、通称CDA）と呼ばれる。

² 総務省（旧郵政省）「インターネット上の情報流通ルールについて」（1997年）

この結果、米国政府は方針を変更し³、自主規制による対応と、技術的解決策（すなわち、コンテンツ・レイティングとフィルタリング）を支持するとしていたが、アダルト情報発信者に未成年者でないことを確認する義務を負わせる下記の児童オンライン保護法が 1998 年 10 月に議会で成立したので、部分的には法規制をする方向に戻った。しかし、これも違憲であるとして市民団体が提訴して裁判所から施行の差し止め命令が出ている状況にある。

1998 年 10 月 21 日、「児童オンライン保護法（Children Online Protection Act、通称 COPA）」が大統領により署名された。同法は、児童をネット上のポルノから遠ざけるために、クレジット番号など「大人」であることを証明する情報を入力しない利用者には一切有害なコンテンツを見せてはならないとするものである。児童にとって有害とみなされるコンテンツを、児童によるアクセスを制限することなく商業目的で公開した Web サイトには刑罰が課せられる。未成年者に対して年齢確認なしで、未成年者にとって有害とみなされるコンテンツを閲覧させた Web サイト運営者には罰則（最大で 5 万ドルの罰金、6 ヶ月の禁固、および社会奉仕）が課される。

1998 年 11 月 23 日、ヴァージニア州にある連邦裁判所は、ヴァージニア州の Loudoun County Public Library におけるフィルタリングソフトの使用は憲法修正第 1 条の言論の自由に抵触するとの判決を下した。同図書館は、1997 年 10 月に、「子供にとって有害」とみなされるサイトをフィルタリングするソフトをすべてのインターネット端末にインストールしていた。判決の理由は、フィルタリングソフトの利用が子供のみならず大人のアクセスをも制限してしまうというものであった。

1999 年 2 月 1 日、フィラデルフィアの米連邦地裁は COPA の執行を差し止める仮決定を下した。COPA は、「未成年にとって有害な情報」の定義があいまいで言論の自由に抵触するなどとして、米市民団体の American Civil Liberties Union（ACLU）、Electronic Frontier Foundation（EFF）、Electronic Privacy Information Center（EPIC）らが訴訟していた。1998 年 11 月末に同法の執行延期を命ずる仮決定が下され、3 ヶ月間の延期期間が 2 月 1 日まで続いていた。2 月 1 日に出された仮決定は、COPA の発効を、さらに最終判決が下されるまでの間、延期するものとなっている。仮決定では、言論の自由への抵触のほか、年齢確認の効果が期待できないことなども理由に挙げられている。COPA では商業目的のポルノサイトなどにクレジットカードによる年齢確認を求めているが、国外のサイトや非商業目的のサイト、Web 以外の手段は規制できないとしている⁴。

上院議会は 1999 年 5 月 13 日、ISP にフィルタリングソフトの提供を義務づける法案を満場一致で可決した。この法律が制度化された場合、5 万人以上の利用者を抱えているすべての ISP は、3 年以内に利用者へ、無料または有料でフィルタリングソフトを提

³ 上述の「family friendly Internet」ストラテジー。

⁴ <http://www.watch.impress.co.jp/internet/www/article/1999/0202/copa.htm>

供することが義務づけられる。America Online (AOL)をはじめ、大手 ISP では既にフィルタリングソフトの提供を行っている。

2000年10月20日、米国の児童オンライン保護法 (COPA) 審議委員会は20日 (米国時間) 児童を不適切なサイトから保護するための報告書を提出した。同委員会は報告書の中で、オンラインの危険性や、フィルタリングソフトを使って子供を守る方法を両親に伝える啓蒙キャンペーンを提言し、法執行機関がオンライン上のわいせつ情報や児童ポルノを捜査するための予算を増やすよう提言している⁵。また、フィルタリングソフトをテストする独立機関の設置を提案している。しかし、学校や図書館にフィルタリングソフトの使用を義務づけるべきとする提案は行われていない。

著作権分野では、「デジタル・ミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act:1999)」で、通過的デジタルネットワーク通信、システムキャッシング、ホスティング、情報探知ツールの4類型に分けて免責の条件を設定している。ホスティングについては、米国の著作権法上、直接侵害は無過失責任であるが、侵害を現実に知らず、それが明白となる事実を知らず、それらを知ったときに速やかに削除等すれば金銭的賠償をしなくて良いという寄与責任とするとともに、侵害の通知を受けたときに速やかに削除する等により免責される「ノーティス・アンド・テイクダウン⁶」の手続を規定している⁷。

2000年に改正された連邦法である電子コミュニケーションプライバシー法では、ISPは自分のドメイン上に児童ポルノが掲載されていることを知ったら、それを警察に通報しなければならないとされる。罰則規定もあるが、FBI (連邦捜査局)によると、これまでそれが適用された事例はない。

2.1.3 民間部門の動き

1997年12月9日、EFF (Electronic Frontier Foundation) は“Draft Policy on public interest principles for online filtration, ratings, and labeling systems”という、レイティングとフィルタリングシステムの責任ある使用に関するガイドラインを作成している。

Microsoft や AOL 等の大手 ISP と、FBI や NGO (非政府組織) 等が行動委員会を設立し、常時850人のボランティアがネット上の違法情報を監視している。

⁵ <http://www.mainichi.co.jp/digital/netfile/archive/200010/23-4.html>

⁶ ノーティス・アンド・テイクダウンとは、著作権者から権利侵害の訴えを受けたISPは、著作権を侵害し疑いのある情報発信者の会員に対して、訴えのあったことを連絡し、一定の短い期間内に会員からの異議申し立てがない場合は速やかに削除する仕組みである。ISPが、著作権に違反しているかどうかの判断をする行為を避け、外形的な手続きさえ整っていれば、損害賠償などの責任を負うことはないとしているのが特徴である。

(<http://www.mainichi.co.jp/digital/internet/200012/15/05back.html>より)

⁷ 総務省 (旧郵政省)「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会 報告書」(2000年)

サイバートップライン (Cyber Tipline)

サイバートップライン (Cyber Tipline) は、米 NCMEC (National Center for Missing and Exploited Children、行方不明の児童及び搾取された児童のための全米センター) の運営するホットライン⁸である。NCMEC の Web サイト上に報告用のフォームがあり、民間人でも誰でも報告することができる。報告された情報は自動的にデータベースに登録される。データベースは暗号化されており、FBI、米税関局、米郵便捜査局のみが自由にアクセスすることができる。NCMEC に報告された情報に対しては、アナリスト (FBI、税関局からの派遣者を含む) が様々な情報と照合して違法か否かを判断する。アナリストが分析した情報を適切な法執行機関 (FBI のアナリストであれば、FBI カリフォルニアなど) に分配している。以前は、サイバートップラインへの児童に対する性的搾取関連の報告は一年間に 250~350 件であったが、去年は 34,000 のケースが報告され、そのうち 85% は児童ポルノ関連のケースであった。

NCMEC は INHOPE を通じて欧州のホットラインとも連携している。INHOPE から毎日情報を受取っている。NCMEC のデータベースの情報は米国の法執行機関にのみ提供しているため、INHOPE との情報交換は相互的ではない。

2.2 EU

1996 年 10 月 16 日、欧州委員会は「インターネット上の有害および違法なコンテンツに関する報告書」と「オーディオビジュアルおよび情報サービスにおける未成年者の保護と人間の尊厳に関するグリーンペーパー」を承認した。両文書は EU 各国間および国際的レベルでの協力、フィルタリングソフトおよびレイティングシステムの使用、および ISP の自主規制の促進を唱道するものである。

1998 年 9 月 24 日、欧州理事会は「未成年と人間の尊厳の保護に関する欧州理事会勧告」を発表した。

1998 年 12 月 21 日、欧州評議会は「グローバルネットワーク上の違法および有害情報への対処による安全なインターネット利用の促進に関するアクションプラン」を承認した。このアクションプランの目的は以下のものである。

- ・ 業界や利用者が十分な自主規制のシステムを開発し実施することを奨励する。
- ・ デモンストレーションを支援し、技術的ソリューションの適用を奨励することにより開発を促進する。
- ・ 親と教師に、とりわけ彼らの関係する組織を通して啓蒙し、情報を与える。
- ・ 各関係者 (業界や利用者) 経験の交換と協力を促進する。
- ・ 欧州全体の調整と関係者の調整を促進する。

⁸ ホットラインとは、インターネット上の違法な情報とりわけ児童ポルノに関して利用者からの通報を受け、業界や法執行機関に通知するなど、一定の対応方法をとる機関のことである。

・欧州と他国で行われているアプローチの両立性を保証する。

またアクションプランは、「業界の自主規制を通して安全な環境を生み出すこと」「フィルタリングおよびレイティングシステムを開発すること」「自覚的な行動を促進すること」「支援行動」の4つの行動指針からなっている。2つ目の「フィルタリングおよびレイティングシステムを開発すること」の行動指針では以下のように述べられている。

「利用者が不適切なコンテンツに対して自己防衛するための色々なツールを提供するために、様々なフィルタリング手段とレイティング手段を欧州の文脈において吟味するものとする。この行動指針は、欧州のコンテンツプロバイダとの関連においてレイティングシステムを検証すること、コンテンツ作成過程にレイティングを統合すること、これらの技術的ソリューションの利益、およびサードパーティ・レイティングシステムの提供に焦点を置くものとする。解決が効果的であるように、レイティングシステムに関する国際的な同意を容易にするためのイニシアティブをとるものとする。」

1999年1月25日、欧州委員会は「インターネットの安全利用の促進に関するアクションプラン」を発表した。同アクションプランは1999年から2002年の複数年にわたるプログラムである。

同アクションプランには3つのカテゴリが含まれ、それぞれ安全な環境の創出（ホットラインの設置、行動規範の策定）、レイティングとフィルタリングの開発、周知および利用者の啓蒙、である。

同アクションプランでは、違法コンテンツに対してはまず司法当局が対応すべきであるが、児童ポルノ、人種差別などの蔓延を防ぐために行動規範（Codes of conduct）の制定やホットラインの提供で関係者は協力すべきであり、有害コンテンツに対してはコンテンツ・レイティングやフィルタリングの技術開発で対応すべきであるとしている。

また、欧州委員会では1997年から、女性と児童に対する暴力に反対するNGOに対し、財政的な補助を行うためにダフネ・プログラム（Daphne Program）を導入している。本プロジェクトにおいては特に、インターネットを違法なポルノ画像が氾濫している媒体であるにとらえており、こうした脅威に対抗しようとする各種プロジェクトの参画を奨励している。

INHOPE

「欧州のインターネット・ホットライン提供者のためのフォーラム（INHOPE）」は、欧州委員会の上記ダフネ・プログラムの資金の下で、英国のチャイルドネット・インターナショナル及びIWF（インターネット・ウォッチ財団）、ドイツのFSM（マルチメディアサービス提供者自主的自己規制協会）及びニューズウォッチ（Newswatch）、ノルウェーのレット・バルナ（Redd Barna、英語名称はセイブ・ザ・チルドレン・ノルウェー）、オランダのメルトプント（Meldpunt）、米国のサイバーティップライン（Cyber

Tipline、米 NCMEC の運営するホットライン) というホットライン同士の連携を促進し、ネット上の児童ポルノを削減することを目的とするフォーラムであり、1998 年 2 月から活動を開始している。欧州委員会からの予算は 2 年間で 1,360,000 ユーロである。1999 年には INHOPE は協会組織となっている。

INHOPE に参加する各ホットラインは、主に児童ポルノ等の違法コンテンツの発信元を特定し、これを除去することに関して重要な役割を果たしてきた機関である。各ホットラインは、1996 年より欧州各国において、ネット上で児童ポルノ画像を発見した市民からの通報を受け付ける形で運営されている。現在もさらに多くのホットラインが欧州全域で増加しつつある。

2000 年 5 月には「電子商取引の法的側面に関する EU 指令」が欧州議会で承認された。この EU 指令は欧州単一市場において電子商取引を発展させるために、加盟国の法制度を合致させるとともに、EU 全体で首尾一貫した法的枠組みを構築しようとするものであり、ISP の法的責任等について、著作権分野に限らない横断的な制度を規定している⁹。同指令では、刑事・民事責任全般について、単なる導管、キャッシュ、ホスティングの 3 類型に分けて、受信者等との関係での免責を規程しており、ホスティングについては、違法な情報を知らず、かつ、それが明白となる状況を知らず、それらを知った場合速やかに削除等すれば、免責されることとなっている。加盟国は 2001 年 1 月 17 日までに国内法制化を図ることとなっている¹⁰。

2.3 英国

2.3.1 政府の動き

1996 年 8 月に、警察と ISP の間で軋轢があり、ロンドン警視庁から ISP に向けて、違法コンテンツを有する、少なくとも 133 のニュースグループを遮断する要請が出された。これを機に、通商産業省と内務省、ISPA (Internet Service Provider Association、インターネット・サービス・プロバイダ協会)、警察庁の間で話し合いが持たれ、セーフティネットと呼ばれる 1 つの合意が得られた。セーフティネットは以下の 2 つの原則に基づいている。オフラインで違法な情報はオンラインでも違法、違法な情報が ISP のサーバ上に掲載されており、かつ ISP がそのことについて知らされていない場合、ISP のそのような情報にどの程度責任をもつか、である¹¹。

⁹ 「著作権審議会国際小委員会中間報告」(2000 年)

¹⁰ 総務省(旧郵政省)「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会 報告書」(2000 年)

¹¹ 財団法人ニューメディア開発協会・電子ネットワーク協議会「インターネット上のホットラインサービス及びフリーソフトウェア等に関する調査報告書」(2000 年)

1998年9月28日、英国政府はインターネット上の有害コンテンツから国民を保護するという従来の立場の上で、政府が主導して容易に使用できるフィルタリングソフトを開発するという提案を発表した。

2.3.2 法規制および判例等

1994年の「わいせつ出版法 (Obscene Publications Act)」「児童保護法 (Protection of Children Act)」「刑事処罰法 (Criminal Justice Act)」の改正¹²、1996年の「名誉毀損法 (Defamation Act)」の改正により、既存の法律がインターネット上の情報流通に適用されることが明確にされた。

ISPが自分のサーバ上に違法情報があることを知っており、そのことに注意を払っていた場合、その情報を削除する法律上の義務がある¹³。下記のIWFのホットライン活動はこの規定を拠り所とする。すなわち、ISPへそのような違法情報の存在を通告することにより、当該情報を削除する義務を課しているわけである。英国における違法コンテンツ対策は、このようなISPとIWFによる自主規制に主に依存している。

英国の法律には、ISPのログ保存義務はない。法執行捜査で困難な点の一つは、ISPによって保存期間に不整合があることである。データの保持とデータの保存は「ホット」なトピックである。捜査権限規制法 ("Regulation of Investigatory Powers Act") は2001年から、英国警察に通信データに関して一定の権限を与えることになる。主要な論点は、後で必要になるといけないからすべてのデータを保存しておくという要求をすべきなのか、それとも特定の場合にのみ保存しておくという要求をすべきなのかについてである。警察にとって困難なことは、記録が削除される時点より前に犯罪活動について発見できない場合がしばしばあることである。

2.3.3 民間部門の動き

インターネット・ウォッチ財団 (Internet Watch Foundation, IWF)

英国の非営利団体であり、1996年12月からホットラインを設置している。これは違法コンテンツに対抗するための世界最初のホットラインの一つであり¹⁴、英国のインターネット業界と政府、警察の間に独特な協働関係を形成することとなった。IWFによるホットラインの取組みは、各セクターによる共同規制のモデルとして、世界的に広く認知されている。IWFは1999年5月に設立された国際的なレイティング基準策定団体であるICRA (Internet Content Rating Association) の設立メンバーであり、ICRAを通し

¹² 総務省 (旧郵政省)「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会 報告書」(2000年)

¹³ ISPが当該情報について知らず、違法であることが合理的に予測不可能であることを証明した場合等には免責される。(総務省 (旧郵政省)「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会 報告書」(2000年)より)

て、レイティング基準及びフィルタリングシステムの世界標準化を促進している。

IWF には平均して一日に 15 件の通報があり、そのうち 3 分の 2 は対処可能なものである。通報手段としては Web サイト、電子メール、電話があるが、ほとんどはオンラインでの通報である。通報を受けたらまずデータベースに登録する。whois データベースなどで発信者の特定をする。英国内のコンテンツであればロンドン警視庁に報告し、海外のコンテンツであれば NCIS に報告する。児童ポルノのみを受け付けており、16 歳以下かどうかの特定方法はロンドン警視庁からガイダンスをしてもらっている。

ホットライン開設当初はなかなかニュースグループの違法コンテンツを発見できなかった。コンテンツの掲載期限が切れてしまうからである。そのため、IWF では独自のニュースサーバを購入し、英国の悪評の高いニュースグループをどの ISP よりも長い期間登録するようにした。ニュースグループの記事の場合はそのグループに関わりを持つ英国の ISP 全てに通知し、当該コンテンツを除去するように勧告する。当該コンテンツのホスティングを行っている ISP が英国の ISP である場合は当該コンテンツの発信元が外国であろうと勧告するが、外国の ISP（すなわち外国の Web サイト）である場合には現地の警察には通報するが当該 ISP には勧告を行わない。

ニュースグループ等に違法なコンテンツが含まれている場合は、そのグループを監視する。これまでニュースグループの監視は 100% 人手でやってきたが、年内にはヘッダ情報やトレース情報を見つけることのできるソフトウェアが完成予定である。

2000 年 6 月までの 3 年半に受け付けた通報は 11334 件。それを受けて分析・評価を行ったコンテンツは 56000 件（1 つの通報に複数の（違法）コンテンツが含まれている）。うち 27000 件についてはコンテンツの掲示をやめさせるなどの処置を取っている。

海外発のコンテンツに関しても、必ず英国の法律に基づいて対処する。別の国のホットラインに通知する場合は英国で違法であると説明するが、その国で必ずしも違法であるとは見なさない。

ISP 業界から 100% の資金を得ており、1999 年は 25 万ポンド（約 4000 万円）であった。現在、3 人の常勤スタッフと 3 人の非常勤スタッフからなっている。

IWF は 1998 年 3 月、「IWF インターネットコンテンツのレイティングとフィルタリング：英国の観点」という報告書を発表した。同報告書のまとめの部分に当たる「勧告の要約」において、次のような勧告がなされている。

1. PICS を使ってコンテンツを記述する世界的なシステムを確立する方向に進むべきである。一方で、大多数のコンテンツは問題ないものであることを認識すべきである。

2. このシステムはコンテンツプロバイダの自主的なレイティングに基づくべきであるが、合意した方法に従ったコンテンツ・レイティングを促進するために、政府組織、

¹⁴ 世界初のホットラインは 1996 年にオランダで設立された。

ISP、その他利害関係者が一致して努力する必要もある。

3．コンテンツの記述は、国家的または文化的な価値観や意見とは関係なく、全く客観的に行われるべきである。どのカテゴリーにおいても、レイティングされる最高のレベルはどの主要国の法によっても違法であるらしいと受取られないように、一般的な成人のための題材は十分に広くカバーするべきである。

4．情報取得の可否は利用者自身が判断するべきであるが、利用者が簡単に使うことのできる、国家的又は文化的な価値観を反映したプロフィールの開発も進められるべきである。

5．このレポートの勧告は、国際的な取組みに適応させて行くレイティングシステムに対する英国の要請として、開発、確認されるべきである。

6．RSACi との協力を継続して行く上で、Nudity、Sex、Language、Violence に関する RSACi と両立可能なカテゴリーがあるべきである、英国の状況に合わせるために、追加や修正が必要であるだろう。

7．英国では以下に関する追加カテゴリーを必要としている。

- ・個人情報および金銭的契約
- ・寛容 (Tolerance)
- ・有害となる可能性のある事柄
- ・成人向けの題材

8．一般的なプロフィールが文脈によっては無視されるような、異なるカテゴリーの形式または「切り替え」を、真剣に検討すべきである。以下のような文脈では切り替えが必要である。

- ・芸術および文学
- ・科学および医学
- ・ニュース
- ・スポーツとしての暴力

9．この提案は、国内的・国際的な幅広いディベートや、英国でのしっかり組みたてられた調査を通じて更なる吟味がなされてから、詳細が詰められるべきである。

10．英国で使用するのに適したプロフィールは、テレビや映画といった英国のメディアのレイティングに関係する他団体と一緒に準備して行くべきである。様々な機関はそれぞれ独自のプロフィールを作成して行くことができるだろうが、IWF は標準的なプロフィールを、早いうちに使用できるようにするべきである。

11．今後、特に国際的な場面において、コンテンツプロバイダ自身によるレイティングの促進や、レイティングの室や信頼性の維持に取り組んで行くべきである。

12．IWF は、Usenet Newsgroup のレイティングのための準備を進めて行くべきである。

チャイルドネット・インターナショナル (Childnet International)

1995年にナイジェル・ウィリアムズ氏によって、インターネット上で児童が搾取されないような環境を構築することを目的として、設立された非営利団体である。チャイルドネット・インターナショナルは各ホットライン同士の協力を支援しており、「欧州のインターネット・ホットラインのためのフォーラム (INHOPE)」を設立している。INHOPEは違法コンテンツ、とりわけ児童ポルノを取り扱っており、1999年には協会組織となった。また、チャイルドネット・インターナショナルは chatdanger.com という Web サイトを 2000 年 10 月に立ち上げており、同サイトはチャットルームのリスクとメリットについて親及び児童向けに解説を行なっている。また、コンテンツ・レイティングシステムの開発と促進に参与している。

その他

1995年、ISPA、LINX (London Internet Exchange) および Safety-Net Foundation の3団体が自主規制のためのガイドライン "R3 Safety" を発表した¹⁵。

ISPA は 1996 年 5 月に行動規範を策定している。コンテンツに関する項目の中に、「合法性 (違法な内容、違法行為を扇動するような内容を含まない)」の基準がある。

LINX は、ISP 向けにトレーサビリティに関するガイドライン Best Current Practice Document を策定している。

Yahoo!UK は 2000 年 11 月に、同サイトの Messenger システム (チャットの種類) がペドファイルの犯行に使われていないかどうかを調べるために「内部検査官」を任命することを明らかにした。検査官が Yahoo! を用いたペドファイル犯罪らしきものを発見した場合、警察に通報し、その利用者を追求する。Yahoo!UK はこの件でチャイルドネット・インターナショナルや警察等からアドバイスを受けた¹⁶。

2.4 フランス

2.4.1 法規制および判例等

フランスにおいては、特に法改正によって、インターネットへの適用を明確にしているというわけではないが、インターネット上での違法情報の発信に対しては一般法の適用がある。既存の法律では追及することのできない ISP の責任等について、通信法の改正によって対応することとした¹⁷。

フランス政府は、1996年4月、電気通信規制法を改正した。同法の第43条において、

¹⁵ 総務省 (旧郵政省) 「インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会 報告書」(2000年)

¹⁶ <http://www.zdnet.co.jp/news/>

¹⁷ 総務省 (旧郵政省) 「インターネット上の情報流通ルールについて」(1997年)

ISP にフィルタリング技術の提供が義務付けられた¹⁸。

また、コモンキャリアとデータ伝送事業者は、接続の履歴情報（ログ）を保存する義務がある。ログ保存期間は 1 年間である。アクセスプロバイダにはログ保存義務はないが、現在アクセスプロバイダにもログ保存義務を課すために、法改正準備中である。対象となるログには接続履歴は含まれるが、Web 閲覧履歴は含まれない。

2000 年 11 月 20 日、フランスのパリ大審裁判所は米ポータル大手の Yahoo! に対して、ナチス関連商品を取り扱っている米国の競売サイトからフランスの利用者を遮断するよう命じる最終判決を下した。今後 90 日以内にこの命令に従うよう命じており、遂行できない場合には 1 日当たり 10 万フラン（1 万 3000 ドル）の罰金を支払うよう命じている。訴訟は今年 4 月、仏の人種差別防止法に基づいて、仏ユダヤ人学生連合（UEJF）や国際反人種差別および反ユダヤ主義連合（LICRA）などが起こしたもの。裁判所は 8 月、Yahoo! に対して、フランスから同サイトへのアクセスを遮断する手段を検討する専門家チームを編成することを命じ、今月 6 日には、フィルタリングによってフランス人の Web 利用者の 90% を遮断できるとする調査結果を公表していた。今回の判決は、司法機関が他国の私企業に対して規制を命じたケースとして注目を集めていた¹⁹。

2.4.2 民間部門の動き

違法・有害コンテンツの分野において重要な民間団体は、ホットラインである。主要ホットラインである AFA（l'Association des Fournisseurs d'Acces et de Services Internet、インターネットアクセスプロバイダとインターネットサービスプロバイダの協会）は従来、一つの情報サービスとして運営されており、児童ポルノの所在について通報する市民に対し、どこに通報するべきか、誰と連絡をとるべきかについて情報提供してきた。しかし現在では、AFA は通報を処理して自ら警察に報告するという業務を行うようにその運営システムを変えつつある。

2.5 ドイツ

2.5.1 法規制および判例等

1997 年 7 月 4 日、ドイツ議会はプロバイダを規制する法律であり、インターネット上の違法コンテンツに関する取扱い標準を定めた「情報通信サービス法（Information and Communications Services Act、通称マルチメディア法）」を可決した。同法はインターネットに対する法的枠組みのアウトラインを作った最初の法律の一つである。プロバイ

¹⁸ 総務省（旧郵政省）「インターネット上の情報流通ルールについて」（1997 年）

¹⁹ <http://www.mainichi.co.jp/digital/internet/200011/21/06.html>

ダは ISP、 アクセスプロバイダ、 コンテンツプロバイダの 3 者に分類できるが、ISP は自社のサーバ上にあるすべての違法コンテンツに対して責任があるとされた。まず、自社で作成・運営するコンテンツについては無条件に責任を負う。また、他のコンテンツプロバイダに場所貸しを行っている場合、ISP が(イ)違法コンテンツについて認識しており、(ロ)違法コンテンツを技術的に遮断でき、期待可能な場合は、ISP とコンテンツプロバイダの折半責任となる。電話会社等のアクセスプロバイダについては、責任を負わないものとされる。

情報通信サービス法の中には、刑法や青少年に有害な文書の流布に関する法律の改正も含まれている。刑法の改正に関しては、(1) コンピュータ通信への適用が明確化されたことと、(2) 発信規制として、例えば、国民の一部を人種、宗教的な理由で排斥することを扇動するような文書、または残酷もしくは非人間的な暴力行為を描写した文書を配布等することが禁止されている。ポルノ文書を 18 歳未満の者に配布することも禁止されている。また、青少年に有害な文書の流布に関する法律の改正については、(1) コンピュータ通信への適用が明確化されたことと、(2) 連邦審査局が未成年にとって有害な文書(暴力犯罪、人種排斥を助長するもの、戦争を賛美するもの等)を指定し、そのリストを公表する。このリストに載せられた文書は未成年者への配布等が禁止されている。(3) 電子情報通信サービスを事業として一般公衆に対して行う事業者は、未成年者に有害なコンテンツを含む可能性がある場合は、自らの組織内に「青少年保護担当者」を設けることが義務づけられる。担当者は、利用者との接触窓口となり、青少年保護の問題について事業者に助言を行うほか、特定のサービスを制限するように勧告することもできる。(4) 事業者は青少年保護担当者の指名に代えて、自主規制団体に上記の業務を果たさせることを選択することができる²⁰。

また、法律上、ISP は捜査機関からの要請に応じてログファイルを提出する義務がある。電子メールアドレスについては無条件に提出しなければならない。IP アドレスについては裁判所の令状が必要だが、最終的には全てのログファイルを提出させている。ログの保存義務期間は利用者へ請求書を発行するために必要となる期間であり、通常は 80 日間程度である。

コンピュサーブ事件

1995 年 12 月、コンピュサーブの子会社であるコンピュサーブ・ドイツ (CompuServe Germany、ミュンヘン本社) はニュースグループ上で児童ポルノや他の違法コンテンツへのアクセスを提供したことによりドイツの国内法に抵触したとして警告を受けた。コンピュサーブ・ドイツはこれに応じて約 200 のニュースグループへのアクセスを閉鎖したが、世界中からの抗議によって、1996 年 2 月にドイツ国内を除いて二

²⁰ 総務省 (旧郵政省)「インターネット上の情報流通ルールについて」(1997 年)

ューズグループへのアクセスを再開した。その代わりに、CompuServe Germany は会員にフィルタリングソフトを提供した。

しかし、1998 年にはコンピュサーブ・ドイツの社長 Felix Somm がニューズグループ上の児童ポルノや他の違法コンテンツへのアクセスを提供することによってそのような情報を頒布したかどで起訴され、一審は有罪判決を下されたが、二審で無罪となった。この事件はドイツ国内外に大きな反響を呼んだ。これは、上記の情報通信サービス法が適用された事例である。一審で同社長は、コンピュサーブ・ドイツはそのような児童ポルノを技術的に遮断できたのに遮断しなかったという事由で有罪判決を受けた。

当時の法務省の見解は、ISP が責任を問われるのは自ら映像の編集などに加わった場合に限られ、単に回線を提供しただけでは刑事責任を問えないというものであった²¹。また、欧州委員会は上記の有罪判決に対して、ドイツの「情報通信サービス法」と矛盾するのではないかという驚きを表明し、ネット上の違法コンテンツ等の問題に関する国際的レベルの話し合いが必要であることを指摘した。

ドイツにおけるインターネット業界と警察との関係は難しいものである。コンピュサーブ・ドイツの社長に対して起こされた訴訟は、この明白な例である。これまで捜査当局は、違法コンテンツに対してより厳格な態度を取るよう ISP に圧力をかけてきた。しかし、この状況は改善され始めているようである。

2000 年 12 月、独連邦最高裁判所 (BGH) (カールスルーエ) はナチスのプロパガンダを独国外のインターネットサーバに置いてナチス賞賛活動を行っていた豪州人に有罪判決を言い渡した。独では、ナチスのプロパガンダを禁ずる法律が存在するが、従来は、独国内での行為のみが対象と考えられていたが、インターネット時代を迎え、独国外のサーバーにコンテンツを載せて活動を行うことも増加してきたことから、今回の最高裁の判断が注目されていた。1 人の独系豪州人が、豪州アデレードの研究所で、アウシュビッツについてのプロパガンダを掲載した Web サイトを立ち上、ユダヤ人虐殺がなかったとするコンテンツや第三帝国を賞賛するコンテンツが含まれていた。テーベン氏は昨年独を訪問した際に逮捕された過去を持つ²²。

2.5.2 民間部門の動き

違法・有害コンテンツの分野において重要な民間団体は、ホットラインである。ドイツにおいては、オンライン児童ポルノの問題に加えて、ホロコーストが存在したことを否認するサイトや人種差別サイトのような極右コンテンツの問題が重大な懸念となっている。

²¹ 朝日新聞平成 10 年 8 月 3 日

²² <http://www.mainichi.co.jp/digital/netfile/archive/200012/18-6.html>

INHOPE にはドイツの 3 つのホットラインが登録されている。FSM (マルチメディアサービス提供者自主的自己規制協会、Freiwillige Selbstkontrolle Multimedia Diensteanbieter e.V.)、ECO (Electronic Commerce Forum) 及び jugendschutz.net である。FSM は Web サイトを主に扱い (ドイツ国内の Web サイトのみを対象としている) 、ECO はニュースグループを主に扱っている。両者ともインターネット業界団体である。jugendschutz.net は文字通り青少年の保護を行っており、政府機関である。その他、ニュースウォッチ (Newswatch) というホットラインがあり、ニュースグループのみを取扱っている。

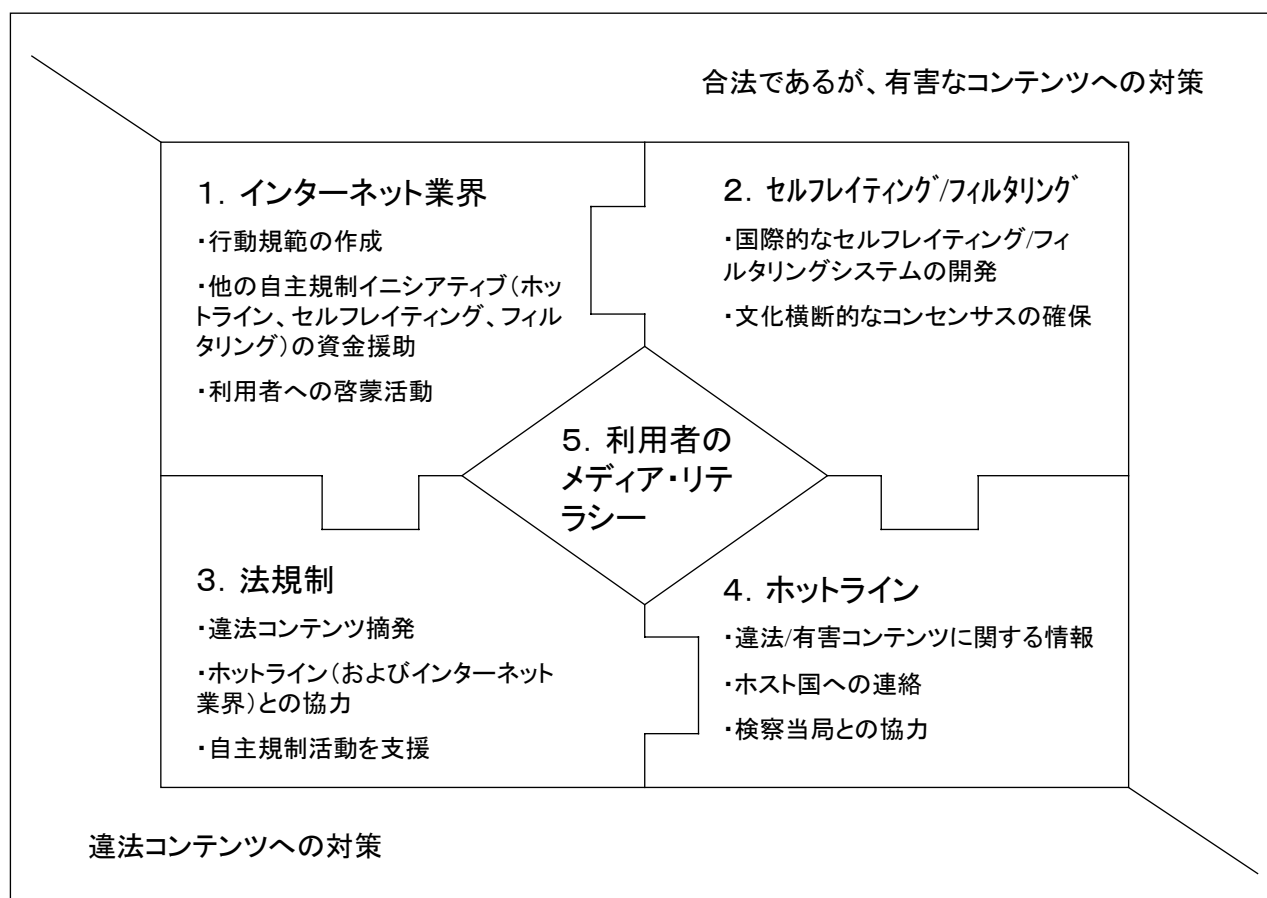
FSM はマルチメディア・サービス・プロバイダの自主規制によって設立された団体であり、インターネット業界、出版社協会、民間ラジオ・電気通信プロバイダ協会など、様々な団体が加盟する協会である。

ECO は継続的にニュースグループ上の個々のコンテンツを監視及び査定しており、その情報を各 ISP に渡している。

ドイツのベルテルスマン財団は、"Protecting Our Children on the Internet"²³において、「違法・有害情報規制システム」の全体イメージを提示している (図 1 参照)。フィルタリングは、有害情報から児童を保護し、かつ表現の自由の保護を保障するための包括的なシステムの一要素にすぎず、レイティング/フィルタリングに加えて、インターネット業界、利用者および各国政府の国際的な協力関係が必要だとしている。

²³ Waltermann, Jens/ Machill Marcel (eds.) (2000): Protecting Our Children on the Internet: Towards a New Culture of Responsibility: Bertelsmann Foundation Publishers, p.16

図 1 . 違法・有害情報規制システム



2 . 6 オーストラリア

2 . 6 . 1 政府の動き

オーストラリア政府は数年前から、インターネット上の違法・有害情報の問題に関心を寄せるようになり、オーストラリア放送行政局 (Australian Broadcasting Authority、ABA) に問題点を整理して、業界向け行動規範、コンテンツ・ラベリング²⁴、および国民の啓蒙について、勧告をまとめるように指示していた。ABA は 1995 年と 1997 年にこれに取組み、業界向けの行動規範を作成した。1997 年 7 月、政府は ABA が作成した行動規範によって各 ISP に自システムの利用者 (コンテンツプロバイダ) のネット

²⁴ 「レーティング」とは、インターネット上の情報に対して一定の基準に沿ったラベルを付けることをいい、通常は当該レーティング基準上の各項目 (例えば、「セックス」「暴力」等) に対する数値評価を伴う。「ラベリング」とは、「レーティング」の一種であるが、各項目に対する数値評価は行わず、比較的多数の項目につき該当するものを単に付加することにより、コンテンツを客観的に記述しようとするものである。

上のコンテンツを取り締まる責任を負わせることを目標とした、フレームワークを提案した。

1998年7月に発表された情報経済のための内閣評議会（Ministerial Council For The Information Economy）のレポートの中で、オーストラリア政府はコンテンツのラベリングとフィルタリングの世界標準を設立するために、国際的なコラボレーションを追求する旨が述べられている。

1998年11月30日、オーストラリアと米国は、政府、企業および消費者に対する信頼を築くことによって両国における電子商取引の発展を加速させることを目標とした共同声明を発表している。同声明において両国が、ネット上のコンテンツに関しては、業界の自主規制を支持し、子供にとって不適切なコンテンツに関する教育と、コンテンツをフィルタリングするシステムの促進を支援する旨が述べられている。

オーストラリアではいくつかの州を除き、学校には教育省によってフィルタリングソフトが導入されている。

2.6.2 法規制および判例等

1999年6月、ABAの勧告を受けて、インターネット上の違法および有害情報に対するホットライン制度を定めた法律が成立した。これにより、2000年1月からABAは、ホットラインの運営を開始している。同法はWebサイト、FTPサイト、ニュースグループをカバーしているが、電子メールや、蓄積情報ではない「リアルタイム」コンテンツ（例えばチャットルーム）についてはカバーしていない。

ABAのホットライン

ABAのホットラインが対象としているのは、ISPとインターネットコンテンツホスト（ICH）である。インターネットの情報に対する苦情等の通報が寄せられた場合は、以下のような手続を行なっている。

通報が本物であるか否か

通報された情報が違法または有害であるか否か

当該情報がオーストラリアでホスティングされているか否かを確認、オーストラリアでホスティングされている場合は、当該情報を適性審議委員会に送信する。

適性審議委員会はガイドラインに基づき、当該情報が違法であるか否かを判断し、ABAに連絡する。

同委員会から違法との連絡を受けた場合は、ISPやICHに対して、当該情報を削除するように要請を出す。

当該情報が海外でホスティングされている場合は、認定されたフィルタリングソフトのメーカーに通知して、当該サイトに対するフィルタリングを行ない、オーストラリアからは利用できないようにしている。オーストラリアの利用者に提供可能であると認定

されたフィルタリングソフトのリストは、インターネット産業協会（Internet Industry Association）の規約によって定められている。

ISP と ICH は ABA の削除要請に従って当該情報を削除しても、法的にとがめられることはない。すなわち、コンテンツプロバイダから訴えられることはない。

ABA や適性審議委員会の決定に対して不服と思う通報者または業界は、法的に控訴を行なうことができる。決定を不服と思った通報者は、見直しを求め、行政審査裁判所に控訴できる。業界が当該情報を違法（あるいは有害）でないと考えた場合には、控訴してその決定の見直しを求めることができる。適性審議委員会の決定に対して不服がある場合には、同委員会に見直しを求めることができる。ただし、2000年6月時点で、見直しが要求されたケースはない。

2000年6月時点までに受け付けた通報の総数は約200件で、1週間に7件のペースである。ほとんどがオーストラリア国外で発信された違法情報についての通報であり、ほとんどは児童ポルノに関する通報である。

ABA は警察等の法執行機関とも連絡を取り合っており、2000年6月までに50件の通報について法執行機関に通知している。当該情報について警察が捜査を行なっている場合は、何も活動をしないように警察から要請されることもある。

ABA が警察に違法情報について通報した場合、警察はユーロポールやインターポール等に連絡を取っている。

2.7 シンガポール

2.7.1 政府の動き

1996年7月、シンガポール放送局（Singapore Broadcasting Authority, SBA）は、「インターネット規制に関するクラスライセンス制度」および「インターネットコンテンツに関するガイドライン」を公表し、インターネット規制策を明確にした²⁵。

インターネット規制に関するクラスライセンス制度

クラスライセンスとは、一定の範囲に該当する者が通知または登録を行えば、自動的に免許を与える仕組みであり、規制対象となるプロバイダは、ISP とコンテンツプロバイダとに分類される²⁶。

ISP・・・(1) SBA への登録義務、(2) SBA が接続の禁止を求めたサイトに対する接続の停止等の義務がある。

コンテンツプロバイダ・・・(1) シンガポールで登録されている政党、(2) シンガ

²⁵ 総務省（旧郵政省）「インターネット上の情報流通ルールについて」（1997年）

²⁶ 総務省（旧郵政省）「インターネット上の情報流通ルールについて」（1997年）

ポールに関する政治的・宗教的議論に携わっているグループ、(3) 政治的・宗教的目的のためにホームページを提供し、SBA により登録を通告されている個人等が登録の義務がある。

インターネットコンテンツに関するガイドライン

当初は、(1) 公共の安全と国防、(2) 人種的・宗教的調和、(3) 公共道徳、を害するコンテンツの発信を禁止していたが、1997 年 11 月より、上記(1)の規定を削除する等、政治に関連する情報についての規制を緩和した。周辺諸外国との競走場、規制緩和に踏み切ったと見られている²⁷。

1998 年 11 月 23 日から 12 月 20 日にかけて、シンガポールのナショナルコンピュータ評議会 (National Computer Board) は、広帯域ネットワークである Singapore ONE を奨励するために 1 万人の子供と大人のためのトレーニングキャンプを行った。同キャンプは学校の生徒と地域社会に IT 文化をより良く知ってもらうことを目標としている。生徒たちは Singapore ONE やインターネット等について学んだ。一方、親たちが IT(情報テクノロジー)を子供の教育に有効に利用したり、フィルタリングソフトを使用する方法を学ぶための教育セミナーも開催された。

シンガポールでは政府から各 ISP に対し、児童がネット上のポルノを見ることを防ぐために、「Family Access Network (FAN)」と呼ばれるインターネットの「殺菌」版を親が選択できるように要求がなされている。この「殺菌」版では、ISP はサーバのレベルでフィルタリングソフトのインストールと更新をすることになる。各 ISP はこの計画に基づき、フィルタリングソフトを導入しているか、現在なお開発中である。また、シンガポールの学校では、おおむねフィルタリングソフトが導入されている。

2001 年 2 月 22 日から 24 日に、シンガポールにて PAGi (Parents Advisory Group for the Internet) および NIAC (National Internet Advisory Committee)の主催により、インターネット上の児童の安全確保のためのコンベンションおよび展示会である Safe Surfing 2001 が開催された。全世界から IWF 等のホットライン関係者、ICRA 等のレイティング団体関係者、ベルテルスマン財団等の民間団体関係者、Symantec 等の業界関係者、FTC 等の政府関係者、その他教育機関の代表者が集まり、児童がインターネットを安全に利用するための制度的、技術的な方策について活発な議論と意識合わせが行われた。日本からは当協会がコンベンションおよび展示会に参画した。

2.7.2 法規制および判例等

²⁷ 総務省(旧郵政省)「インターネット上の情報流通ルールについて」(1997年)

違法・有害情報に対するプロバイダの責任について、特に法律による規制はない。SBA が接続の禁止を求めたサイトに対してのブロッキング等の義務を怠ると罰金を課せられたり、免許を取り上げられる可能性はある²⁸。

²⁸ 総務省（旧郵政省）「インターネット上の情報流通ルールについて」（1997年）

3 . レイティング/フィルタリングに関する標準化動向

3 . 1 PICS

PICS (Platform for Internet Content Selection、インターネットコンテンツ選択のための技術基盤) とは、Web 標準化団体である W3C (World Wide Web Consortium) がインターネットの社会的責任を技術的に解決するために、1995 年夏から、規制なしでインターネットアクセスをコントロールするために開発を進めてきた技術基盤である。PICS の特徴は、インターネットにおける情報発信を制限することなく、受信者が設定するレベルに合わせて、選択的に情報を受信 (フィルタリング) できるようにするところにある。W3C は、実現するためのフォーマット等に関する標準仕様を規定するのみで、ソフトウェアやレイティング基準 (レイティングの際に用いられる基準や尺度のこと) を提供する訳ではない。それらは、外部機関の活動に任せられている。例えば、マイクロソフト社のブラウザソフトウェアであるインターネットエクスプローラ 3.0 以降、またネットスケープのコミュニケーター4.5 以降には PICS 準拠のフィルタリング機能が組み込まれている。フィルタリングを実現するためには、そのようなソフトウェアやレイティング基準の他に、コンテンツプロバイダ自身が情報に対してレイティングする (セルフレイティング) か、流通している情報に第三者が付加的なレイティングを行う (サードパーティ・レイティング) ことによるラベルデータベースが必要である。サードパーティ・レイティングのデータベースは、異なる価値観に基づき複数種類存在しても良い。そのような多様なラベルデータベースからのラベルデータをフィルタリングソフトウェアが受信者の設定に基づいて参照することによって、受信者が受信する情報、または親や教師が監督下の子供たちに与える情報をコントロールすることが可能となる。

PICS の仕様書においては、PICS ラベルの記述方法、PICS ラベルの転送方法、PICS ルールの記述方法、およびレイティングサービス (Web コンテンツに対するラベルを提供するサービスをいう) の記述方法が規定されている。

PICS 基準に準拠したレイティング基準として、RSACi、SafetyOnline、SafeSurf、NetShepherd、ICRA が挙げられる。

3 . 2 RSACi

米国の非営利団体である RSAC (Recreational Software Advisory Council、娯楽ソフト諮問会議) は、スタンフォード大学 Donald F. Roberts 博士によるメディアが児童に与える影響に関する研究をもとに、TV ゲームソフトの内容評価を行い、両親が児童に与える TV ゲームソフトを選択するための基準を提供した。1994 年には初めて、RSAC システムを用いた TV ゲームソフトのレイティングが行われた。インターネットの普及に

に伴い、インターネット上の Web サイトにも対象を広げ、両親が児童に見せる Web サイトを選択するための基準として RSACi (Recreational Software Advisory Council on the Internet) を作成した。RSACi のレーティング項目は世論や議会の検討に基づいて選定され、レーティングレベルは同博士の行った過去の研究に基づいて定められた。1996 年 4 月から、RSAC の Web サイト上で、Web サイト作成者が RSACi に準拠した PICS ラベルを作成できるセルフレーティングツールを公開していた。1996 年 8 月には、マイクロソフトのインターネットエクスプローラ 3.0 の PICS 準拠フィルタリング機能である「コンテンツアドバイザー」において、RSACi のレーティング基準が組み込まれた。また、1998 年 6 月にはネットスケープが自社のブラウザに RSACi を組み込む旨を発表した。マイクロシステム (MicroSystem) の Cyber Patrol というフィルタリングソフトにも組み込まれている。しかし RSAC は資金難のため、ICRA の設立時に、ICRA に吸収合併されることとなった。

RSACi のレーティング基準は表 1 の通りであり、レーティングレベルの数値が大きくなるほど、より有害なコンテンツを含む Web サイトであることを示す。

表 1 . レーティング基準 RSACi

レベル	暴力 (v)	ヌード (n)	セックス (s)	言葉 (l)
4	強姦、または残虐な暴力 Rape or wanton, gratuitous violence	刺激的な全裸 Frontal nudity (Qualifying a provocative display)	明白な性行為、または性 犯罪 Explicit sexual acts or sex crimes	露骨な言葉、下品な言 葉、または極端な憎悪の 言葉 Crude, vulgar language or extreme hate speech
3	攻撃的な暴力、または人 間の死 Aggressive violence or death to humans	全裸 Frontal nudity	明白でない性行為 Non-explicit sexual acts	激しい言葉、または憎悪 の言葉 Strong language or hate speech
2	実在する物の破壊 Destruction of realistic objects	部分的なヌード Partial nudity	着衣のままの性的接触 Clothed sexual touching	極端でない悪口、または 神に対する冒瀆 Moderate expletives or profanity
1	人間の傷害 Injury to human being	露出的な服装 Revealing attire	情熱的キス Passionate kissing	穏やかな悪口 Mild expletives
0	上記のどれにも当てはま らない、またはスポーツ 関連 None of the above or sports related	上記のどれにも当てはま らない None of the above	上記のどれにも当てはま らない、またはイノセン トなキス；ロマンス None of the above or innocent kissing; romance	上記のどれにも当てはま らない None of the above

RSACi のレーティング基準は、サードパーティ・レーティングにおいて利用することも可能だが、元来、コンテンツプロバイダによるセルフレーティングを意図して作成・運用されている。RSACi の ICRA への吸収合併後も ICRA の Web サイト上でセルフレーティングツールが公開され、2000 年 11 月末までに同ツールを用いてセルフレーティングを行なった Web サイトは 167,168 件に上った。セルフレーティングにおいて、現状

でこの件数に匹敵する他のレーティング基準はない。しかし、2000年12月の新たなICRAラベリング基準の立ち上げに伴い、RSACi用のツールは公開終了となった。

3.3 SafetyOnline

SafetyOnlineとは、RSACiをベースとし、RSACiを拡張していくことを意図したレーティング基準であり、ニューメディア開発協会が平成7年度補正予算による「インターネットにおけるフィルタリングシステムの開発」において作成したものである。RSACiの基準に従った「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」の4つのカテゴリーに加えて、これら4つのカテゴリーでは網羅できない有害コンテンツへの対応として、新たに「その他」のカテゴリーを設けたことが特徴である。さらに、「その他」に分類された有害コンテンツの中から、必要に応じて新たなカテゴリーを抽出して追加していくことが今後の目標である。

SafetyOnlineのレーティング基準は表2の通りであり、レーティングレベルの数値が大きくなるほど、より有害なコンテンツを含むWebサイトであることを示す。

表2 . レイティング基準 SafetyOnline

レベル	ヌード(n)	セックス(s)	暴力(v)	言葉(l)	その他(e)
4	「性器の強調」 人やそれに類するものの全裸の描写で、性器を強調した描写。	「性行為」 明らかに性行為とみなせる描写。及び強姦などの性犯罪、嗜虐的・被虐的性行為の描写。	「残虐」 拷問や死体の切断、強姦などの残虐な場面や、切断された死体など残虐行為が描写されている。	「誹謗中傷」 特定の個人や団体に対する誹謗中傷や著しくわいせつな表現を含んでいる。	「反社会的」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で反社会的と思われるコンテンツを含む。
3	「全裸」 人やそれに類するものの性器や陰毛が見えるような全裸写真、絵画、イラストなどの描写。	「性行為らしき描写」 明らかに性行為であるとみなせないが、性行為らしいと思われるあるいは性行為を連想させる描写。	「殺人」 人やそれに類するものの明確な殺意や破壊の意志のもとに暴力が加えられ殺されるような場面の描写、あるいは流血や死体など、暴力の結果が描写されている。	「わいせつ表現」 露骨にわいせつな表現や卑猥なジェスチャーが含まれている。	「違法」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で違法性があるが、反社会性は持たないと思われるコンテンツを含む。
2	「部分的なヌード」 性器は見えないが、臀部、胸部のように通常衣服で隠蔽されている身体の一部が露出されている描写。	「着衣のままの性的接触」 ペッチング等、着衣で性器の見えない状態で行われる異性間あるいは同性間の性的接触。	「殺傷」 人に対する傷害行為やそれを連想させるような描写を含んでいる。	「悪口」 冒瀆的な意図や俗悪な意図をもって使われるスラングや悪口が含まれている。	「公序良俗に反する」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で公序良俗に反すると思われるが、違法ではないと思われるコンテンツを含む。
1	「露出的な服装」 性器や臀部、女性の胸部など身体の部分的露出はないが、身体の線が強調されていたり、乳房の3/4程度までが見えるような服装をしている人物、写真等の描写。	「セクシャルなキス」 舌が接触している、あるいは口が開いているようなキス。親愛の情を示すようなキスは含まない。	「争い」 人や動物が争っている描写であり、傷害や流血の描写は含まない。	「穏やかな悪口」 比較的穏やかなスラングや性的機能に関する解剖学的言及のもとでの表現を含んでいる。	「要注意」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外で子供に見せるのに注意を要するが、公序良俗に反するほどではないと思われるコンテンツを含む。
0	「なし」 レベル1~4に属するような描写を含まない。	「なし」 レベル1~4に属するような描写を含まない。	「なし」 レベル1~4に属するような描写を含まない。	「不快感を与えない言葉」 レベル1以上の悪口やわいせつ表現などの表現、言葉がない。人に不快感を与えない言葉や文章で記述されている。	「なし」 「ヌード」「セックス」「暴力」「言葉」以外でレベル1以上の記述に相当するようなコンテンツを含まない。

ニューメディア開発協会は平成7年度補正予算による「インターネットにおけるフィルタリングシステムの開発」以来、SafetyOnlineのレイティング基準に則って2001年3月までに、主に日本語サイトを対象に60万件のラベルデータベースを作成している。これは、日本語サイトのラベルデータベースとしては最大のものである。今後は、インターネットの国際性に鑑みた英語サイトのレイティングや、利用が増えつつあるニューズグループのレイティングを推進していくことが課題である。

3.4 SafeSurf

1995年6月に設立されたカナダの企業である SafeSurf 社が策定したレイティング基準であり、RSACi と同様、表現の自由を尊重しながらインターネットを利用する児童を有害情報から守ることを目的としている。レイティング基準の制定にあたっては、世界中の何万人もの親やネット利用者の意見を反映させているということである。また、以下の点で他のレイティング基準よりも自らを優れているとしている。

- ・ レイティング項目が詳細である
- ・ コンテンツそのものに対するレイティングのみならず、そのコンテンツが「どのように」描写されているかも加味してレイティングされている。
- ・ セルフレイティングによるレイティングとサードパーティ・レイティングによるレイティングによるレイティングとの間で、レイティングに対する合意が図られやすいように考慮されている。

同基準では、以下の10個のレイティング項目が設けられている。

- ・ Profanity
- ・ Heterosexual Themes
- ・ Homosexual Themes
- ・ Nudity
- ・ Violence
- ・ Sex, Violence, and Profanity
- ・ Intolerance
- ・ Glorifying Drug Use
- ・ Other Adult Themes
- ・ Gambling

さらに、芸術として作成されたものと興味本位で作成されたものとを区別できるよう、「何の描写を」レイティングするののみならず、「どのように描写しているのか」、あるいは「なぜ描写しているのか」まで含めてレイティングできるように、各項目ごとに以下の9段階のレベルを設定することができる。これらのレベルは以下のように年齢層に対応付けられたものである。

- ・ All Ages
- ・ Older Children
- ・ Teens
- ・ Older Teens
- ・ Adult Supervision
- ・ Adults
- ・ Limited to Adults
- ・ Adults Only
- ・ Explicitly for Adults

SafeSurf では RSACi と同様にセルフレイティングを推奨しており、SafeSurf の Web サイト上のレイティング申請フォームに従って必要事項を記入し、申請を行い、申請後 SafeSurf から送り返されたレイティングレベルを自らの Web ページの HTML データ中に張り付けることでセルフレイティングが完了する。

また、SafeSurf のレイティング基準は RSACi と同様に Internet Explorer と Netscape Communicator に組込まれており、同基準に基づいてセルフレイティングされた Web サイトをブラウザ上でフィルタリングすることが可能である。

3 . 5 NetShepherd

1997 年 2 月からカナダの NetShepherd 社によって提供されている PICS 標準のレイティングサービスである。レイティングサービスの提供にあたって、同社は 1996 年 12 月から 300 人以上のネット愛好者によるレイティングを実施している。NetShepherd 社のレイティング基準は特に教育向けを想定したものではなく、インターネット上の情報の選別全般において利用する事を主要な用途としているが、レイティングレベルとして年齢を採用していることから、教育にも利用できる形になっている。

レイティング項目としては、コンテンツの種類をレイティング項目とする代わりに、「age appropriateness (年齢適性)」と「quality (質)」の 2 つをレイティング項目としている。レイティング項目「age appropriateness (年齢適性)」については、年齢に基づいて以下の 4 つのレイティングレベルを設定している。

- ・ General
- ・ Teen
- ・ Adult
- ・ Objectionable

一方、「quality (質)」については、内容的に乏しいとする poor から非常に優れていることを示す excellent までの 5 段階のレイティングレベルを設定し、コンテンツを評価している。

- ・ poor
- ・ fair
- ・ good
- ・ very good
- ・ excellent

NetShepherd 社は上記の基準に則って、Web サイトのレイティングを行っており、quality については、Web サイトに含まれる文章、グラフィックス、音響効果、構成等を総合的に評価して定めている。

3 . 6 ICRA

ICRA (Internet Content Rating Associatin) とは、1999 年 5 月に設立された英国および米国の非営利団体であり、国際的なレイティングシステムの開発と普及を行なっている。ICRA は 2000 年 12 月に RSACi の後継となるレイティング基準である ICRA ラベリング基準を開発しており、同基準に基づいてセルフレイティングを行なうためのツールを ICRA の Web サイト上で公開している。ICRA はこの新たなレイティング基準をフィルタリングシステムにおける国際標準とすべく、普及促進活動を行なっている。2000 年 12 月の新基準の立ち上げ後 1 ヶ月間 (2001 年 1 月末まで) で、セルフレイティングをした Web サイトの件数は 7000 弱に上った。

ICRA 及び ICRA ラベリング基準については第 7 章以下で詳述する。

4．国内外フィルタリングソフト

4．1 国内フィルタリングソフト

国内フィルタリングソフトとして、下記のソフトウェアについて、機能、普及状況等を調査した。

- ・ AD GUARD
- ・ Bess
- ・ Cyber Patrol
- ・ CYBERSitter
- ・ KidsGoGoGo
- ・ SmartFilter
- ・ SurfWatch
- ・ WebSENSE

上記のソフトウェアは、AD GUARD と KidsGoGoGo 以外は国外の主要なフィルタリングソフトを国内企業が日本語に翻訳し、国内向けに販売しているものである。これらにニューメディア開発協会が開発した SFS（サーバ型フィルタリングシステム）を加え、以下の通りフィルタリングソフト機能一覧表を作成した（表3、表4参照）。

表3. フィルタリングソフト機能一覧表(その1)

製品名	AD GUARD	Bess	Cyber Patrol	CYBERSitter	KidsGoGoGo
開発元	株式会社アイキューエス/ 株式会社電通テック 共同開発	米N2H2	英SurfControl 米The Learning company	米Solid Oak Software	株式会社マキエンタープライズ
国内販売元	株式会社アイキューエス	日商エレクトロニクス株式会社	株式会社アスキー	株式会社アイキューエス	株式会社マキエンタープライズ
サポートするサーバプラットフォーム	Windows NT Solaris Microsoft Proxy Server DelGate5.9.1 Proxy97 Proxy2000 Proxy Wingate2.1.D Squid Apache DeleGate	Linux	(プロキシタイプ) Solaris Linux Windows NT Microsoft Proxy Server Novell Border Manager FireWall-1 Squid (クライアントタイプ) Windows 98 Windows 95 Macintosh	(対応クライアントOS) WindowsME Windows 98 Windows 95	Macintosh
クライアントタイプ/ プロキシタイプ	プロキシ	プロキシ	プロキシ クライアント	クライアント	クライアント
主要顧客	学校、官公庁、企業	学校、企業、ISP、官公庁	企業、学校、家庭	家庭	家庭、学校
フィルタリング方式	キーワードマッチング(フレーズマッチング)+PICSラベルビューロ参照(RSACi)+ホワイト/ブラックリスト+セルフレイティング(V-chips)	独自データベース	独自データベース(ドメイン単位)+ホワイト/ブラックリスト	キーワードマッチング(フレーズマッチング)+PICSラベルビューロ参照(RSACi)+ホワイト/ブラックリスト+セルフレイティング(RSACi、V-chips)	ホワイトリスト
フィルタリング対象プロトコル	HTTP、Telnet、IRC、NNTP	不明	HTTP、IRC、FTP、Gopher、NNTP等	HTTP、Telnet、IRC、FTP、NNTP、SMTP等	不明
データベースのレイティング項目	15項目	43項目(コンテンツ記述項目33、コンテキスト記述項目6、その他の項目4)	14項目	15項目	なし
データベースの件数	不明	300万サイト(2000年5月現在)→430万サイト(2001年1月現在)うち日本語サイト18万サイト 25カ国語以上のサイトをカバー	17万ドメイン、サイト数換算で85万サイト(2001年1月現在)	不明	国内、海外の約12万サイト
データベース登録・更新期間	(フレーズの更新) 月に3回	毎日	週1回	(フレーズの更新) 月に3回	週1回
データベースの作成方法	自動(週1回)/手動	自動検索+自動/手動による確定(日米で80人以上のレビュアー)	自動/手動	自動(週1回)/手動	自動/手動による確定
データの配信	不明	差分データをネット経由で毎日配信	週1回自動更新	週1回自動更新	毎日
既定プロファイル	不明	あり(「学校向け標準設定」「図書館向け標準設定」「企業向け標準設定」)	不明	デフォルト設定あり	なし
時間帯別設定	可能	可能	可能	可能	不可
グループ別設定	不可	可能	可能	不可	不可
通信レポート機能	テキスト形式のログファイルのみ	あり	あり	テキスト形式のログファイルのみ	なし
価格	初期費用37,500円(5ユーザ)から	初期費用59万8千円(サーバ1台当り)、年間サービス料金76万円(600ユーザまで)	クライアントタイプ: 6,800円 2年目以降年間3,600円の更新料 プロキシタイプ: 5年間、25ユーザで40万円から	9,800円 2年目以降年間2,000円の更新料	4,800円
利用者数	1,445団体(学校、公共機関のみの集計。CYBERSitter含む) (2000年11月現在)	欧米諸国で1000万人	不明	1,445団体(学校、公共機関のみの集計。AD GUARD含む) (2000年11月現在)	不明

表4. フィルタリングソフト機能一覧表(その2)

製品名	SmartFilter	SurfWatch	WebSENSE	SFS(サーバ型フィルタリングシステム)
開発元	米Secure Computing	米Spyglass	米NetPartners	財団法人ニューメディア開発協会
国内販売元	株式会社バーテックスリンク	スカイ・シンク・システム株式会社	アルプシステムインテグレーション株式会社	財団法人ニューメディア開発協会
サポートするサーバプラットフォーム	UNIX Windows NT Netscape Proxy Server Microsoft Proxy Server FireWall-1 BoderWare Cache Flow Inktomi NetCache SecureZone Sidewinder Squid Proxy	Windows NT NetscapeProxyNT/Unix Microsoft Proxy Server FireWall-1 SecuriTNT/Unix	Windows NT FireWall-1 (NT/2000/Solaris) Microsoft Proxy Server (NT/2000) Netscape Proxy Server (Solaris) NetScreen (NT) Cisco PIX (NT/2000/Solaris) Cisco CacheEngine (NT/2000/Solaris) GNAT BOX (NT) Inktomi Traffic Server (Solaris) Cache Flow Conclave (NT)	SUN Solaris2.5.1 TurboLinux3.0 Free BSD Windows NT (SFSVer.2ではSUN Solaris2.5.1以上、TurboLinux6.1、Windows NT/2000にも対応予定)
クライアントタイプ/ プロキシタイプ	プロキシ	プロキシ	プロキシ	プロキシ
主要顧客	企業、学校、官庁	学校、企業、ISP	学校、企業、官公庁、ISP	学校、企業、自治体、家庭
フィルタリング方式	独自データベース(ドメイン、パス、ページ単位)	独自データベース+キーワードマッチング(文脈依存パターンマッチング)	独自データベース(ドメイン、パス、ページ単位)+ホワイト/ブラックリスト(ドメイン、IPアドレス単位) ※RSACiラベルのあるコンテンツを目視で確認し、独自データベースに追加している。	独自データベース(SafetyOnline)+PICSラベルビューロ参照(RSACi)+ホワイト/ブラックリスト(ドメイン、IPアドレス単位)+セルフレイティング ※キーワードマッチングはレイティング時に使用。
フィルタリング対象プロトコル	不明	HTTP、IRC、NNTP	HTTP、HTTPS、FTP、Gopher、NNTP、IRC、Telnet、RealAudio	HTTP (SFSVer.2ではHTTPS、FTPIにも対応予定)
データベースのレイティング項目	27項目	20項目(主要カテゴリ5+生産性カテゴリ15)+ユーザ定義	30項目	5項目(SafetyOnline)
データベースの件数	日本語サイト 26万件 英語サイト 37万件 中国語サイト 4万件 (2001年2月現在)	10万サイト以上	日本語16万を含む約160万URL(2000年12月現在)	60万件(2001年3月現在)
データベース登録・更新期間	週1回	毎日	毎日	週1回
データベースの作成方法	手動	手動/自動検索+手動による確定	自動検索+手動による確定(日本、米国の専任者(40名以上)と世界70ヶ国400のパートナー)	自動検索(キーワード検索)+自動レイティング(キーワードマッチング+類似画像)+手動によるレイティング値確定
データの配信	週1回	毎日	毎日	毎日
既定プロファイル	あり	あり	Webサイト上に「推奨規制例」を掲載	プロファイルビューロからダウンロード可能
時間帯別設定	可能	可能	可能	可能
グループ別設定	不可	可能	可能	クライアントごとに設定可能
通信レポート機能	あり	あり	あり	あり
価格	1年間、50ユーザ(学校向け)で19万8千円から	50台ライセンスで初年度14万円から	1年間、25ユーザ(学校向け)で11万8千円から	無料配布
利用者数	販売実績:1000社以上 企業系/官庁・学校・自治体系の比率は55% /45% (2000年2月現在)	不明	国内販売実績:2,565サーバ 約996,050ユーザライセンス 官公庁関係 103機関、ISP 35機関、企業関係 815社 学校・教育機関関係 6,500校 (2000年11月10日現在) 世界販売実績:15,900サーバ 4,250,500ユーザライセンス (2000年11月10日現在)	配布先:560件 内訳 学校:191件、企業:238件、公共機関:37件、個人:85件 その他:9件 (2001年1月末現在)

参考までに、Bess におけるレイティング項目の一覧を表 5 に挙げる。これは、Bess 独自のレイティング基準である。

表 5 . Bess のレイティング項目一覧

43のレイティング項目	
1. コンテンツ記述項目	
Adults Only: 18歳以上	News: ニュース
Nudity: 裸	Stocks: 株式
Sex: 性関連	Jokes: ジョーク
Violence: 暴力	SchoolCheatingInformation: カンニング
Gambling: ギャンブル	FreePage: フリーページ
Drugs: 薬物	Lingerie: 下着
Illegal: 違法行為	EmploymentSearch: 職探し
Profanity: 下品な言葉	Weapons: 武器
Chat: チャット	PersonalInformation: 個人情報
FreeMail: フリーメール	Personals: 個人広告
Hate/Discrimination: 人種差別	AuctionSites: オークション
Tasteless/Gross: おぞましい	E-CommerceSite: e-コマース
Sports: スポーツ	
Swimsuits: 水着	
Pornography: ポルノ	2. コンテキスト記述項目
Alcohol: アルコール	★For Kids: 子ども
Tobacco: タバコ	★Moderated: 編集済み
Message/BulletinBoards: 掲示板	★History: 歴史的
Games: ゲーム	★Medical: 医学的
Murder/Suicide: 殺人・自殺	★Education: 教育的
Recreation/Entertainment: レクリエーション・エンターテイメント	★TextOnly: 文章
3. その他の項目	
Loopholes: 変換・翻訳サイト	
AllowOnlyTrustedSearchResult: フィルターのあるサーチ結果の許可	
BlockUnfilteredSearchResults: フィルターの無いサーチ結果のブロック	
AllowSearchTerms: サーチエンジンの検索語の許可	

4 . 2 国外フィルタリングソフト

「4 . 1 国内フィルタリングソフト」で記述したように、国外の主要なフィルタリングソフトウェアの多くは、日本語化されて国内販売されている。本節では、日本語化されていない国外フィルタリングソフトとして、米 McAfee 社のコンテンツ・フィルタリング・サービスである「Internet Privacy Service」を紹介する。

サービス提供元：米 McAfee 社

サービス名称：Internet Privacy Service

提供開始時期：2000 年 10 月

価格：年間 29 ドル 95 セント

機能：

- ・ URL データベースによるコンテンツ・フィルタリング

- ・ クッキーブロック機能
- ・ 広告ブロック機能
- ・ 自動チャットフィルタリング機能（児童が不適切なタイトルを掲げたチャットルームへ入室するのを防ぐ機能）
- ・ インターネット接続時間制限機能
- ・ 個人情報保護機能（クレジットカード番号や社会保障番号、銀行口座番号等の個人情報を、モニタリングや暗号化を行うことにより、データが不正に伝送されるのを防ぐ機能）

このように、有害情報をフィルタリングするための通常の機能に加えて、ネット上の様々な危険から児童を技術的に守るための機能がバインドされていることが、目立った特徴である。これは、最近の日本国内の市販フィルタリングソフトウェアについても言えることである。

また、米 Consumer Reports が最近行なった、米市販フィルタリングソフトの有効性に関する調査の結果を表 6 に挙げる。

表 6 . 米市販フィルタリングソフトの有効性²⁹

フィルタリングソフト	ターゲットとなる有害サイトのブロック率
AOL YoungTeen	100%（ホワイトリスト ³⁰ 方式のため）
AOL MatureTeen	70%
Cyber Patrol 4	77%
Cybersitter 2000	78%
Cyber Snoop	10%
Internet Guard Dog	70%
Net Nanny4	48%
Norton Internet Security Family Edition	80%

²⁹ "Consumer Reports"2001 年 3 月号

³⁰ ホワイトリストとはフィルタリングの一方式であり、予めリストアップされた Web サイトに対してのみ、利用者の閲覧を許可する方式である。これに対し、予めリストアップされた Web サイトに対して利用者の閲覧を禁止する方式が、ブラックリスト方式である。

5. フィルタリング反対派の動き

5.1 代表的な反対派の動き

5.1.1 ACLU (American Civil Liberties Union、米国)

ACLUは1997年8月に"Is Cyberspace Burning?"という報告書を作成した。同報告書では、政府の強要による、ネット上のコンテンツをレイティングしようとする業界の努力が、言論の自由を侵害する可能性があることを警告している。1998年6月には"Censorship In a Box"という報告書を作成した。同報告書では、図書館におけるフィルタリングソフトの義務的な使用は不適切であり、違憲であると述べている。具体的には、同報告書には以下の記述が含まれる。

生徒にはインターネットを使用する際に批判的に考えるスキルを教育させるべきであるが、フィルタリングソフトは生徒が批判的に考えるスキルを全く学ばせない。フィルタリングソフトは学校や図書館のコンピュータを使用しているときにしか働かないが、いずれ生徒たちは実社会に出てフィルタリングソフトのないコンピュータを使用しなければならない。

親などが自発的に使用した場合にはフィルタリングソフトはいくらか有用なツールでありうるが、政府が使用を義務づけた場合には、それは検閲のツールでしかない。学校や図書館で義務的に使用することになれば、政府がサイトをブロックするかどうかの判断を下すようになるだろう。

フィルタリングソフトは不完全で、有害情報をブロックし切れないし、有益なサイトをもブロックしてしまう。フィルタリングソフト作成者やレイティング者の恣意的な見解が入り込む危険性がある。

このようなフィルタリングソフトを導入する代わりに、学校と図書館はいつ、どのように若者がインターネットを使うべきかという、コンテンツによらない規則を作るべきであり、インターネットの責任ある使用に関する教育セミナーを設けるべきである。

米ヴァージニア州の Loudoun 郡公共図書館 (Loudoun County Public Library) は全コンピュータ端末でフィルタリングソフトを使用したことによって 1997 年 12 月に訴えられていたが、1998 年 2 月、ACLU はこの訴訟メンバーに加わっている。

1998 年 10 月 22 日、ACLU、EFF (Electronic Frontier Foundation) および EPIC (Electronic Privacy Information Center) は前日クリントン大統領によって署名された児童オンライン保護法 (COPA) が言論の自由に抵触するものとして、法廷で争う旨を

発表した。同法は、子供をネット上のポルノから遠ざけるために、クレジット番号など「大人」であることを証明する情報を入力しない利用者には一切有害なコンテンツを見せてはならないとするものである。子供にとって有害とみなされるコンテンツを商業目的で、知っていながら子供に見せた Web サイトには刑罰が課せられる。

ACLU の副理事長である Barry Steinhardt は、自主レーティングは、自サイトをレーティングしない多くのサイトが残るため不十分だと述べている（1999 年 1 月）。

5 . 1 . 2 EFF (Electronic Frontier Foundation、米国)

1998 年 3 月 12 日、EFF の理事長でもある Barry Steinhardt は COPA とインターネット学校フィルタリング法 (Internet School Filtering Act) の両法案に対する声明を発表した。インターネット学校フィルタリング法は「e-rate」のインターネット助成金を受けている学校と図書館とに、年少者が「不適切な」コンテンツにアクセスすることを防ぐためにフィルタリングソフトを使用することを義務付けるものである。同声明では、未熟なフィルタリングソフトが「下品 (indecent)」でないコンテンツまでブロックし、子供と大人が同様に、多様な考え方が埋まっているインターネットへのアクセスを拒否されることになると述べられている。

Barry Steinhardt は「個人が個人的使用のために PICS やフィルタリングソフトを使うことを禁じるべきだとは言わないが、図書館のような公共施設での使用は不適切であり、違憲であると思う」と言っている（1998 年 8 月）。

1998 年 9 月 11 日、IFEA (Internet Free Expression Alliance) (EFF はその一員である) は下院の電気通信、通商および消費者保護に関する小委員会に対して COPA とインターネット学校フィルタリング法の両法案に反対する証言を行っている。その中で IFEA は、政府ではなく親や教師が子供たちにネット上でアクセスする情報に関するガイダンスを与えるべきであると述べている。また、フィルタリングソフトは有益でかつ合法的なコンテンツへのアクセスさえ制限してしまうこと、フィルタリングソフトは作成者の判断や価値観、偏見が反映されてしまうこと、政府が公共の学校と図書館に使用を義務付けることは検閲に当たり、憲法上の言論の自由に抵触する旨を述べている。

1998 年 10 月 22 日、EFF は ACLU と EPIC と共に、COPA が言論の自由に抵触するものとして法廷で争う旨を発表した。

5 . 1 . 3 ALA (American Library Association、米国)

1998 年 2 月 10 日、ALA は上院の商取引、科学および輸送委員会に対する声明の中で、フィルタリングソフトは家庭で親が使用するためのツールとしては有用でありうるが、図書館での使用は疑問であると述べ、連邦法による一律的な導入に反対している。同声

明によると、図書館はコミュニティ内のすべての利用者に奉仕するものであり、フィルタリングソフトの使用は大人と子供の両者から有益かつ合法的な情報を提供するサイトへのアクセスを奪ってしまうという。また、子供たちは何が有益な情報で何がそうでないかの判断を下すための批判的思考と情報スキルを学ばねばならないが、フィルタリングソフトは子供たちがこのようなスキルを学ぶ機会を奪うという。

5.2 その他の動き

1998年8月18日、マサチューセッツ大学のある学生が自分のWebサイト上に、Netscape Communicator 4.06中のサイトをブロックする機能であるPICSを動かなくさせるソフトを掲載した。彼は、「ネット上で見たくないコンテンツを見ないための唯一確実な方法は、そこに行かないことだ。どれほど技術を集めても、決して常識の代用品になることはない」と述べている。また彼は、ブロックされるサイトに行く前に訪れれば、ブロックされたコンテンツを見ることができるようなプロキシサーバも作っている。彼は、PICSや関連したソフトが政治的・宗教的見解を検閲する目的でも使われうると言い、「それらは一人前の検閲ツールだ」と述べている。

1998年10月、十代の反フィルタリング運動者団体であるPeacefireはインターネット上で、ポピュラーなフィルタリングソフトであるCyber Patrolのマスターパスワードを解読するソフトを開発した。マスターパスワードを使用することにより、利用者はCyber Patrolのサイトブロック機能を停止させ、自由にWebサイトとチャットルームにアクセスすることができる。Peacefireの創設者によれば、同団体がこのソフトをリリースするのは、学校や図書館におけるフィルタリングソフトの使用に抗議するためでもあるという。また、「インターネットは子供にとって危険ではない。子供が若いからといって、彼らの見解が大人より妥当でないとは思わない」と述べている。

1998年11月23日、米ヴァージニア州の連邦裁判所は、ヴァージニア州のLoudoun郡公共図書館におけるフィルタリングソフトの使用は憲法上の言論の自由に抵触するとの判決を下した。同図書館は、1997年10月に、「子供にとって有害」とみなされるサイトをフィルタリングするソフトをすべてのインターネット端末にインストールしていた。判決の理由は、フィルタリングソフト使用に関する同図書館のポリシーにおいては、子供にとっては有害であるが憲法上で保護されているコンテンツに対して大人がアクセスすることを制限してしまうということ、また何が児童ポルノ、わいせつなコンテンツ、子供にとって有害なコンテンツとみなされるのかが曖昧だということであった。

5.3 フィルタリング反対派の代表的意見

反対派は概して、フィルタリングソフトを個人で使用することはかまわないが、学校

や図書館で使用することに反対している。学校や図書館での使用に反対する主張は、主に以下の3つの意見から成っている。

5.3.1 言論の自由による反対意見

個人が家庭などで自分の意思でフィルタリングソフトを使うことには問題がないが、政府が学校や図書館などの公共施設での使用を義務づけた場合は、政府によるネット上の情報の検閲にあたる。なぜなら、そのような義務的な使用の場では、政府があるサイトをブロックするかどうかの判断を下すようになるだろうからである。また、図書館におけるフィルタリングソフトの使用は、合法的なコンテンツへの大人のアクセスをも制限してしまうため、言論の自由を侵害している。

5.3.2 教育論的な反対意見

フィルタリングソフトはポルノを遮断するのみならず、世の中に様々な悪が存在するという現実をも遮断してしまう。子供たちはネット上の有害コンテンツを認識することによって、何が自分にとって有益で何が有害か判断することを学び、ネット上のアクセスを自己管理する能力を身につけて行くべきであるが、フィルタリングソフトの導入はそのような学習の機会を子供たちから奪ってしまう。

5.3.3 技術的な反対意見

フィルタリングソフトではブロックできないWebサイトが残ってしまう。また、レイティングシステムを伴わないフィルタリングソフトでは、有益なコンテンツまでブロックされることがある。さらに、ソフト作成者やレイティング者の恣意的な判断や価値観、偏見が反映される恐れがある。

． ICRA 対応要求仕様調査

1 ． ICRA 対応要求仕様調査の目的

本編は、インターネット上の有害コンテンツに対する国際レーティング基準策定団体である ICRA の開発した基準を調査することによって、レーティング/フィルタリングシステムを ICRA 基準に対応させるために必要な機能項目およびその開発内容を規定することを目的とする。

具体的には、ICRA のレイヤーケーキモデルを含むフレームワーク、および ICRA 記述子について調査を行う。また、ICRA 基準に対応した RAT ファイル (PICS に準拠したレーティング基準を定義したファイルを示し、レーティングをするための項目・レベルを定義するもの) の仕様を定義することによって、ICRA 基準対応 RAT ファイルの開発の一部とする。

2 ． ICRA の組織概要

ICRA (インターネット・コンテンツ・レーティング協会、Internet Content Rating Association) は、1998 年 10 月 7 日、カナダのオタワで開催された OECD 電子商取引閣僚級会議において、国際的なセルフレーティングシステムの開発を目的として、英国のインターネット・ウォッチ財団 (Internet Watch Foundation、IWF)、ドイツの電子商取引フォーラム (Electronic Commerce Forum、ECO)、および米国の RSAC (娯楽ソフト諮問会議、Recreational Software Advisory Council) の 3 組織により、結成された。ICRA は当時から、英国のチャイルドネット・インターナショナル (Childnet International) とオーストラリアのオーストラリア放送行政局 (Australian Broadcasting Authority) の支援も受けている。1999 年 5 月には、正式に設立される運びとなった。

ICRA は慈善目的で登録された英国の独立非営利団体である。米国では連邦税法 501 条(c)(3)で規定される非営利団体として登録されている。ICRA のミッションは、コンテンツ発信者の表現の自由を守りながら、児童をインターネット上の有害情報から守ることとされる。

ICRA は第三者が Web サイトをレーティングするサードパーティ・レーティングよりもむしろ、コンテンツプロバイダが自らの Web サイトをレーティングするセルフレーティングを推進している。

ICRA は 2000 年 12 月現在、AOL、ベル・カナダ (Bell Canada)、ベルテルスマン財団 (Bertelsmann Foundation)、ブリティッシュ・テレコム (British Telecom)、ケーブル・アンド・ワイヤレス (Cable & Wireless)、ディジマーク (Digimarc)、電子ネッ

トワーク協議会、ユーロ ISP 協会 (EuroISPA)、ジオトラスト (Geotrust)、IBM、IWF、マイクロソフト (Microsoft Corp.)、ネットワーク・ソリューションズ (Network Solutions Inc.)、ノベル (Novell)、オンディジタル (OnDigital)、PAGi、ソフトウェア情報産業協会 (Software and Information Industry Association)、T オンライン (T-Online)、ザス (Thus)、UU ネット (UUNet) から資金援助を受けている。

3. レイティング基準 RSACi

ICRA はその設立時に、米国の非営利団体 RSAC (Recreational Software Advisory Council、娯楽ソフト諮問会議) から RSACi (Recreational Software Advisory Council on the Internet) という国際的なレイティング基準の知的所有権を承継している。この RSACi に対応したフィルタリング機能はマイクロソフトのインターネットエクスプローラとネットスケープのブラウザに組み込まれている。ただし、ネットスケープコミュニケーター 6.0 では後述の PICS ラベルをフィルタリングする機能自体が削除される予定である。

RSAC は、スタンフォード大学 Donald F. Roberts 博士によるメディアが児童に与える影響に関する研究をもとに、TV ゲームソフトの内容評価を行い、両親が児童に与える TV ゲームソフトを選択するための基準を提供した。1994 年には初めて、RSAC システムを用いた TV ゲームソフトのレイティングが行われた。インターネットの普及に伴い、インターネット上の Web サイトにも対象を広げ、両親が児童に見せる Web サイトを選択するための基準として RSACi を作成した。RSACi のレイティング項目は世論や議会の検討に基づいて選定され、レイティングレベルは同博士の行った過去の研究に基づいて定められた。1996 年 4 月から、RSAC の Web サイト上で、Web サイト作成者が RSACi に準拠した PICS ラベルを作成できるセルフレイティングツールを公開していた。1996 年 8 月には、マイクロソフトのインターネットエクスプローラ 3.0 の PICS 準拠フィルタリング機能である「コンテンツアドバイザー」において、RSACi のレイティング基準が組み込まれた。また、1998 年 6 月にはネットスケープが自社のブラウザに RSACi を組み込む旨を発表した。マイクロシステム (MicroSystem) の Cyber Patrol というフィルタリングソフトにも組み込まれている。しかし RSAC は資金難のため、ICRA の設立時に、ICRA に吸収合併されることとなった。

RSACi のレイティング基準は表 7 の通りであり、レイティングレベルの数値が大きくなるほど、より有害なコンテンツを含む Web サイトであることを示す。

表7．レイティング基準 RSACi

レベル	暴力 (v)	ヌード (n)	セックス (s)	言葉 (l)
4	強姦、または残虐な暴力 Rape or wanton, gratuitous violence	刺激的な全裸 Frontal nudity (Qualifying a provocative display)	明白な性行為、または性 犯罪 Explicit sexual acts or sex crimes	露骨な言葉、下品な言 葉、または極端な憎悪の 言葉 Crude, vulgar language or extreme hate speech
3	攻撃的な暴力、または人 間の死 Aggressive violence or death to humans	全裸 Frontal nudity	明白でない性行為 Non-explicit sexual acts	激しい言葉、または憎悪 の言葉 Strong language or hate speech
2	実在する物の破壊 Destruction of realistic objects	部分的なヌード Partial nudity	着衣のままの性的接触 Clothed sexual touching	極端でない悪口、または 神に対する冒瀆 Moderate expletives or profanity
1	人間の傷害 Injury to human being	露出的な服装 Revealing attire	情熱的キス Passionate kissing	穏やかな悪口 Mild expletives
0	上記のどれにも当てはま らない、またはスポーツ 関連 None of the above or sports related	上記のどれにも当てはま らない None of the above	上記のどれにも当てはま らない、またはイノセン トなキス；ロマンス None of the above or innocent kissing; romance	上記のどれにも当てはま らない None of the above

ICRA の Web サイト (www.icra.org/rate1.html) 上では、2000 年 11 月まで、この RSACi 基準のセルフレイティングを行うツールが引き続き提供されていた。Web サイト作成者が質問表に従って入力して行くと、PICS メタタグが作成、表示された。レイティング結果は当該 Web サイトの URL とともに ICRA のデータベースに登録された。RSACi 登録サイトは 2000 年 11 月末までに 167,168 件 (前月比 3,002 件増) であったが、12 月からは新たな ICRA ラベリング基準によるセルフレイティングに切り替わっており、RSACi 用のツールはもはや公開されていない。ICRA は、RSACi でセルフレイティングされたサイトの約 15% をポルノサイトと見積もっている。

RSACi 基準を用いたセルフレイティングにおいて、ミスラベリングがあった場合には ICRA が当該サイトに連絡し、再ラベリングを依頼するかまたはラベルを外してもらっていた。

4．ICRA 新システム開発の沿革

ICRA の新しいセルフレイティングシステムの開発にあたっては、既存の RSACi のシステムを基盤に、それに新たなカテゴリーを追加する方向で検討が始まった。これは、RSACi が米国の社会的文化的背景をもとに作成された経緯もあって、より多様な文化や価値観に対応できるようなレイティング基準を求める国際的な要請によるものであった。その折に、ドイツのベルテルスマン財団からレイティング/フィルタリングシステム全体を新たな見地から捉え直す「レイヤーケーキモデル (後述)」が 1999 年 9 月に提案さ

れ、このフレームワークに沿った形で、ICRA 新システムの全体像が構築されることとなった。

4.1 ICRAsafe プロジェクト

ICRA は 2000 年 4 月からは、欧州委員会から ICRAsafe プロジェクトの名目で助成金を受けている。これは、「インターネットの安全利用の促進に関するアクションプラン」（1999 年 1 月 25 日欧州委員会決定）に基づくものである。ICRAsafe プロジェクトの概要は以下の通りである。

期間：2000 年 4 月から 18 ヶ月

助成金：650,000 ユーロ

参加企業・団体：ICRA（コーディネーター）、AOL ヨーロッパ、ベルテルスマン財団、ケーブル・アンド・ワイヤレス、ザス

目的：セルフラベリングによる新レイティング/フィルタリングシステムの開発および消費者への無償提供。ただし、システムは国際的な使用に耐え、価値中立的なものではなければならない。また、INCORE のこれまでの活動を基盤とする。

同プロジェクトの契約では、フェーズ 1 およびフェーズ 2 という開発スケジュールが立てられている。

フェーズ 1 の主な目標は、新 ICRA ラベリング基準の策定と ICRA ラベリング基準に準拠したラベリング質問表の開発である（図 2 参照）。フェーズ 1 の期間は 2000 年 4 月から 2000 年 11 月までであった。2000 年 4 月の ICRAsafe プロジェクト立ち上げに先立ち、ICRA はコンサルテーションのために 13 人の専門家を全世界から招聘して諮問委員会（Advisory Board）を結成している。2000 年の 8 月 15 日から 23 日には、実地調査として、ICRA ラベリング基準（ドラフト）に基づいたラベリング質問表に関するアンケート調査が行われた。このラベリング質問表は、コンテンツプロバイダが ICRA の Web サイト上で Q&A 方式で答えて行くことにより、ICRA ラベリング基準に準拠した PICS ラベルを作成するツールである。アンケート調査の結果、506 団体から回答を得、そのうち英語圏からの回答は 89%であった。この調査における主要な検討事項・懸案事項は、以下のものであった。

- ・ コンテンツ記述子の選定（客観性；価値中立性；適度な詳細さ）
- ・ 新規カテゴリーの検討（プライバシー・金融等のカテゴリーを作るか否か）
- ・ コンテキスト記述子の選定（項目；カテゴリーごとに個別に指定するか否か）
- ・ ラベリングを容易にするショートカットキー（「成人専用サイト」「すべての年齢向

けサイト」「ティーンエイジャー向けサイト」等)

- ・ 規定された記述子以外のキーワードをコンテンツプロバイダがメタタグに記述できるようにするか
- ・ RSACi の質問表より回答を容易にする

この調査結果を受けて、8 月末に改訂版ドラフトが出され、その後再度のドラフト版を経て、2000 年 12 月にはラベリング質問表と、そこに組込まれた形で ICRA ラベリング基準とが公開された。ラベリング質問表の開発はケーブル・アンド・ワイヤレスが担当した。このラベリング質問表については、非英語圏のコンテンツプロバイダへの浸透も図るために、多言語化(ドイツ語、フランス語、スペイン語、日本語)が予定されている。また、ICRA は、ラベリング質問表の公開から 3 ヶ月間に 120,000 件の ICRA ラベル登録サイトを集めるという野心的な目標を Web 上で喧伝していた。

図 2 . ICRAsafe フェーズ 1 の目標・成果物

ICRAsafe フェーズ 1 の目標・成果物

- ・ 新しい ICRA レイティング体系の定義
- ・ 新しいラベリングツールの開発と立ち上げ
- ・ 改善されたデータベース監視・管理ツールの開発
- ・ RSACi システムとの互換性
- ・ ICRA の WEB サイトの改良
- ・ 2000 年末までに 60000 サイトの ICRA セルフラベリングサイトの登録
- ・ 英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、日本語でのラベリングツールの提供
- ・ ICRA のホスティング・データベースのプラットフォームの更新
- ・ 利用者が誤レイティングサイトを報告する手続きの導入
- ・ FAQ の充実とオンラインサポート

フェーズ 2 の主な目標は、利用者向けフィルタリングソフトの開発、テンプレートの開発、および YES / NO リストの開発である。当初、フェーズ 2 の期間にインターネットエクスプローラおよびネットスケープコミュニケーターへの組込みまたはプラグインが予定されていた。また、ICRA ラベリング基準の RAT ファイル(PICS に準拠したレイティング基準を定義したファイルのことであり、レイティングをするための項目・レベルを定義している。PICS 対応のフィルタリングソフトに組込む)のドラフトは 2000 年 10 月 29 日に Web 公開されている。

4.2 従来システムからの改良点

新しい ICRA システムは、多くの面で RSACi の名の下に RSAC と ICRA が提供してきたレーティング/フィルタリングシステムと異なっている。主な改良点は下記のとおりである。

- ・ ラベル付けの際、RSACi ではカテゴリーごとの主観的な数値評価を必要としたのに対し、ICRA システムでは客観的な記述子によりコンテンツをラベリングすることができる。すなわち、「レーティング」から「ラベリング」への転換がなされた。
- ・ 新たなカテゴリーとして、「チャット」と「その他のトピック（喫煙、飲酒、麻薬等を含む）」が追加された。
- ・ 芸術、教育、医学等のコンテキスト記述子が追加された。
- ・ 第三者機関が、ICRA ラベルに対するフィルタリング規則（レーティング・テンプレート）を規定し、それに加えて Yes リスト/No リスト、および他のフィルタリングシステムをアレンジしたフィルタリング・テンプレートを提供する。
- ・ RSACi 時代の利用者からのフィードバックを反映させ、ICRA サイト上で登録する際のインタフェースが改善された。

5. レイヤーケーキモデル

5.1 レイヤーケーキモデルの説明

「レイヤーケーキモデル」(三層ケーキモデル)とはベルテルスマン財団が 1999 年 9 月に提唱した、新たなレーティング/フィルタリングシステムのフレームワークである。

以下、ベルテルスマン財団資料 "Layer Cake Model"³¹および "Protecting Our Children on the Internet"³²をもとに、レイヤーケーキモデルについて紹介する(図3参照)。

(0) Plate (皿)・・・技術基盤

コンテンツをラベリングするための技術基盤であり、PICS、PICS ルールおよび RDF 該当する。

(1) Layer1・・・基本ボキャブラリ

インターネット・コンテンツ・プロバイダ(以下、コンテンツプロバイダという)が

³¹ <http://www.stiftung.bertelsmann.de/internetcontent/english/download/layer1.gif>

³² Waltermann, Jens/ Machill Marcel (eds.) (2000): Protecting Our Children on the Internet: Towards a New Culture of Responsibility: Bertelsmann Foundation Publishers, p.511

対象となるレイヤーである。

コンテンツプロバイダは自らのコンテンツを下記のような基本ボキャブラリ (Basic Vocabulary) を用いてラベリングする。これらの基本ボキャブラリは Web 上のラベリング質問表を通じて選択・決定される。このラベリング質問表によってコンテンツプロバイダが同じ方法でラベリングすることが可能となる。

基本ボキャブラリの例として、下記のもものが挙げられる。

- ・コンテンツの記述。例えば、「ヌードなし」「全裸」「悪口」「極端な暴力」など。
- ・文脈の記述。例えば、「医学」「スポーツ」「ショッピング」「ニュース」など。
- ・要求された情報の記述。例えば、「クレジットカード番号を要求」「個人情報を要求」「年収情報を要求」など。
- ・媒体の記述。例えば、「画像」「テキスト」「動画」など。

(2) Layer2・・・レイティング・テンプレート

第三者機関が対象となるレイヤーである。

第三者機関は基本ボキャブラリに基づき、レイティング・テンプレート (Rating Template) を作成する。レイティング・テンプレートは各々の国や文化に適合させて作成することができる。また、各々の第三者機関のイデオロギーや価値観を反映させて作成することができる。これらのテンプレートはオープンソースである。

レイティング・テンプレートの例として、下記のもものが挙げられる。

- ・第三者機関 A (児童保護団体) のテンプレートは、児童の年齢層ごとに閲覧可能な基本ボキャブラリを規定したものである。
- ・第三者機関 B (宗教団体) のテンプレートは、同団体の特定の価値観を反映して作成したテンプレートである。

(3) Layer3・・・サードパーティ・レイティング

第三者機関と利用者が対象となるレイヤーである。

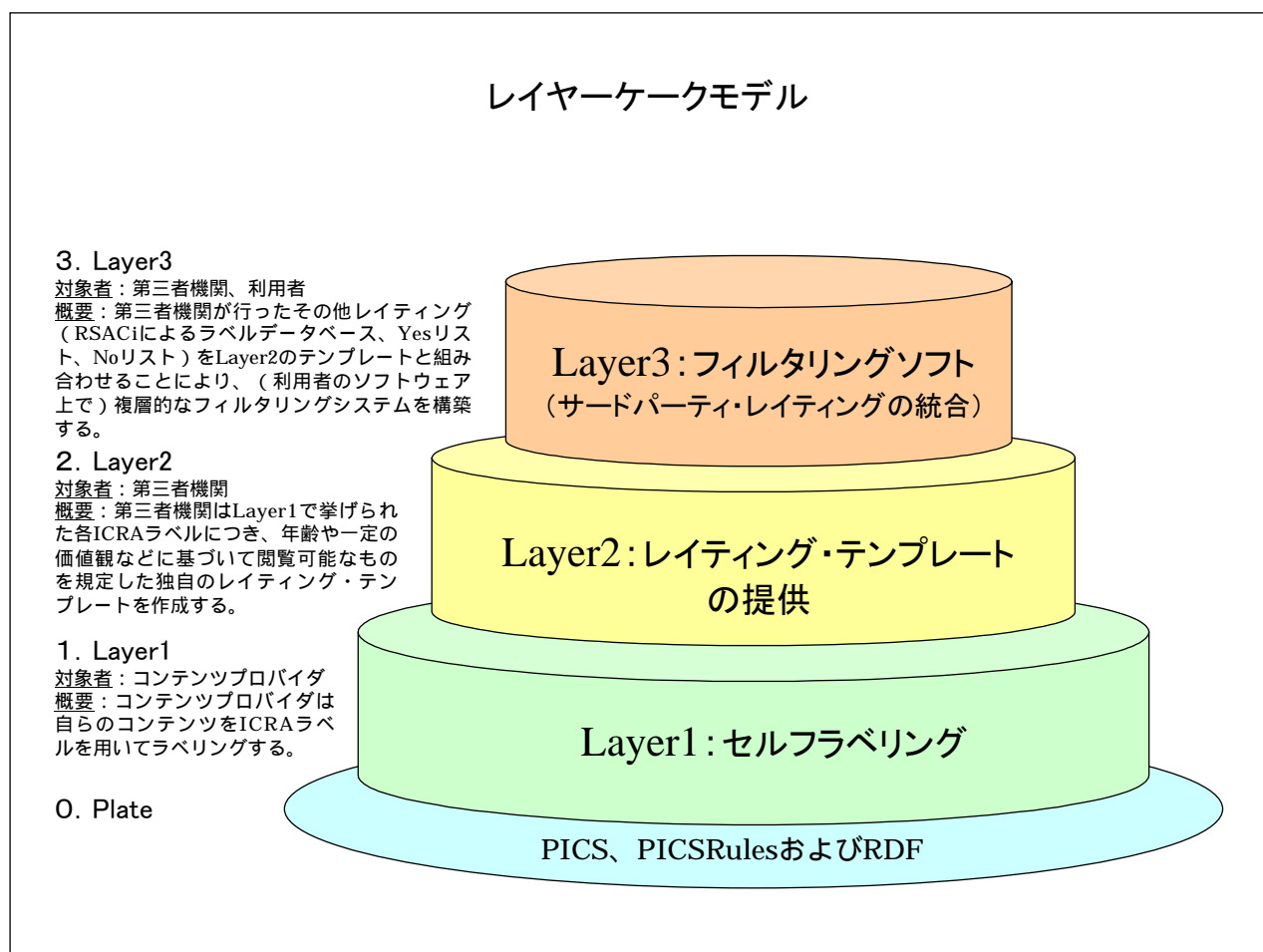
第三者機関が提供するその他のレイティングシステム (サードパーティ・レイティング) を上記 Layer2 のレイティング・テンプレートと組み合わせることにより、利用者のソフトウェア上で複層的なフィルタリングシステムを構築する。第三者機関は、レイティング・テンプレート、ブラックリスト/ホワイトリストおよび他のフィルタリングシステムと組み合わせて、フィルタリング・テンプレート (Filtering Template) を作成することができる。

サードパーティ・レイティングの例として、下記のもものが挙げられる。

- ・ブラックリスト：児童に不適切なサイトのリスト
- ・ホワイトリスト：児童に適切なサイトのリスト。例えば、ニュースサイト、教育用サイトなど。

・ PICS 準拠のフィルタリングシステム

図 3 . レイヤーケーキモデル



5 . 2 レイヤーケーキモデルの実装イメージ

レイヤーケーキモデルの実装イメージは、ベルテルスマン財団資料 "Internet Filtering Architecture"³³によると、以下の通りである。

(1) コンテンツプロバイダは、提供コンテンツを自らの手で分類する。(これは、食品会社が、自社の製品に含まれる成分をパッケージ上に表示するの同様なやり方である。) この分類の結果は、一般に使用されているブラウザが読むことのできるような電子ラベル上に組み込まれる。

³³ <http://www.stiftung.bertelsmann.de/internetcontent/english/download/filter1.gif>

(2) 利用者、または教会、業界団体、メディア規制者等の関連する団体は、レイティング・テンプレートを作成する。これらのテンプレートは、児童がネット上でどのコンテンツを閲覧することができ、どのコンテンツがブロックされるべきなのかに関する当該団体の倫理的・道徳的な信条を反映したものである。テンプレート上で、子供の年齢による差異化を行うことも可能である。

(3) 親または保護者は、自宅（または学校）のコンピュータ上で、一つのテンプレートを選択する。

(4) 選択されたテンプレートは、さらに Web サイトのホワイトリストまたはブラックリスト等と組み合わせることができる。

(5) インターネット上でサーフィンしている間、テンプレートは「 1 .」で作成されたラベルを読み取る。そのラベルがテンプレートに合致し、かつブラックリスト中に含まれていない場合に限り、コンテンツの表示が許可される。

(6) ブラックリストには、例えばナチのプロパガンダを掲げた Web サイトのリストが含まれるかもしれない。そのような Web ページの提供者に自分の手でコンテンツを分類するように促すことはほとんど不可能であろうから、そのような「厄介者」は、親が適切なブラックリストを選択することで別途ブロックすることができる。

(7) ホワイトリストには、親たちが「明確に」承認した Web サイト（例えば、真面目なニュースマガジン）が含まれる。ある Web サイトがテンプレート上ではブロックされることになっていても、ホワイトリストに含まれている場合は、ブロックされない。

以下の 5 章、6 章、7 章および 8 章では、それぞれレイヤーケーキモデルの Layer0（PICS、PICS ルールおよび RDF）、Layer1（セルフラベリング：ICRA ラベリング基準）、Layer2（テンプレート）、Layer3（サードパーティ・レイティング）について順次説明していく。

6 . PICS、PICS ルールおよび RDF

レイヤーケーキモデルは、Web の発展と相互運用性を確保するための国際的な Web 標準化団体である W3C（World Wide Web Consortium）が制定した PICS（Platform for Internet Content Selection、インターネットコンテンツ選択のための技術基盤）、PICS

ルール (PICS Rules) および RDF (Resource Description Framework) という技術標準を基盤としている。

W3C は、1994 年 10 月に米国のマサチューセッツ工科大学計算機科学研究所 (MIT/LCS) において正式に設立された Web 技術標準化団体であり、1995 年 4 月には、フランスの国立情報処理自動化研究所 (INRIA) がヨーロッパ地区のホスト機関となった。1996 年 8 月には日本の慶應義塾大学 SFC 研究所がアジア地区のホスト機関となっている。W3C のミッションは Web の発展と相互運用性を確保するための共通のプロトコルを開発することにより、Web の可能性を最大限に引き出すことであり、全世界から 420 以上の企業や研究機関が W3C の会員として加盟している。PICS の他に、HTML、XML、CSS、SMIL、HTTP、RDF、P3P 等の Web 技術仕様を開発している。

PICS とは、W3C がインターネットの社会的責任を技術的に解決するために、1995 年夏から、規制なしでインターネットアクセスをコントロールするために開発を進めてきた技術基盤である。PICS の特徴は、インターネットにおける情報発信を制限することなく、受信者が設定するレベルに合わせて、選択的に情報を受信 (フィルタリング) できるようにするところにある。W3C は、実現するためのフォーマット等に関する標準仕様を規定するのみで、ソフトウェアやレイティング基準 (レイティングの際に用いられる基準や尺度のこと) を提供する訳ではない。それらは、外部機関の活動に任せられている。例えば、マイクロソフト社のブラウザソフトウェアであるインターネットエクスプローラ 3.0 以降、またネットスケープのコミュニケーター 4.5 以降には PICS 準拠のフィルタリング機能が組み込まれている。フィルタリングを実現するためには、そのようなソフトウェアやレイティング基準の他に、コンテンツプロバイダ自身が情報に対してレイティングする (セルフレイティング) か、流通している情報に第三者が付加的なレイティングを行う (サードパーティ・レイティング) ことによるラベルデータベースが必要である。サードパーティ・レイティングのデータベースは、異なる価値観に基づき複数種類存在しても良い。そのような多様なラベルデータベースからのラベルデータをフィルタリングソフトウェアが受信者の設定に基づいて参照することによって、受信者が受信する情報、または親や教師が監督下の子供たちに与える情報をコントロールすることが可能となる。

PICS の仕様書においては、PICS ラベルの記述方法、PICS ラベルの転送方法、PICS ルールの記述方法、およびレイティングサービスの記述方法が規定されている。

PICS ラベルとは、Web コンテンツを、Web ページ単位、Web サイトを構成するディレクトリ単位、または Web サイト単位で、暴力、セックス等のいくつかの項目にしたがって評価した結果を記述したものである。PICS ラベルはメタデータ (HTML 文書に関するデータ) として、HTML 言語で記述される。PICS ラベルはセルフレイティングの場合は、Web ページにメタタグとして付加されるか、または HTTP のヘッダに付加され、サードパーティ・レイティングの場合は、第三者機関の保有するラベルデータベースに

保存される。

PICS ラベルの転送方法には、HTML 文書のメタタグに PICS ラベルを記述して転送する方法、HTTP のヘッダに PICS ラベルを記述して HTML 文書とともに転送する方法、HTML 文書とは独立して転送する方法（ラベルデータベース用の転送方法）の 3 つがある。それぞれの転送方法について、フォーマットが規定されている。

PICS ルールとは、PICS ラベルの付加された Web ページ、またはラベルデータベース内の PICS ラベルが参照している Web ページへのアクセス許可とブロックの条件を定めたフィルタリング規則（プロファイル）を記述したものである。PICS の仕様書ではこのプロファイルの記述方法について規定されている。

レイティングサービスとは、インターネット上の情報に対するレイティング基準を提供する個人や団体（例えば RSACi、電子ネットワーク協議会など）のことである。PICS の仕様書では、このレイティングサービスを記述するための言語を規定している。PICS ラベルには、レイティングサービスの URL を記述しなければならない。

また、RDF は PICS を含むメタデータを処理するための技術基盤であり、コンピュータが処理する情報を Web 上で交換するアプリケーションの間に互換性を提供する。RDF を利用することにより、より容易に Web コンテンツの自動処理を行うことができる。

7 . ICRA ラベリング基準

7 . 1 ICRA ラベリング基準

ICRA ラベリング基準は「ヌードとセックス」「暴力」「言語」「その他のトピック」「チャット」という 5 つのカテゴリーから成っている。それぞれのカテゴリーは「情熱的なキス」「物に対する損傷行為」など、Web サイトのコンテンツを客観的に記述するコンテンツ記述子と、「芸術的文脈」「教育的文脈」など、当該コンテンツが置かれた文脈を記述するコンテキスト記述子とから成っている。ただし、「言語」「その他のトピック」「チャット」のカテゴリーは、コンテンツ記述子のみから成っている。コンテンツ記述子およびコンテキスト記述子の総数は 45 である。以下に、ICRA ラベリング基準を示す。

ヌードとセックス

コンテンツ記述子

- 勃起、または詳細な女性の生殖器
- 男性の生殖器
- 女性の生殖器
- 女性の胸

裸の臀部

明白な性行為

明白ではないが性行為と思われる行為、または性行為を連想させる行為

目視可能な性的接触

情熱的なキス

上記のどれにも当てはまらない

コンテキスト記述子

このコンテンツは芸術的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している

このコンテンツは教育的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している

このコンテンツは医学的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している

暴力

コンテンツ記述子

性暴力、または強姦

血塗れの人間、または流血した人間

血塗れの動物、または流血した動物

血塗れの想像上のキャラクター（アニメーションキャラクターを含む）、または流血した想像上のキャラクター

殺人

動物の殺害

想像上のキャラクター（アニメーションキャラクターを含む）の殺害

人間に対する傷害行為

動物に対する傷害行為

想像上のキャラクター（アニメーションキャラクターを含む）に対する傷害行為

物に対する損傷行為

上記のどれにも当てはまらない

コンテキスト記述子

このコンテンツは芸術的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している

このコンテンツは教育的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している

このコンテンツは医学的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している

このコンテンツはスポーツ関連の文脈のみで表現されたものである。

言語

コンテンツ記述子

明白な性的な表現

乱暴な言葉、または神に対する冒瀆

穏やかな悪口
上記のどれにも当てはまらない

その他のトピック

コンテンツ記述子

喫煙の助長

飲酒の助長

麻薬使用の助長

ギャンブル

武器使用の助長

他人に対する差別または危害の助長

児童に対して悪例を示すとみなされる可能性のあるコンテンツ

児童を不安にさせる可能性のあるコンテンツ

上記のどれにも当てはまらない

チャット

コンテンツ記述子

チャット

穏健なチャットであり、児童とティーンエイジャーに適している

上記のどれにも当てはまらない

上記の ICRA ラベリング基準の各記述子につき、それぞれ 0 (無効にする) および 1 (有効にする) の 2 レベルを割り当てることにより、ICRA ラベリング基準に対応した RAT ファイルの仕様を定義した。

7.2 RSACi 基準とのマッピング

ICRA はこれらの記述子を規定するにあたり、RSACi 基準とのマッピングを行っている。電子ネットワーク協議会の策定したレイティング基準である SafetyOnline とのマッピングと合わせて、表 8 で示す。

表8 . ICRA ラベリング基準と RSACi および SafetyOnline の対応表

	ICRA記述子 (ICRAラベル)	RSACi	SafetyOnline	
1	ヌードとセックス	ICRA記述子 (ICRAラベル)		
2		□勃起、または詳細な女性の生殖器	n4	n4
3		□男性の生殖器	n3	n3
4		□女性の生殖器	n3	n3
5		□女性の胸	n2	n2
6		□裸の臀部	n2	n2
7		□明白な性行為	s4	s4
8		□明白ではないが性行為と思われる行為、または性行為を連想させる行為	s3	s3
9		□目視可能な性的接触	s3	s3
10		□情熱的なキス	s1	s1
11		□上記のどれにも当てはまらない	n0,s0	n0,s0
12		□このコンテンツは芸術的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している		
13		□このコンテンツは教育的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している		
14	暴力	ICRA記述子 (ICRAラベル)		
15		□性暴力、または強姦	v4	v4
16		□血塗れの人間、または流血した人間	v4	v4
17		□血塗れの動物、または流血した動物	v4	v4
18		□血塗れの想像上のキャラクター(アニメーションキャラクターを含む)、または流血した想像上のキャラクター	v4	v4
19		□殺人	v3	v3
20		□動物の殺害	v3	v3
21		□想像上のキャラクター(アニメーションキャラクターを含む)の殺害	v3	v3
22		□人間に対する傷害行為	v1	v2
23		□動物に対する傷害行為	v1	v2
24		□想像上のキャラクター(アニメーションキャラクターを含む)に対する傷害行為	v1	v2
25		□物に対する損傷行為	v1	v0
26		□上記のどれにも当てはまらない	v0	v0
27		□このコンテンツは芸術的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している		
28		□このコンテンツは教育的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している		
29	□このコンテンツは医学的文脈で表現されたもので、児童の閲覧にも適している			
30	□このコンテンツはスポーツ関連の文脈のみで表現されたものである			
31	言語	ICRA記述子 (ICRAラベル)		
32		□明白に性的な表現	l4	l3
33		□乱暴な言葉、または神に対する冒瀆	l2	l2
34		□穏やかな悪口	l1	l1
35	□上記のどれにも当てはまらない	l0	l0	
36	その他のトピック	ICRA記述子 (ICRAラベル)		
37		□喫煙の助長		o1
38		□飲酒の助長		o1
39		□麻薬使用の助長		o3
40		□ギャンブル		o1
41		□武器使用の助長		o2
42		□他人に対する差別または危害の助長		o2
43	□児童に対して悪例を示すとみなされる可能性のあるコンテンツ		o2	
44	□児童を不安にさせる可能性のあるコンテンツ		o1	
45	□上記のどれにも当てはまらない		o0	
46	チャット	ICRA記述子 (ICRAラベル)		
47		□チャット		o1
48		□穏健なチャットであり、児童とティーンエイジャーに適している		o0
49	□上記のどれにも当てはまらない		o0	

※ICRAラベルとRSACiとのマッピングはICRA資料(<http://www.icra.org/icrasafe/matrix220900.doc>)による。

7.3 ラベリング質問表によるセルフラベリング

コンテンツプロバイダは自らの Web サイトについて、ラベリング質問票を用いて、セルフラベリングを行う。質問表では コンテンツプロバイダに関する情報、ラベリングするのは特定 Web ページか、Web サイトの特定ディレクトリか、それとも Web サイト全体か、当該 Web サイトに関して該当する記述子、ICRA からサポート情報を受け取るか否か、ということをお返答する。質問表の他にヘルプページがあり、用語説明や記述子の詳細説明がなされている。

EU との契約 (ICRASafe 契約) では、ICRA ラベルでセルフラベリングした Web サイトとして 2001 年 3 月末日までに 60,000 サイト、同年 9 月末日までに 140,000 サイトを達成することになっている。2001 年 1 月末時点での遂行状況は、ICRA にセルフレイティング登録を行ったサイト数が 6999 サイトである。

8. テンプレート

8.1 レイティング・テンプレート

レイティング・テンプレートとは第三者機関が事前に設定するフィルタリング規則のことである。親や教師はフィルタリングソフト上でテンプレートを選択することにより、児童にどのようなコンテンツの閲覧を許可し、どのようなコンテンツをブロックするかについて、比較的容易に決定することができる。テンプレートは第三者機関が自らの価値観に基づいて作成するものであり、当該機関の文化的、民族的、宗教的または思想的な価値観を反映させることができる。

ICRA 自体はテンプレートを作成せず、専ら他の機関がテンプレートを作成することを奨励する立場をとる。

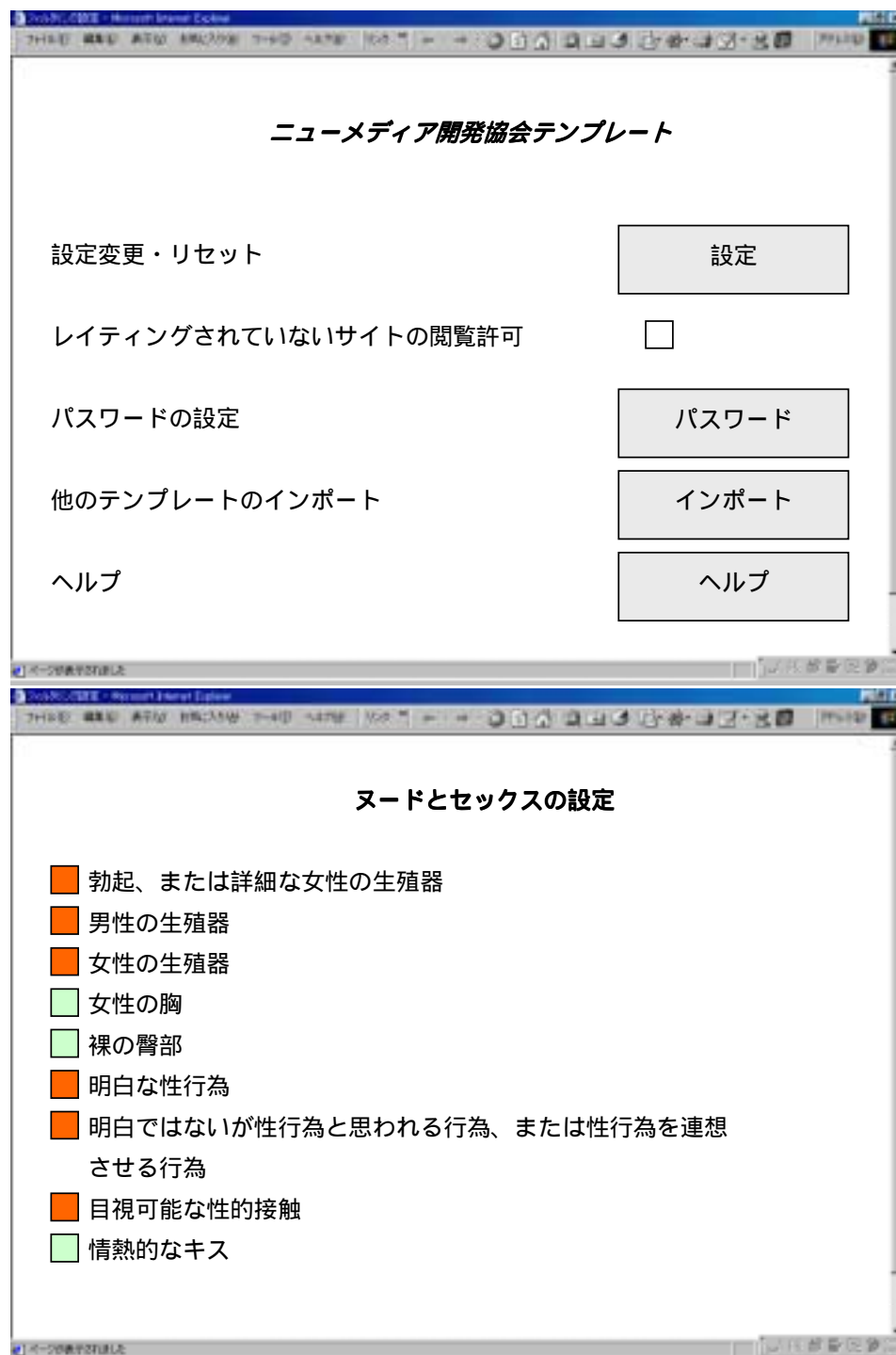
8.2 フィルタリング・テンプレート

レイティング・テンプレートが純粹にフィルタリング規則、すなわち記述子は許可し、どの記述子はブロックするかを規定したものであるのに対し、フィルタリング・テンプレートは上記のレイティング・テンプレートに加え、YES リスト/NO リストや他のフィルタリングシステムを組み合わせたものである。むしろ、Layer3 に該当する。フィルタリング・テンプレートもまた、第三者機関が独自の価値観に基づいて作成するものである。

図 4 は、フィルタリング・テンプレートのユーザインタフェースの一例である。ICRA

資料 "Building a template"³⁴を参考にした。

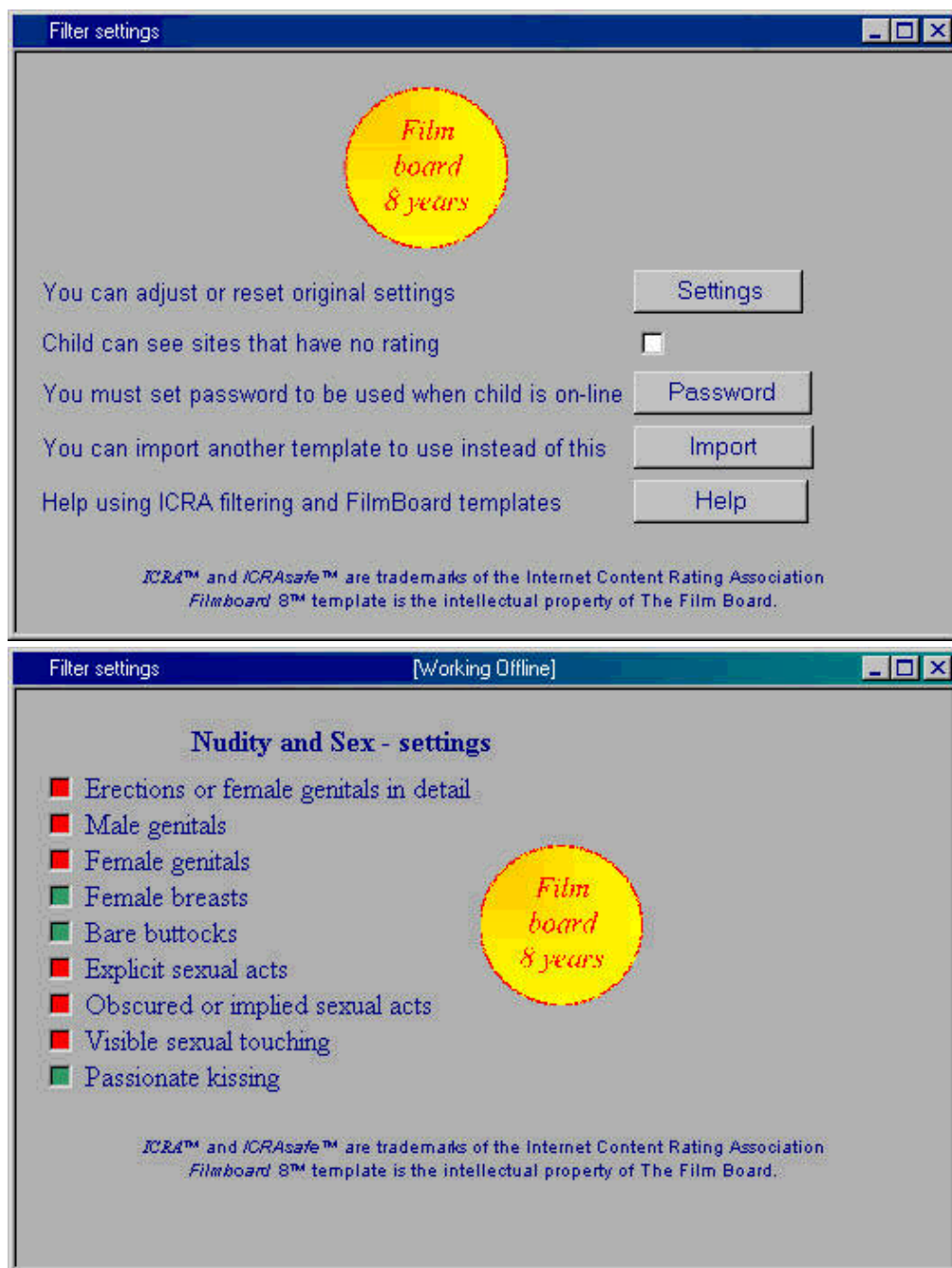
図4 . フィルタリング・テンプレートのユーザインタフェース例



³⁴ <http://194.205.59.85/icrasafe/tmpl-bld-01.htm>

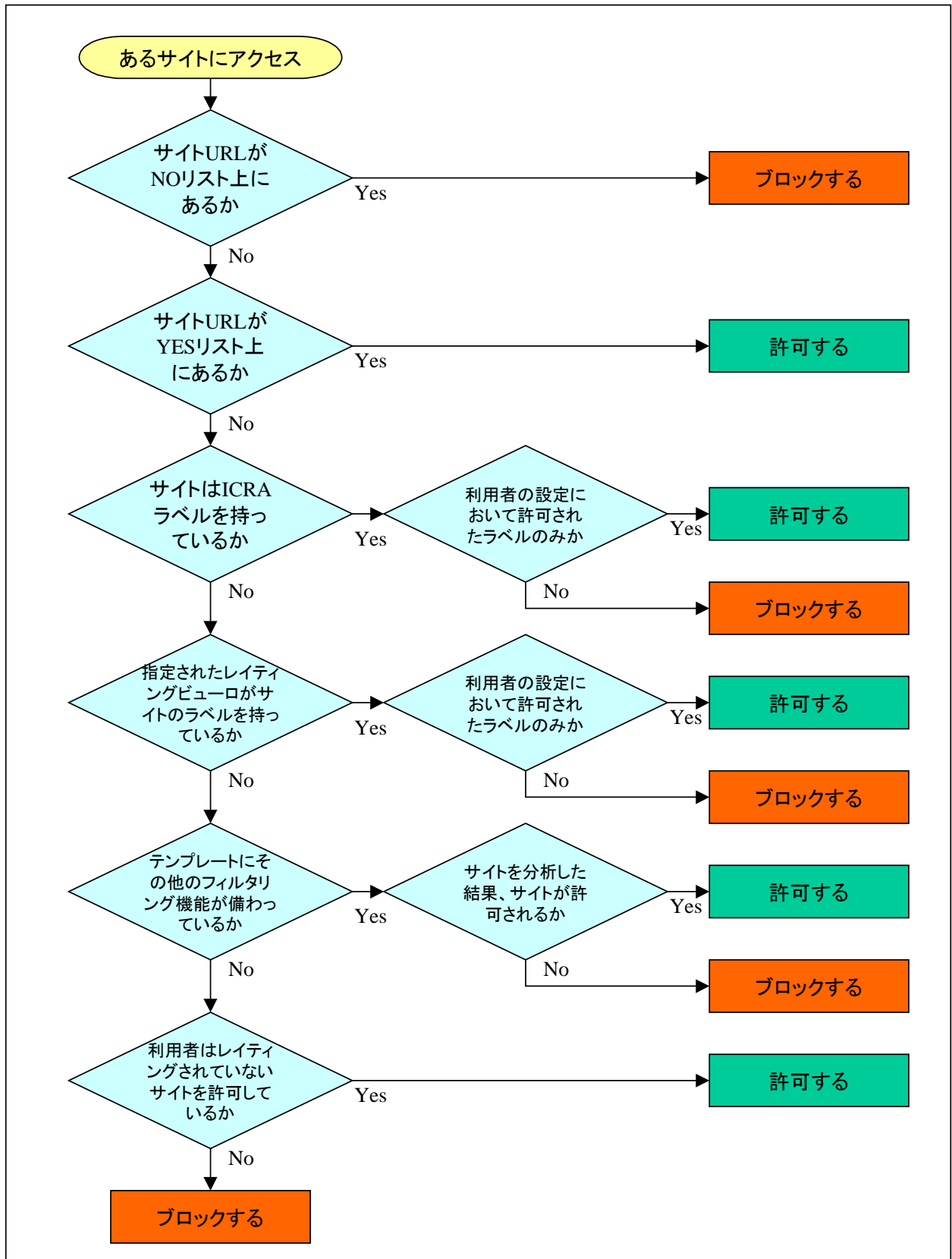
また、同資料"Building a template"に載っているオリジナルの図は図5の通りである。

図5 . フィルタリング・テンプレートのユーザインタフェース例（英語）



フィルタリング・テンプレートによるフィルタリング処理方法の一例は、図6の通りである。

図6 . フィルタリング・テンプレートによるフィルタリング処理方法の一例



9 . サードパーティ・レイティング、YES リスト / NO リスト

9 . 1 YES リスト / NO リスト

新しい ICRA ラベリングシステムの一つの特徴として、利用者が Web コンテンツに付加された ICRA ラベルを用いてどのような種類の Web サイトにアクセスするかを決定できることに加え、第三者機関が選定した YES リストおよび NO リストを利用できることが挙げられる。YES リストと NO リストは、それぞれ、従来からのホワイトリストとブラックリストに該当するものであり、そのようなリストは既に複数存在している。また、ICRA ラベリングシステム用の YES リスト / NO リストとして、既に欧州の反名誉毀損同盟 (Anti Defamation League) やシモン・シモン・ヴィーゼンタール・センター (Simon Wiesenthal Center) 等が作成の意思表示を行っている。

ICRA ラベリングシステムにおける YES リストと NO リストの意義は異なっている。保護者は児童に対して、児童向けに作成されたコンテンツへのアクセスを許可するために YES リストを利用することができる。ICRA ラベリングシステムでは児童によりセキュアな利用環境を提供するために ICRA ラベルが付加されていないコンテンツへのアクセスを拒否する設定が可能だが、善良な児童向けサイトが ICRA ラベルを付加していなくても YES リストに選ばれていることからアクセス可能となる。YES リストは、様々な機関が自らの価値観を反映したリストを作成することが可能であり、情報受信者である児童またはその保護者 (親、先生等) はそれら複数の YES リストの中から適切なリストを選択して利用することとなる。YES リストは既に教育現場において推奨教材として広範に利用されており、例えばオーストラリアのエデュケーション・ヴィクトリア (Education Victoria) はまもなく 100,000 の推奨サイトへのリンクを張ったポータルサイトを立ち上げる予定である。

YES リストについては、ニュースサイトリストやトップ 1000 キッズサイトなどいくつかの一般的なリストと、いくつもの特定の目的向けのリスト (例えば小学校高学年の国語の授業向けリストなど) が作成されるかもしれない。

NO リストは児童にとって不適切と思われる Web コンテンツのリストであり、第三者機関が自らの価値観 (道徳観、倫理観、政治的見解等) をもって作成するものである。

YES リストと NO リストは、ICRA ラベルの代替物であったり、まして ICRA ラベリングシステムの中核を担ったりするものではなく、補助的な機能にとどまるものである。ただ、ラベルの普及にはある程度の時間がかかるため、YES リスト / NO リストの作成はとりわけ短期的には実益のあることである。また、ニュースサイトのように有害ではないがラベリングが難しい Web サイトについては、YES リストに入れることでアクセスを許可することができる。

ICRA は、第三者機関の作成する YES リスト/NO リストについて、以下の立場をとることが提案されている。

1．YES リストと NO リストによって ICRA システムの機能性と有用性が高められることから、ICRA は一般的にそれらの作成を奨励する立場をとる。

2．ICRA は YES リストと NO リストの目的を明確に宣言する。すなわち、児童にとってとりわけ適切なコンテンツを特定することと、児童にとって不適切なコンテンツを特定することである。このことは特定の視点を反映したリスト（例えば、成人向けを意図したコンテンツを含むリスト）の作成を妨げはしないが思いとどまらせるものである。

3．ICRA は YES リストと NO リスト（著作権侵害を防ぐための暗号化が含まれる）を容易に作成でき、また、個々のインターネット利用者とテンプレート・プロバイダがそれらを容易に ICRA システムのユーザインタフェースに組込むことができるようなツールを提供する。

4．YES リストと NO リストにおいては、以下について完全に情報開示されるようなシステムのアーキテクチャを設計する。

- ・ リストを作成した機関の名称と、Web サイトを含む詳細な連絡先
- ・ 機関のミッションと、政治的、宗教的または行政的な関係（もしあれば）
- ・ リストの目的
- ・ あるサイトをリストに含める際の判断基準
- ・ リストに含めたサイトを最後にレビューした日付

これらの質問については短い質問表のような形で、リスト作成アーキテクチャの中に組み込むこともできる。さらに、リストに対するメタデータとして記述することもできる。利用者がリストを使うかどうか判断できるように、質問に対する回答は公開され、容易に閲覧可能でなければならないだろう。

5．ICRA は個々の YES リスト/NO リストを推奨はしないが、他の機関が複数のリストを集めて Web サイト上で「リストのリスト」を公開することは構わない。そのような「リストのリスト」には ICRA の Web サイトからリンクが張られるかもしれない。

6．今後 YES リスト/NO リストがどのように利用されていくかについては正確な予測はできないが、不正確な情報開示があったり、リストが児童保護の目的に適っていなかったりといった、様々な濫用が起こる可能性がある。ICRA は継続的にレビューを行い、濫用が起こった場合に対処するための手立てを整える必要がある。

10．今後の展望

インターネットエクスプローラ（IE）については、現状の IE5.0 は一部の ICRA ラベルを読み取ることができる。すなわち、「ヌードとセックス」「言語」「暴力」のカテゴリ

ーのコンテンツ記述子は解析することができるが、「その他のトピック」「チャット」カテゴリー、およびすべてのコンテキスト記述子を解析することができない。次バージョンの IE6.0 では機能拡張がなされず、IE5.0 と同じ機能が提供されることになっている。マイクロソフトは、IE7.0 については ICRA システムを完全に組み込む旨を書面上で約束している。ただし、IE7.0 への組み込みについては、ICRA が資金提供を受けている EU との契約事項の中には含まれていない（当初は含まれていたが、契約の直前になって EU 側が EU 域外（米国レッドモンド）ですべての開発が行われることに反対し、予算対象から外された経緯がある）ので、ICRA はマイクロソフトからの確約を得るべく働きかけを行っている。

ネットスケープコミュニケーターについては、ネットスケープコミュニケーター 4.6 には RSACi のラベルを解析する機能が組み込まれているが、ICRA ラベルを解析することはできない。また、最新のネットスケープコミュニケーター 6.0 では PICS ラベルを解析する機能自体が削除され、したがって RSACi ラベルも ICRA ラベルもともに読み取ることができない。2001 年 1 月時点で、ネットスケープには将来バージョンに ICRA システムを組み込むコミットメントがない。ICRA システムが IE 等を通じて普及し、ネットスケープの利用者からの要望があればネットスケープも ICRA 対応に動いてくれるかもしれない。

これらの状況を受け、ICRA は AOL に対して働きかけを行い、AOL ヨーロッパがネットスケープコミュニケーター 4.6 用の ICRA 対応プラグインソフトを開発することで合意した。AOL ヨーロッパには、ネットスケープコミュニケーターにどのような機能を組み込むかについて決定権限はない。初めの計画では 2001 年 3 月末までに ICRA 対応のプラグインソフトが公開される予定であった。しかし、AOL ヨーロッパの開発者が検討したところ、プラグインソフトよりも、ブラウザに依らずに（IE もネットスケープコミュニケーターも利用可能）OS 上で動作するスタンドアロン製品を開発する方が容易であり、かつ時間がかからないとの結論に達した。2000 年 12 月時点ではこの開発のスケジュールは、第一回の公開が 2001 年 8 月、第二回の公開が 2002 年 3 月と見積もられた。

その他の企業の既存のソフトウェアに ICRA ラベルをフィルタリングする機能を組み込むという計画もあり、2001 年 1 月時点では米 Security Software 社のソフトと英 ONdigital 社の Net Gem というソフトへの組み込みについて検討されている。

また、2001 年 5 月までに ICRA ラベルをフィルタリングできるクライアントソフトを公開するという EU との契約を果たすために、AOL ヨーロッパが開発委託している AOL テクノロジーズ（ダブリン）は既存の設計と費用を見直し中であり、よりスケールダウンしたソフトウェアをより短い期間で開発しようとしている。ICRA ラベルフィルタリング機能、暗号化された Yes / No リスト選択機能、パスワード設定機能、インストール / アンインストール機能、ヘルプ機能を含むソフトウェアを開発し、ICRA の Web サイト上で公開する計画である。当該ソフトウェアは Windows95x/NT の TCP/IP レベルで動作するスタンドアロン製品であり、ブラウザの種類には依存しないも

のである。また、可能な限り小さいファイルサイズにするため、インターネット経由でダウンロード配布したり、コンピュータ雑誌、生活雑誌等の付属 CD-ROM で配布したりすることが期待できる。コンテキスト記述子の実装については 2001 年 1 月時点で交渉中である。

11. ニューメディア開発協会新規システムへの導入

当協会が、上記の ICRA ラベリングシステムと連携をとるための手段としては以下のものがある。すなわち、(1) 当協会のレーティング/フィルタリングシステムに ICRA システムを組み込む、(2) 多言語化、テンプレート作成などを通して ICRA の活動を支援する、2 手段である。

(1) レーティング/フィルタリングシステムへの ICRA システムの組み込み

レーティング/フィルタリングシステムの一機能として、Web コンテンツに付加された ICRA ラベルを読み取る機能については、今年度開発の新規レーティング/フィルタリングシステムにて対応するものとする。

レーティング/フィルタリングシステムの一機能として、レーティング・テンプレートを設定する機能については、今年度開発の新規レーティング/フィルタリングシステムにて対応するものとする。画面レイアウトの新規開発を一部含む。

レーティング/フィルタリングシステムの一機能として、読み取った ICRA ラベルと、設定されたレーティング・テンプレートとを照合することで、フィルタリング判断を行う機能については、今年度開発の新規レーティング/フィルタリングシステムにて対応するものとする。

レーティング/フィルタリングシステムの一機能として、上記レーティング・テンプレートによる ICRA ラベルのフィルタリングと SafetyOnline (及び RSACi) のラベルに基づいたフィルタリングに加えて、Yes リスト/No リストによってフィルタリングを行う機能については、今年度開発の新規レーティング/フィルタリングシステムにて対応するものとする。

ICRA 基準に基づいたサードパーティ・レーティングを当協会が行うか否かは、今後の ICRA の方針次第である。すなわち、ICRA が今後、ICRA ラベリング基準によるサードパーティ・レーティングを推奨するか否かによる。

(2) その他の活動支援

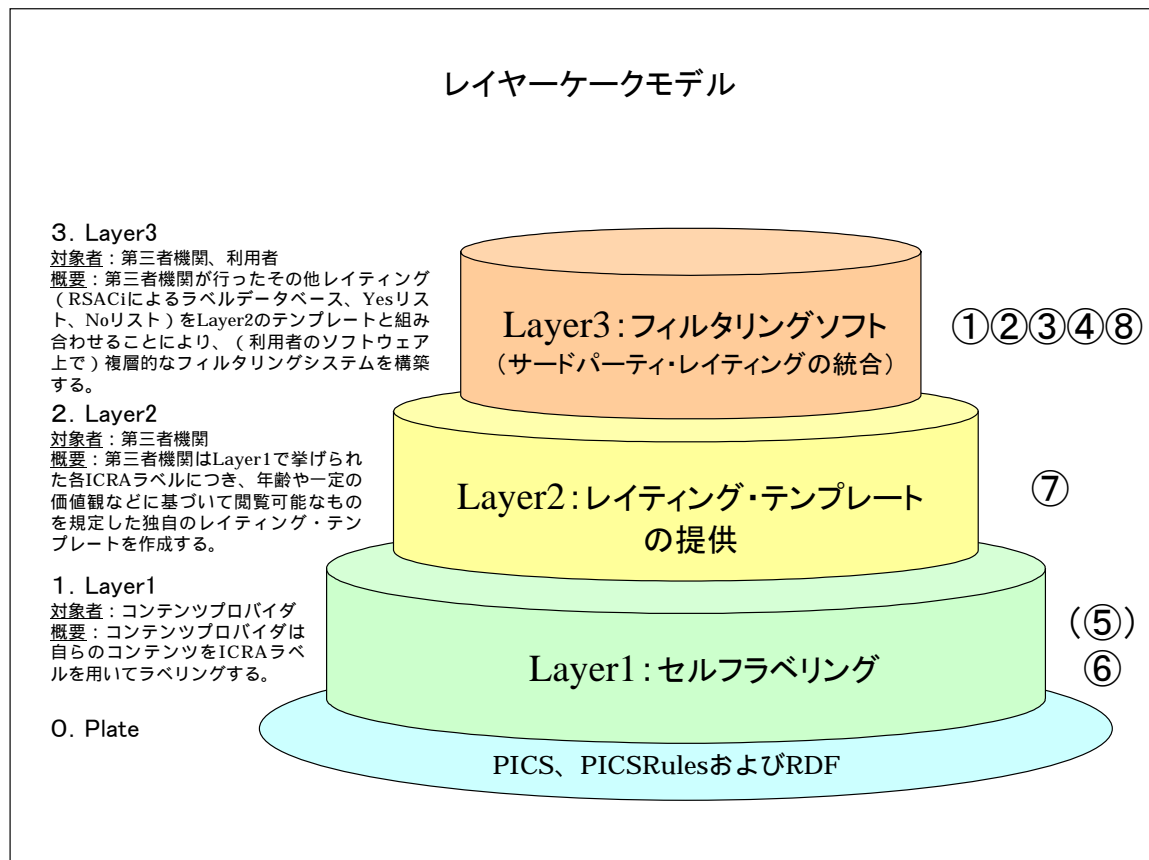
ICRA ラベルの日本語化および日本語版のラベリング質問票については、上記(「12.1 ICRA ラベリング基準」)の ICRA ラベリング基準和訳に基づき、当協会が今後開発することが可能である。

レイティング・テンプレートおよびフィルタリング・テンプレートについては、既存の SafetyOnline 用プロファイルに基づき、また、財団法人コンピュータ教育開発センター(CEC)との連携により、当協会が今後開発することが可能である。

Yes リスト/No リストについては、SafetyOnline 基準による当協会のラベルデータベースを活用する(例えば、いずれかのカテゴリ(ヌード、セックス、暴力、言葉またはその他)のレイティングレベルが最大の4であるような Web サイトの集合を「No リスト」とする)ことにより、当協会が今後開発することが可能である。

これらの から の課題をレイヤーケーキモデル上に投影すると、図7のようになる。

図7. 当協会のレイティング/フィルタリングシステムによる ICRA ラベリングシステムへの対応



付録：インターネット上のプライバシー保護に関する国外動向調査

1. 欧州の現状

1.1 EU

- EU は個人情報の漏洩などに対する不安が根強く、インターネット上の個人情報を保護するための法規制を継続的に主張している。
- 1995 年 10 月に「個人データ処理に係る個人情報の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」が公示された。
- 1997 年 12 月に「通信部門における個人データ処理及びプライバシー保護に関する欧州議会及び理事会の指令」が公示された。
- 1998 年 3 月には「情報ハイウェイにおける個人データ処理及び収集に係る個人情報保護のためのガイドライン案」が作成されている。
- 1998 年 10 月 24 日からは 1995 年 10 月公示の通称「EU データ保護指令」が施行されている。「EU データ保護指令 (EU 指令)」は第 25 条において、個人データに関する十分なレベルの保護が行われていない第三国への個人データの移動を禁じている。
- スウェーデンでは、米アメリカン航空に対してスウェーデン国内で収集した搭乗者の食事メニュー、健康状態を含む個人情報を米国内の予約センターに移転することを禁じた判決がある³⁵。
- 欧州評議会は 1999 年 3 月、インターネット利用者と、インターネット・サービス・プロバイダーに対し、インターネット上の個人情報保護に関する提言を発表した。
- 1999 年 7 月 29 日、欧州委員会は、オーストリア、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、および英国の 9 カ国が EU 指令を遵守するための法律をまだ施行していないことに対して公式に警告を発した。これら 9 カ国はデータ保護法令自体は持つものの、EU 指令との整合性は保たれていない。デンマークと英国では新たな法律が施行されているが、EU 指令に適合するためには更なる法規制が必要である。フランスとドイツを含むその他の国は目下、法制定の段階にある。もし、これらの 9 カ国が 2 ヶ月以内に満足な対応をしない場合には、欧州裁判所が罰金あるいはその他の罰則を課すかもしれない。
- 1999 年 9 月 8 日、欧州委員会と World Wide Web Consortium (W3C) はブリュッセルでミーティングを行い、W3C が開発を進めている「プライバシー情報取り扱いに対する個人の選好を支持する技術基盤 (P3P)」が EU 指令の文脈で適用可能であるかどうかを検討した。
- 2000 年 1 月、欧州委員会は、フランス、ルクセンブルグ、オランダ、ドイツ、アイルランドの 5 国に対し、国内法に「EU データ保護指令」を十分に反映させていないと

³⁵ 日本経済新聞 1998 年 11 月 30 日

して、欧州裁判所に提訴することを発表した。

- ・ 2000 年 7 月、欧州議会は欧米間の Safe Harbor 協定に追加条件を求める旨の、強制力のない決定を承認した。この決定は、「Safe Harbor システムのすべての構成要件が運用可能になり、米国の当局が欧州委員会にこの条件が満たされたことを通知するまで」Safe Harbor 協定の承認を保留するというものである。さらに、欧州議会は Safe Harbor 原則に対して、以下の 4 点を要求している。

- (1) 同原則の違反に関する紛争処理機関に請願を行う、個人の権利を認めること。
- (2) 非合法に入手したり処理されたりした個人データを削除する義務、および同原則の違反によって生じる損害を賠償する義務を企業に課すこと。
- (3) そのような個人データを削除したり、賠償金を受けたりするために必要な手続きを明確にすること。
- (4) 欧州委員会が同原則の運用に関連した問題を検討するために、準備的な監査期間を設けること。

ただし、欧州委員会は現行の Safe Harbor 協定を支持する立場を維持している。

1. 2 英国

(1) プライバシーに関する法律

- ・ 1998 年 7 月に議会によって「1998 年データ保護法」が承認された。同法は、1984 年の旧法を更新し、英国のデータ保護規制を EU データ保護指令の要求と整合させるものである。「1998 年データ保護法」は、いくつかの例外はあるが、公共部門と民間部門とを等しく規制している。同法は、第一に個人情報の電子的な処理に関するものであるが、手動で扱われる個人データ登録にも適用される。
- ・ データの管理者は 2001 年末までに、自動化された処理システムが完全に「1998 年データ保護法」を遵守するようにしなければならない。
- ・ 「1998 年データ保護法」のもとでは、個人データを処理する団体はデータ保護コミッショナーのもとに登録しなければならない。また、データ収集と処理の目的を明確にし、必要なデータのみを処理し、全てのデータを更新しなければならず、個人情報を必要以上に長く保持してはならない。
- ・ 「1998 年データ保護法」を実施する独立機関として、データ保護コミッショナー事務局が設立されている。データ保護コミッショナーは、個人データを処理する団体から通知を受けて登録簿に登録し、その登録簿を維持する。また、登録簿の登録内容に含まれる情報を、誰でも閲覧できるようにする。旧法のもとでは、225,000 の組織および企業が登録していた。
- ・ 英国にはプライバシー条項を含んだその他の多くの法律がある。とりわけ医療記録に

関する「医療報告へのアクセス法 (Access to Medical Reports Act)」および「健康記録へのアクセス法 (Access to Health Records Act)」と、消費者信用情報に関する「消費者信用法 (Consumer Credit Act)」が重要である。

- ・ 1998 年 11 月、英国政府は「人権法」を採択した。同法は「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」を英国の法律に組み入れ、プライバシーの権利、言論の自由、および他の基本的人権を規定している。同法は 2000 年の 10 月から施行される予定である。
- ・ 1999 年 6 月、英国のデータ保護コミッショナーは、EU 指令および EU の 97 年の「通信部門における個人データ処理及びプライバシー保護に関する欧州議会及び理事会の指令」(EU 通信データ指令) に対して英国企業が準備することを支援するための 2 つのドキュメントを発表した。1 つは英国の「1998 年データ保護法」のサマリーであり、もう 1 つは EU 通信データ指令の対象となる企業のための暫定的なガイドラインである。
- ・ 1999 年 7 月、英国の内務省は「1998 年データ保護法」の施行を 2000 年 3 月 1 日からと発表した。このアナウンスメントに加えて、内務省は同法とともに施行される補足的な法令のドラフトを発表した。
- ・ 2000 年 3 月 1 日、「1998 年データ保護法」が施行された。同法により、英国は「EU データ保護指令」の要求事項を遵守したことになる。

(2) 民間部門の自主規制関連

- ・ 1999 年 3 月、米国公認会計士協会 (AICPA) と、英国、ウェールズ、スコットランド、アイルランドの公認会計士協会とは、CPA ウェブトラストのシール・プログラムをこれらの国々のオンライン企業でも利用できるようにすることで合意に達した。

(3) 国際協定

- ・ 英国は欧州評議会のメンバーであり、「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」と、「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」に調印し批准している。また、英国は OECD のメンバーであり、OECD の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を国内法にて反映させている。

1 . 3 フランス

(1) 憲法の規定

- ・ フランス憲法では、明示的にはプライバシーの権利は保護されていない。憲法裁判所は 1994 年に、プライバシーの権利は憲法に内在的に含まれていると裁定している。

(2) プライバシーに関する法律

- ・ 1977 年 12 月に、「データ処理、データファイルおよび個人の自由に関する法」が議会によって採択され、1978 年 1 月に公布された。同法は全般的に、公共部門と民間部門とを等しく規制している。
- ・ 「データ処理、データファイルおよび個人の自由に関する法」のもとでは、公共団体による処理や医療調査のための処理に関連した多くの場合に、個人データを処理する団体は登録し、許可を得なければならない。また、情報収集の理由について個人に通知しなければならない。個人は情報処理を差し止めることができる。また、個人はアクセス権を持ち、データの修正を要求する権利を持つ。同法は EU 指令と整合的にするために、現在改正中である。
- ・ 情報処理と諸自由のための国家委員会 (Commission Nationale de L'informatique et des Libertes、CNIL) は、「データ処理、データファイルおよび個人の自由に関する法」の遵守を監督する独立機関である。同委員会はデータ処理に関わる事柄について忠告と報告をし、情報へのアクセスを保証している。また、同委員会は政府や裁判所に対する調査および監視機関となっている。同委員会は 1978 年以来、580000 件のデータ処理を登録している。
- ・ 1999 年 1 月 19 日、情報社会に関する閣僚委員会 (CISI) は、プライバシー保護のための法制度のフレームワークを発表した。同フレームワークの下で、「データ処理、データファイルおよび個人の自由に関する法」は EU 指令と整合的に修正され、CNIL の役割は強化される。

(3) 国際協定

- ・ フランスは欧州評議会のメンバーであり、「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」と、「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」に調印し批准している。また、フランスは OECD のメンバーであり、OECD の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を国内法にて反映させている。

1 . 4 ドイツ

(1) 憲法の規定

- ・ ドイツの憲法にはデータに関連したプライバシーの権利は含まれていない。プライバシーの権利を導入しようとする試みは、東西ドイツ統一以来議論されている。なお、1983年に連邦憲法裁判所は、国勢調査法に対する訴訟において、公共の利益によって制限されているものの、個人が「情報を自己決定する権利」を公式に認めている。

(2) プライバシーに関する法律

- ・ ドイツでは、ヘッセン州において1970年に世界初のデータ保護法が採択された。
- ・ 1977年1月には「連邦データ保護法」が採択され、主な条項は1978年1月に発効している。同法は1991年に新しいデータ保護法に改正され、連邦憲法裁判所の司法的意見等が取り入れられた。
- ・ 「連邦データ保護法」はかなり厳格な法であり、連邦および州の公共機関によって収集された個人データの収集、処理および利用をカバーしている。また民間組織についても、商用および職業的目的におけるデータ処理と利用の場合に限り、個人データの収集、処理および利用をカバーしている。EU指令と整合的にするために、同法の変更を現在討論中である。また、全ての州には固有のデータ保護規定があり、州政府の公共部門をカバーしている。
- ・ 連邦データ保護委員会は「連邦データ保護法」を監督する責任を負っている。また、各州には州のデータ保護法を実施するための委員会がある。州のデータ保護法によって定められた権威者（通常は州データ保護コミッショナー）によって民間部門の監督がなされている。
- ・ ドイツには通信のプライバシーに関する多くの法がある。1996年の「電気通信業者データ保護法令」は、電気通信情報のプライバシーを保護するものである。1997年の「情報および通信サービス法」はコンピュータネットワークにおいて利用される情報を保護している。同法はまた、デジタル署名に関しても規定している。

(3) 政府の動き

- ・ 1998年11月、ドイツの5つの州政府のデータ・プライバシー機関は、ドイツ連邦政府に、データとプライバシーに関する連邦法をさらに強化するように要求している。

(4) 国際協定

- ・ ドイツは欧州評議会のメンバーであり、「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」と、「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」に調印し批准している。また、ドイツはOECDのメンバーであり、OECDの「プライバシー保護

と個人データの国際流通についてのガイドライン」を国内法にて反映させている。

2. 北米の現状

2.1 米国

(1) 憲法の規定

- ・ 米国の憲法には明示的なプライバシーの権利はない。

(2) プライバシーに関する法律

- ・ 米国には包括的なプライバシー保護法はない。1974年の「プライバシー法」は政府機関によって所持された記録を保護するものであり、政府機関は基本的かつ公正な情報取り扱いを行わなければならない。同法には個人情報収集されたときの目的と整合的な「日常的な利用 (routine use)」であれば個人情報の開示を認める条項が含まれており、この条項の行政解釈によって、同法の効力はかなり弱められている。ソーシャル・セキュリティ・ナンバー (SSN) の利用の制限も、近年では多くの目的の名のもとに縮小されている。
- ・ 米国では包括的なプライバシー保護法がない代わりに、セグメント方式として、部門ごとにプライバシーを保護する形をとっている。金融記録、信用報告、ビデオレンタル、有線テレビ、教育記録、自動車登録、および通話記録に関する法律がある (それぞれ、「金融プライバシー権利法 (Right to Financial Privacy Act)」、「公正信用報告法 (Fair Credit Reporting Act)」、「ビデオプライバシー保護法 (Video Privacy Protection Act)」、「有線プライバシー保護法 (Cable Privacy Protection Act)」、「家庭教育の権利とプライバシーに関する法 (Family Educational Rights and Privacy Act)」、「運転者プライバシー保護法 (Drivers Privacy Protection Act)」、「電話利用者保護法 (Telephone Consumer Protection Act)」)。また、「情報の自由法 (Freedom of Information Act)」が1966年に制定されている。
- ・ 州レベルでは、部門別の多様な法律が存在し、50州中48の州において、法律中でプライバシーの侵害に対する市民の行動権が認められている。
- ・ 米国にはプライバシー監督機関は存在しない。FTC (連邦取引委員会) は、消費者信用情報と公正な取引活動を保護する法律を監督し、実施する権限を持っている。FTCの一人の委員によって、信用事務所大手である TransUnion がダイレクトマーケティングの目的で信用報告から得た個人情報を流用する違法行為が発見されている。
- ・ 1998年6月4日、FTCは「オンラインプライバシーに関する議会への報告書」を提

出した。同報告書はインターネット上における消費者のプライバシーを保護する手段として、自主規制がどのくらい効果的であるかということを含括的に分析したものである。同報告書にまとめられた1998年3月の調査結果は、オンラインプライバシーに関する業界の自主規制がほとんど成果を上げていないことを明らかにした。FTCはこの調査結果を受けて、同報告書の中で子供のオンラインプライバシーを保護するための法規制を議会に勧告した。

- ・ FTCは1998年7月に、下院の小委員会への証言の中で、オンラインプライバシー一般に関する立法モデルを提言した。その立法モデルは、産業界が自主規制のガイドラインを開発するためのインセンティブを提供し、また、個人情報収集する商用サイトに対して4つの情報取り扱い上の原則を要求するものである。4つの情報取り扱い上の原則とは、「通知と認識」、「選択と同意」、「アクセスと参加」、「セキュリティと完全性」に関するものである。とりわけ、「選択と同意」に関する原則では、Webサイトは消費者に対して情報の利用方法に関して選択する権利を与えなければならないと規定されている。
- ・ 米国においては、民間部門をカバーするプライバシー法の導入について数年来、重要な議論がなされている。プライバシーの保護に関する100以上の法案が議会で係争中であり、それらの法案には遺伝子記録、医療記録、インターネットプライバシー、子供のプライバシー、およびその他に関する法律が含まれている。しかし、クリントン政権と民間部門の立場は、民間の自主規制で十分であり、子供のプライバシーと医療情報に関する法案を除き、新たな法律を制定すべきではないというものである。
- ・ 1998年10月7日、個人ID情報の窃盗に対する罰則を著しく強化した法案（Bill on Identity Theft）が議会で可決された。
- ・ 1998年10月21日に、子供から個人情報を収集・利用する際には事前に親の同意を得なければならないとする「児童オンラインプライバシー保護法（Child Online Privacy Protection Act）」が成立した。これはFTCの勧告を受けて法案化されていたものである。
- ・ 1999年4月、FTCは「児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）」を実施するためのドラフト・プロポーザルを発表した。
- ・ 1999年10月20日、FTCは「児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）」を実施するための規則を発表した。同規則は2000年4月21日から発効する。同規則は、初めの2年間に限り、子供のプライバシー侵害の恐れが大きい場合（第三者に個人情報が提供される場合など）を除いて、電子メールという簡易な親の同意手段でよいと定めている。ただし、それに加えて、親の身元を確認するような措置（「同意を承りました」という確認のメールを親に送付する、手紙や電話で親の同意を確認するなど）が取られなければならない。
- ・ 1999年10月29日、クリントン大統領はオンラインにおける電子医療記録のプライ

バシーを保護する法案を提案した。

- ・ 2000年4月21日、「児童オンラインプライバシー保護法 (COPPA)」が施行された。

(3) 政府の動き

- ・ 1998年5月14日、ゴア副大統領はニューヨーク大学での講演において、ネット上の個人を保護するための「電子権利章典」の必要性を訴えた。ゴア副大統領は、医療記録のプライバシーを保護する努力の必要性を説き、また、各連邦機関は現行の法律を遵守していることを保証するプライバシーオフィサーを任命しなければならないと述べた。また、「米国民は自分の個人情報が開示されるかどうかを選択する権利を持つべきであり、自分の個人情報がかどのように、いつ、どのくらい利用されるかを知る権利を持つべきであり、自分の個人情報を確認してそれが正確であるかどうかを知る権利を持つべきである」と述べている。
- ・ 1998年8月、Geocitiesは利用者の個人情報を利用者の同意なしに第三者へ販売したかどで、FTCに提訴された。Geocitiesは「ユーザーの許可なく個人情報を第三者に提供することはいたしません」とWebサイト上で謳っているにもかかわらず、個人情報を売買していた。
- ・ 1998年11月3日、Office of Thrift Supervisionは連邦政府機関として初めてプライバシー・ガイドラインを発表した。同ガイドラインは金融機関に、どのように消費者のプライバシーを保護するかについて、また「公正信用報告法」の遵守について忠告している。
- ・ 1998年11月3日、米国商務省は、10月25日からのEU指令の施行を受けて、Safe Harbor原則のドラフトを発表した。このSafe Harbor原則は米国の多国籍企業にEU指令を遵守させるために考案されたものであり、米国はEUに対し、同原則を遵守すると宣言した企業は、EU指令第25条にある「十分な」レベルの個人データ保護を行っていることとみなすことができると主張している。
- ・ FTCは従来、オンラインプライバシーに関する自主規制が実行可能であるかどうかの最終的な結論を1998年12月末までに下すことにしていたが、そのデッドラインが1999年3月に延長されることになった。FTCはOnline Privacy Allianceや、TRUSTeとBBBOnLineのプライバシー・シール・プログラムなどの業界の最近の努力を認めながらも、さらなる自主規制の強化が必要であるとし、企業グループに対し1999年の1月までに自主規制メカニズムが広範に実施されることを証明するように圧力をかけていた。
- ・ 1999年4月19日、米国商務省は個人情報の国際間の移動に関する米国とEU間の論争を解決する手段として、Safe Harbor原則の改訂版を発表した。同改訂版は、1998年11月に発表された旧ドラフトに対する不満や意見を反映している。米国の企業が

safe harbor 原則を遵守することによる利益は、欧州委員会の認識に従って、EU の全ての加盟国が safe harbor 原則を「十分な」レベルの個人情報保護とみなすこととなる。個人データの国際間の移動に際して「十分な」レベルの個人情報保護を行わなかったとして欧州の市民から訴えられることはない。訴えられるのは、米国企業が宣言したプライバシー・ポリシーを守らなかった場合に限られる。safe harbor 原則を遵守する企業は、個人データの国際間移動に際していちいち許可を申請する必要がない。あるいはそのような申請は自動的に許可される。企業は消費者からの苦情に対して迅速に対応する手段をもつことができる。企業が同原則を実施するための猶予期間が設けられている。同原則の発表に伴って、商務省は、米国の企業が保持する個人情報に本人がアクセスするための手段や、国際間の個人データ移動に関する苦情を解決するための手段について調査した FAQ ドキュメントを発表している。同改訂版で挙げられている 7 つの原則とは、通知 選択 データの開示 セキュリティ データの完全性 アクセス 実施である。50 以上の米国と欧州の消費者団体のパートナーシップである Transatlantic Consumer Dialogue は同原則に対し、効果的な実施メカニズムと、違反した場合の補償が欠如しており、また消費者に「理不尽な」負荷をかけるとして批判している。

- ・ 1999 年 5 月、クリントン政権は議会に対し、金融情報のプライバシーを守り、銀行の積極的な販促活動から消費者を保護する手段を改善するように要請した。大統領はこの中で、関連会社間での個人の金融情報の共有を制限し、医療記録へのアクセスを制限し、アイデンティティ詐称を厳重に取り締まるように提言している。大統領は既存の法律の欠陥として、企業が関連会社間ではデリケートな個人情報を共有できることを指摘し、法律を改正すべきだとしている。
- ・ 1999 年 5 月時点では、米国と EU の代表は、6 月 21 日の米国・EU 首脳会議までに米国企業が EU 指令を遵守する方法に関して合意に達するだろうとしていた。最も論争的となっている問題は、米国の企業によって保持されている個人情報への欧州の消費者のアクセスが保証されるかどうかということと、業界の自主規制がどの程度の役割を果たすのかということである。EU 指令の第 29 条で規定されたワーキングパーティーは、意見書において、Safe Harbor 原則の施行を監督する機関の権限がどの程度のものか明らかにするように米国側に要求している。
- ・ 1999 年 6 月、Office of Management and Budget (OMB) は覚書を発表し、省庁および連邦行政機関の長に対して、9 月 1 日までに明確なプライバシー・ポリシーを Web サイト上に掲示するように指示した。
- ・ 米国商務省と欧州委員会は、ドイツのボンで 1999 年 6 月 21 日に開催された米国・EU 首脳会議において、米国企業が EU 指令を遵守するための個人情報保護原則の導入へ向けた計画が記された報告書を提出した。両者は同報告書をもとに 1999 年秋までに個人情報保護原則の詳細を決定することで合意した。EU 指令に関する両者間の合意は、

またも先送りされることとなった。

- ・ 1999年7月13日、FTCは過去1年間の自主規制の進展をレビューする報告書「自主規制とオンライン上のプライバシー」において、インターネット上のプライバシーを規制する法律の制定を見合わせるように議会に勧告した。FTCは同報告書において、ジョージタウン大学のメアリー・カルナン教授が99年3月に実施した商用サイトに関する調査結果を引き合いに出しながら、オンライン企業のプライバシー保護に向けた努力について一定の評価を与え、「インターネット上の消費者プライバシーを保護するための最良の方法は効果的な自主規制であると考え。FTCは引き続き、プライバシー保護プログラムの開発と、その効果的な適用の仕組みの開発へ向けた取組みが継続されるように監視していきたい」と述べている。

カルナン教授の同調査においては361のWebサイトの個人情報取り扱いが調べられ、そのうちの93%のサイトが何らかの個人情報を収集しており、66%のサイトが個人情報取り扱いに関して何らかの表示を行っていることがわかった。また、44%のサイトがプライバシー・ポリシーの掲示を行っているが、FTCが掲げる4つの個人情報取り扱い原則（通知と認識、選択と同意、アクセスと参加、セキュリティと完全性）を実行するサイトは10%にすぎなかった。

また、カルナン教授はトップ100サイトについても同様の調査を行っており、こちらの調査結果では、99%のサイトが何らかの個人情報を収集しており、93%のサイトが個人情報取り扱いに関して何らかの表示を行っていた。また、81%のサイトがプライバシー・ポリシーの掲示を行っているが、FTCが掲げる4つの個人情報取り扱い原則を実行するサイトは22%にすぎなかった。

- ・ 1999年9月17日、米国の商務次官は年内、できれば12月の米国・EU首脳会議までに、個人情報保護原則に関してEUと合意に達したいとの見解を示した。この個人情報保護原則とは米国企業が欧州の消費者の個人情報を欧州外に移動できるようにするものである。EUは依然として欧州の消費者が米国の保有する自分の個人情報にアクセスできることを保証するように要求しているが、米国企業は実施のコストを理由に難色を見せている。また、EUは米国企業がEU指令に違反した場合、欧州の消費者が何らかの権限を持った機関を頼ってプライバシーの問題に対処できることを保証するように要求している。また、欧州委員会は、米国がEU指令に違反した場合、米国の国内法の下で連邦通信委員会（FCC）が自分で処理するように求める提言を行っている。一方、米国政府と米国企業は、欧州政府が米国政府が提案するSafe Harbor原則を受け入れることを望んでいる。
- ・ 1999年11月8日、FTCはオンラインプロファイリングに関する公開ワークショップを開催した。EPIC、Junkbuster、Privacy Journal、Privacy Times、CMEはFTCに対し、インターネット広告業者によるオンラインプロファイリング（ユーザーに関する情報の収集）を禁止するよう要請した。

- ・ 1999年11月15日、米国商務省は Safe Harbor 原則ドラフトの改訂版を発表した。
- ・ 1999年12月3日、EU 指令の第 29 条で規定されたワーキングパーティーは米国の Safe Harbor 原則ドラフトの改訂版に対する意見を発表した。同ワーキンググループは Safe Harbor 原則が、EU 域内の現行の個人情報保護法と比較して不十分であることを指摘している。
- ・ 2000年3月に、一年以上に渡る EU と米国の交渉は、米国の提案する Safe Harbor 原則について米国商務省と欧州委員会が Safe Harbor 協定として同意する形で決着をつけている。同協定では、米国企業は EU の規制者による公式な監督を受けるか、または FTC により監督される自主規制体制を取るか選択できる。
- ・ FTC が 2000年3月に米国の商用 Web サイトに関して行った調査（調査報告書は5月に発行）では、民間部門の自主規制によってはプライバシー保護の十分な成果が上がっていないことを示す結果が出た。この調査結果によって FTC はついに態度を硬化させ、民間部門全体を規制するオンラインプライバシー保護法の制定を推進する立場を取るようになった。

(4) 民間部門の自主規制関連

- ・ 民間部門では、1997年6月に、Web サイトに対するプライバシーマーク付与機関として TRUSTe が立ち上げられている。AOL、Compaq、CyberCash、Ernst & Young LLP、Excite、IBM、MatchLogic、Microsoft、Netcom、Netscape 等がスポンサーとなっている。2000年5月現在、プライバシーシールを付与された Web サイトは 1200 サイトである。
- ・ Direct Marketing Association (DMA) は 1997年に、ダイレクトマーケティング業者向けにプライバシー・ガイドライン ("Marketing Online: Privacy Principles and Guidance") を発表している。同ガイドラインでは、ダイレクトマーケティング業者がインターネットマーケティングにおいて守るべき 4 つの原則が挙げられている。その 4 原則とは、オンラインでの通知 オプトアウト マーケティング目的の電子メール 子供からのデータ収集に関する原則である。
- ・ 1998年6月に AOL、Microsoft、Netscape、DMA など 80 以上の企業及び業界団体からなるグループである Online Privacy Alliance (OPA) が発足し、民間部門による自主規制を促進している。同グループは「オンライン・プライバシー・ポリシーのためのガイドライン (Guidelines for Online Privacy Policies)」を発表している。同ガイドラインでは、OPA の加入団体が守るべき原則として、以下の 5 つが挙げられている。プライバシー・ポリシーの採用と実施 通知と開示 選択と同意 データ・セキュリティ データ品質とアクセス。
- ・ 1998年8月に設立された PrivacyBank.com は P3P に類似した仕組みを用いて、

Web 利用者が Web サイトへの個人情報の提供を自分自身で管理するためのシステムを提供している。Web サイト側の顧客（ベンダー）としては、Dell、Ebay、Barnes and Noble、Yahoo! Mail など多くの有力企業が加入している。PrivacyBank.com の提供するこのシステムは大まかに見て次の 2 つの機能を持っている。

Web 利用者のプライバシーを保護する。（P3P と同様の仕組み インフォームド・コンセント）

ベンダーサイトにおけるフォーム入力を自動化する。

Web 利用者は PrivacyBank.com のサイトで個人情報と、Web サイトに個人情報を提供する際の条件（プリファレンス）とを登録する。一方、ベンダーサイトは個人情報取り扱い方針（プラクティス）を設定している。Web 利用者がベンダーサイトの個人情報入力ページを訪問し、登録した個人情報をフォーム上に自動入力する操作を行うと、自分のプリファレンスと Web サイトのプラクティスとの間で照合が行われ両者が適合した場合には個人情報が送信される。

- 1998 年 10 月 12 日から 10 月末まで、主要インターネット企業である AOL、Excite、Infoseek、Lycos、Microsoft、Netscape、Snap、Yahoo! の 8 社が、TRUSTe と共同で、Privacy Partnership と銘打ったキャンペーンを行った。各社は Web サイト上にキャンペーンを促進するバナー広告を掲載し、インターネット上でのプライバシーの権利に関する情報を消費者に提供した。
- 1998 年 10 月、TRUSTe は新たに子供向けのプライバシーシールプログラムを立ち上げた。同プログラムは、シールを提示している Web サイトが厳格な子供向けプライバシー基準に従っていることを親に保証するものである。Yahooligans! が同プログラムを熱烈に支持している。
- 1998 年 10 月、American Express は EU 指令の施行に応じて、米国のコンピュータシステム上で保管されている欧州の消費者の名前をダイレクトマーケティングの目的で利用しないという約定を社内部門間に設けている。
- 1998 年 10 月、AT&T、Bell Atlantic、IBM、AOL、Microsoft など約 60 の企業からなる Internet Alliance はプライバシー・ガイドラインを発表した。Internet Alliance はインターネット産業が信用と信頼を築くことを支援する活動を行っている。
- Council of Better Business Bureaus の子会社である BBBOnline は 1998 年 12 月から Web サイト上でプライバシー・シール・プログラムへの申請を受け付け始めた。Council of Better Business Bureaus は企業の自主規制の分野で 85 年間の歴史を持つ団体であり、その経験をインターネットに活かす。同プログラムは 1999 年早々に立ち上げられ、加入企業にプライバシー・ガイドラインの遵守を求める。申請受け付け開始から約 1 週間で約 60 社から申し込みがあり、1999 年内に 1500 社の加入を見込んで

いるという³⁶。

- ・ 1999年3月にBBBOnLineはプライバシー・シール・プログラムを開始した。2000年5月現在で450サイト以上のライセンサーがある。
- ・ Intelは1999年3月2日よりPentiumの出荷を始めたが、Pentiumには予め製造番号「プロセッサ・シリアル・ナンバー」が記録されている。この製造番号に対し、米国の複数のプライバシー保護団体が「消費者のWeb上での行動を監視する危険な技術」として強く反対しており、このうちCDT、EPIC等の4団体は2月26日に、FTCに要望書を提出し、プロセッサ・シリアル・ナンバーの是非の調査と、調査終了までのPentiumの製造と出荷の差し止めを求めた。また、EPIC等の3団体は、インテルに投資をしている主要な投資信託基金にも抗議書簡を郵送、投資活動の中止やプロセッサ・シリアル・ナンバー搭載の見直しを迫るよう働きかけた。インテルはこうした動きに対してある程度の譲歩を見せ、プロセッサ・シリアル・ナンバーをオンのままにするかオフに変更するかを指定できるユーティリティソフトをWebサイト上などで配布している。
- ・ 1999年3月、MicrosoftのOffice97で作成した文書にハードウェアID番号を書き込む機能があることが発覚した。Microsoftはこのような書き込みを防ぐユーティリティソフトをWebサイト上で配布した。
- ・ 1999年3月、MicrosoftはWindows98のユーザー登録の際に利用者のPCからハードウェアID番号を収集しており、それらを自社サイトのMicrosoft.comに転送していることが発覚した。Microsoftは、Microsoft.comがそのようなハードウェアID番号を受信しないようにすること、今後発売されるWindows98について登録機能を修正すること、利用者がWindows98のレジストリからハードウェアID番号を削除するためのソフトをWebサイト上で提供するなどの対応を行うと発表した。
- ・ 1999年3月、American Advertising Federation (AAF)は中小企業が信用できるオンライン・プライバシー・ポリシーを作成すること支援するプログラムを開始した。同プログラムはサンプルとなるプライバシー・ポリシーを42000の中小企業に配布した。サンプルのプライバシー・ポリシーはOPAのガイドラインと整合的なものである。
- ・ 1999年3月、IBMは、明確なプライバシー・ポリシーを掲示していないWebサイトに対しては、6月1日以降はWeb広告を出さない旨を発表した。IBMはMicrosoftに次ぐ巨額の広告費をインターネット広告に投じている。
- ・ 1999年3月、PrivaSeekはオンラインショッピングの際の消費者のプライバシー保護と利便性を顧慮したインターネットツール"PersonaXpress"を発売した。同ツールは利用者に個人情報と、個人情報をWebサイトに提供する際の条件とを登録してもらい、参加するWebサイトでのフォーム入力を簡易化する。利用者はWeb上で匿名性を保

³⁶ 日本経済新聞 98年12月18日

つことができるような設定もできるし、自分の興味のある製品のマーケティングを行う企業に個人情報を提供するような設定を行うこともできる。また、利用者は Web サイトでの割引料金と引き換えに、自分の個人情報を提供する、いわば「個人情報販売機能」もある。Web ページのパーソナライゼーションにも対応している。

- ・ 1999 年 4 月、Microsoft の IE5.0 に、利用者がある Web ページを「お気に入り」に登録するとそのことを Web サイトに知らせる機能があることが発覚した。
- ・ 1999 年 4 月、NCR は企業が米国、欧州等の個人情報保護ガイドラインを遵守することを支援するプライバシー・センターを設立した。同センターは、顧客企業がどのようなプライバシー保護を行うべきか、またそのようなプライバシー保護手段の実施方法についてコンサルティングを行う。
- ・ プライバシー擁護団体の Center for Democracy and Technology (CDT) の 1999 年 4 月の調査によると、連邦行政機関の Web サイト 46 サイトのうちプライバシー・ポリシーを掲示しているサイトは約 3 分の 1 にすぎなかった。CDT は OMB に対して、各行政機関にプライバシー・ポリシーの掲示を通達するように促し、従わない行政機関については情報技術関連の予算を削減することを提案した。
- ・ 1999 年 5 月、PrivaSeek は、開発者たちが協力してプライバシー保護に係るアプリケーションを開発するオープンフォーラムである、Java Privacy Framework (JPF) の結成を発表した。JPF は、消費者が自分の個人情報のコントロールを保ちながら多種多様なインターネット・アプリケーションを利用できるようにするための技術標準の開発に従事する。
- ・ 1999 年 5 月、Microsoft は Web サイト上でプライバシー・ウィザードを公開した。このウィザードを用いることにより、Web サイトは容易にプライバシー・ポリシーを作成することができる。また、このウィザードにより作成されたプライバシー・ポリシーは、P3P にも対応している。すなわち、同ウィザードはインターネット利用者が読むための HTML 版のプライバシー・ポリシーと、P3P のソフトウェアが処理するための XML 版のプライバシー・ポリシーとを同時に作成することができる。1999 年 6 月現在、同ウィザードを用いて、2000 以上の企業が自サイトのプライバシー・ポリシーを作成している。
- ・ 1999 年 5 月、Transatlantic Business Dialogue (TABD) は 1999 年次の中間報告書を発表した。TABD は、グローバルな通商問題に関する話し合いを促進するために設立された、欧州と米国の産業の間のパートナーシップである。同報告書は最近の EU と米国間の通商問題に焦点を当て、各国政府に法規制が通商にもたらす影響についてよく吟味するように忠告している。同報告書では電子商取引に関して以下のような提言を行っている。 政府と産業の両者にとって容認できる safe harbor 原則の確立 EU 指令のフレキシブルな実施 業界団体が作成する業界ごとの行動規約の使用 契約的ソリューションと、業界の自主規制の促進 技術的・ポリシー的問題に関する諮問

および産業界との協力。

- ・ National Consumers League (NCL) の 1999 年 5 月の調査によると、7%の消費者がオンラインでクレジットカード情報に関わる詐欺や誤用の被害を受けていることがわかった。米国民の 88%がプライバシー情報の侵害に不安を持っており、58%は非常に危惧を抱いている。米国民が 71%はソーシャル・セキュリティ・ナンバーについて特に強く保護を望んでおり、金融資産情報については 64%、保健・医療情報が 54%、購買活動に関する情報が 43%という調査結果となっている。
- ・ IBM は明確なプライバシー・ポリシーを掲示している Web サイトのみに広告を出す方針を打ち出しているが、1999 年 6 月、Microsoft もこの活動に参画することになった。Microsoft は、2000 年までに包括的なプライバシー・ポリシーを掲示しない Web サイトには、同社の広告掲載を中止するという。
- ・ 1999 年 6 月、オプトイン電子メールマーケティング企業である YesMail は、消費者に断りもなくスパムメールを送りつけてくるマーケティング業者と自社との違いを強調するために、アンチ・スパム・アウェアネス・キャンペーンを立ち上げた。同社は TRUSTe のライセンシーであり、インターネットにおける唯一合法的なダイレクトマーケティング形態はオプトイン制であると考えている。
- ・ 1999 年 7 月、DMA は"DMA Privacy Promise to American Consumers"というキャンペーンを立ち上げた。同キャンペーンでは、加盟するマーケティング業者は個人情報情報を第三者に提供する場合には消費者に通知を行い、消費者にそのようなプログラムからオプトアウトする機会を提供することが求められる。また、マーケティング業者は DMA が保持する削除リストに従って消費者リストをふるい分けしなければならない。今後 DMA は、顧客を装うことや、苦情に対する対処、Web サイトへの定期的な訪問、その他の技術を用いた監視プログラムによって"DMA Privacy Promise to American Consumers"を強化する。また、同協会は DMA プライバシー・ガイドラインの遵守を徹底させるために、同協会に加盟するマーケティング業者の 99%から、同ガイドラインを遵守することの誓約を取り付けている。
- ・ 1999 年 7 月、Banking Industry Technology Secretariat (BITS) は、銀行がプライバシーとセキュリティの高い標準に適合することを支援するセキュリティ研究機関を開設した。同研究機関は、アンチウィルスソフト、ブラウザ、ファイアウォール、OS、およびセキュリティ・パッケージのような情報技術製品を評価し、許諾された製品に対して「BITS 検査済みマーク」を発行する。
- ・ 1999 年 7 月、OPA は、メディア・メトリックス社の調査によるトップ 500 サイトのうち、容易に目にとまるプライバシー・ポリシーを掲示していない企業に対して、個人情報の用途について消費者に通知し、選択権を与えるように要請した。OPA は約 100 の企業に手紙を送り、その中で、業界の既存のプライバシー・ガイドラインに適合するようなポリシーを掲示し、責任あるオンライン企業に仲間入りするように促し

ている。

- ・ 1999年7月15日、ジョージタウン大学の医療プライバシー・プロジェクトのワーキンググループは、医療情報の機密性を保護するための11の提言を含んだ報告書を発表した。
- ・ 1999年7月、U.S.Bancorpは顧客の個人情報を違法に販売したかどでミネソタ州の司法長官によって訴えられていたが、この度、和解に応じ、ミネソタ州に50万ドルを支払い、250万ドル余りを慈善団体に寄付することにした。同銀行は、非金融商品のマーケティング目的で、顧客情報をテレマーケティング企業に販売していた。
- ・ 1999年7月のCenter for Media Education (CME)による子供向けサイトの分析によれば、子供から個人情報を収集する多くのWebサイトでは、自サイトの個人情報取り扱い方針を通知しておらず、また、子供の個人情報の収集時に親の同意を得ていなかった。最も有名な子供向けサイトのうち88%が個人情報を収集しており、74%がプライバシーに関する通知を行っていたが、親の同意を得ているサイトは26%に過ぎなかった。
- ・ 1999年7月、CDTは上院の小委員会に対し、大部分の商用サイトが公正な情報取り扱い原則を遵守していないことを証言した。最近の世論調査、ジョージタウン大学のインターネット・プライバシー・ポリシー調査、および3つのプライバシー・シール・プログラムの結果を分析した短い報告書において、CDTは十分なプライバシー・ポリシーを掲示したWebサイトは例外的であり、既存の自主規制プログラムはまだ消費者に効果的なプライバシー保護を与えていないと述べている。
- ・ 1999年7月、IBMは、企業が堅固なプライバシー・ポリシー、個人情報保護の手続きおよび技術の設計と履行を通して消費者の信頼を構築することを支援する、コンサルティングサービスを開発した。このプログラムは、IBMのグローバル・サービスの一環であり、プライバシー・ワークショップや他のツールを用いて、企業が個人情報の責任ある利用のための戦略を決定し、マネジメント・アクション・プランを策定することを支援する。
- ・ 1999年7月、Computer Systems Policy Project (CSPP)というグループに属するApple、Dell Computer、Hewlett-Packard、IBM、Sun Microsystems、Unisysおよびその他の企業のチーフ・テクノロジストは、電子商取引の諸問題に対し規制を課す前に技術的な解決策を図るように米政府に要請する報告書を作成した。
- ・ 1999年7月、Entertainment Software Rating Board (ESRB)は、新たなシール・プログラムを立ち上げた。同プログラムのライセンス第1号はElectronic Artsである。ESRBのプライバシー・オンライン・プログラムは詳細なプライバシー原則のセット、ライセンスのWebサイトの個人情報取り扱いおよび論争解決プログラムの定期的なレビューを基盤としている。同プログラムの目的は、「児童オンラインプライバシー保護法」、FTCのオンライン・プライバシー・ガイドライン、およびインタラクテ

ィブ・デジタル・ソフトウェア協会のプライバシー原則の要求事項をライセンシーが遵守していることを保証することにある。

- ・ 1999年8月、BBBOnLineとUnderwriters Laboratories(UL)は、BBBOnLineのライセンシーがBBBOnLineのプライバシー・プログラムの要求事項を遵守しているかどうかを検証するためのプログラムを設立することで合意した。ULは認証サービスおよびコンプライアンス・アセスメント・サービスを提供する国際的な組織である。ULは今秋から、ランダムに選択した企業を訪問し、そのWebサイトのプライバシー・ポリシーや個人情報取り扱い、個人情報保護のための手続きがBBBOnLineのプライバシー・プログラムの要求事項を遵守しているかどうかを検証することになる。
- ・ 1999年8月、ジョージタウン大学の医療プライバシー・プロジェクトのワーキンググループは、米国各州の医療関連のプライバシー法規についての包括的な研究を発表した。
- ・ 1999年8月24日、Bank of America、Chase Manhattan、Microsoft、Intel、IBM、Compaq、HP、Motorola、NCR、AMD、KPMG、TRUSTe等の16の企業・団体は、電子商取引におけるセキュリティ、信用、プライバシーの問題に対処するイニシアティブとして、ISTPA(International Security, Trust, and Privacy Alliance)の立ち上げを発表した。ISTPAは最初に、インターネットにおけるプライバシー保護の問題に着手する。類似した20以上のイニシアティブの中で、ISTPAはとりわけ技術的な標準に焦点を当てている。ISTPA設立の目的は、ポリシー上、実践上の様々な見解を、プライバシー保護の技術に反映させることである。Chaseの上級副社長によると、ISTPAはプライバシー保護製品の方向性を評価し、その舵取りを行っていく。ISTPAは有力なプライバシー保護技術としてP3Pを検討しており、今後ISTPAはP3Pの実用化や商品化を推進する可能性がある。NCRの副社長は、P3Pを実施するにあたってどのような技術が必要なのかを見極めたいと述べている。ISTPAの目標は企業のプライバシー・ステートメント(プライバシー・ポリシー)の実践を自動化するような技術を開発することであるという。NCRの副社長はまた、プライバシー・プリファレンス情報を登録したスマートカードがオンラインプライバシーを提供する役割を果たすのではないかと述べている。
- ・ 1999年9月のNFO Interactiveの調査報告書によると、消費者やバイヤーにオンラインでの商品購入を促進させる5つの主要な属性は、(1)個人情報のプライバシーを守るとい信用(2)商品購入の際のセキュアな環境(3)専門的な信頼性(4)コンテンツの更新(5)注文した商品のタイムリーな配送であった。同調査は4523人のオンライン消費者(バイヤーを含む)を対象に行われた。
- ・ 1999年10月、NovellはDigitalMeというオンラインツールを無償公開した。これは、利用者の個人情報をNovell社のサーバ上で集中的に管理し、meCardという電子的な名刺を複数用意することにより相手や用途に合わせて開示する個人情報を選択で

きるようにしたツールである。登録した個人情報を Web ページ上のフォームに自動入力する機能も持つ。

- ・ 1999 年 10 月 4 日、enonymous.com はネット上の 1 万以上の Web サイトに対し、プライバシー保護の度合いに応じて 5 段階のレイティング値を付与し、サイトを訪問した時にそれらのレイティング値を表示するソフト"enonymous advisor"をユーザに公開した。
- ・ 1999 年 10 月 5 日、Lucent Technologies は "proxymate.com" という消費者向けプライバシー・サービスのベータ版をリリースした。この無料のサービスにより、ユーザーは通常は Web サイトに送られる情報をブロックし、サイト登録用の偽名を作ることができる。また、フォームへの自動入力機能や、ジャンクメール・フィルター機能も備えている。proxymate.com は、2000 年 7 月でサービスを終了している。
- ・ 1999 年 10 月、EPIC は FTC が消費者から受けたプライバシーに関する苦情の情報公開を求めて、FTC を提訴した。
- ・ 1999 年 10 月、TRUSTe は子供向けのプライバシー・シール・プログラムが FTC の COPPA 実施規則で要求される事柄に適合するようにプログラムの修正を開始した。同プログラムがライセンサー企業にとっての「セーフハーバー（同法の遵守を保証する安全地帯）」となることを目指す。
- ・ 1999 年 10 月末には、RealNetworks の音楽再生ソフト RealJukebox が各利用者の音楽鑑賞履歴（どんな CD を再生したか等）を GUID とともに同社のサーバに送信していることが発覚し、同社は翌月に集団代表訴訟を起こされた。2000 年 7 月時点では係争中である。
- ・ 1999 年 11 月 22 日、IBM はアジア太平洋地域の Web サイト運営者に対して、プライバシー・ステートメントを掲載するように要請した。2000 年 3 月以降は、IBM がインターネット広告を出稿する際の条件とするという。
- ・ 2000 年 2 月 10 日に米プライバシー保護団体の EPIC は、オンライン広告企業の DoubleClick が自社の掲示したプライバシーポリシーに反して、同社の広告ネットワークを通じてオンラインで収集した利用者の匿名の閲覧情報と、利用者個人を識別できる情報（同社が買収した Abacus Direct の所有する情報）とを組み合わせる利用しているとして、FTC に調査を要請している。同社は 1999 年 11 月に、オフラインのカタログマーケティング企業 Abacus Direct を買収し、プライバシー保護団体等から批判を受けている。
- ・ 2000 年 6 月、IBM 等の主要インターネット企業は「プライバシー・リーダーシップ・イニシアティブ」というプライバシーに関する消費者啓蒙プログラムを立ち上げた。同プログラムの目標は、消費者の不安に対処する企業のプライバシー・プラクティスを作ることや、消費者による個人情報の管理を容易にする技術の開発や、アカウントビリティ・プログラムの改善や、企業と消費者向けプライバシー啓蒙キャンペーン

ンの実施などである。

- ・ 2000年6月に経営破綻したオンライン玩具小売業の Toysmart.com が、プライバシーポリシーに反して第三者に約 26 万人分の顧客情報を売却しようとしたために、7月10日に FTC により提訴された。FTC は結局同社と和解し、同社サイトと一括して購入する企業のみ顧客情報の売却を認め、売却先の企業は購入した顧客情報については Toysmart のプライバシーポリシーを変更してはならないという条件を付した。Toysmart.com に対する FTC の動きを受けて、2000年9月に amazon.com は同社のプライバシーポリシーを修正し、同社が買収される場合には売却先に同社の顧客情報も提供されることを明記した。
- ・ 2000年7月には、Netscape Communicator に含まれるスマートダウンロード機能が、利用者に通知することなく各利用者のダウンロード情報（ファイルの名前とダウンロード元を特定する情報）を、GUID を含むクッキーとともに Netscape のサーバに送信しているとして、AOL および Netscape はニュージャージー州の Web サイト管理者により集団代表訴訟を起こされた。原告側は、Netscape 社が各利用者のファイル転送履歴を含むプロファイルを作成できると主張している。
- ・ 2000年7月、米業界団体の Internet Advertising Bureau(IAB)は、加盟しているオンライン広告業者向けに消費者の個人情報を保護するためのガイドラインを発表した。
- ・ 2000年8月、Toysrus.com のサイト上で収集される個人情報（氏名、住所、ショッピングカート情報）がデータ分析企業である Coremetrics のデータベースに送信されていることが発覚した。Toysrus.com はプライバシーポリシーにおいて、そのような個人情報取扱いについて言及していなかった。Toysrus.com は Coremetrics にデータの分析を委託していた。両社に対しては集団代表訴訟も起こされている。（<http://www.hotwired.co.jp/news/news/20000809103.html> を参照した。）
- ・ 通常、利用者の PC に格納されたクッキーはそれを送信したドメインのサーバにしか返信されない。しかし、2000年8月に、Microsoft が巧妙な手段を用いて、クッキーに含まれる GUID をドメインの異なる同社の関連サイトの間で送受信していることが米 PCHelp により発見された。GUID とはクッキーの中の識別子や IP アドレスに基づいて作成された文字列等、利用者個人（あるいは個々のハードウェア）を識別する情報である。Microsoft のプライバシーポリシーではこのような GUID の共有により利用者を識別するメカニズムについて説明がなされていなかったため、現在修正版が作成されている。
- ・ インターネット技術標準化団体 W3C は、2000年10月18日に「プライバシー情報取扱いに対する個人の選好を支持する技術基盤」P3P 仕様書のラストコール・ワーキングドラフトを公開した。P3P とは、インターネットを含むネットワーク上のプライバシー保護を目的とした技術標準であり、同標準を用いて、Web サイトはプライバシーポリシーを標準化された、マシンリーダブルな形式（XML 形式）で記述することが

できる。また、利用者側では、P3P 対応のクライアントツールまたはブラウザによって、個人情報収集画面において Web サイトのプライバシーポリシーを参照したり、予め登録しておいたプリファレンス（個人情報の開示条件）とポリシーとを照合して、個人情報を開示するか否かの判断を半自動で行ったりすることができる。W3C は 6 月 21 日にはニューヨークにて P3P Interop を主催し、P3P に準拠して開発されたシステム間の相互接続性をテストし、企業や政府、マスコミに対して P3P の有用性のデモンストレーションを行った。

- ・ BBBOOnline は、日本情報処理開発協会（JIPDEC）のプライバシーマーク制度とのシール相互承認制度を開始する予定である。

（５）国際協定

- ・ 米国は OECD のメンバーであるが、OECD の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を反映させた法律を、いまだ多くの民間部門で制定していない。

２．２ カナダ

（１）憲法の規定

- ・ カナダの憲法や、権利と自由に関する章典には明示的なプライバシーの権利は含まれていない。

（２）プライバシーに関する法律

- ・ 1983 年 7 月 1 日に、「情報へのアクセス法」と「プライバシー法」が可決され、この 2 法は公共部門によって所持されている非個人情報および個人情報へのアクセス権を個人に提供している。
- ・ 「プライバシー法」は個人情報の秘密性、収集、修正、開示、保持、および利用を規制する条項を含んでいる。個人は、情報を保管している機関に直接に情報へのアクセスを要求できる。アクセスできる情報には、文書記録、ビデオ、およびコンピュータファイルが含まれる。また、政府による個人記録の取り扱いには公正な情報取り扱い規則が適用される。
- ・ 「プライバシー法」により定められたプライバシー・コミッショナーは、個人情報の利用または誤用から生じる論争を解決し、プライバシー法の条項の遵守を保証する権限を持つ。プライバシー・コミッショナーは拘束力をもった命令を出す能力はないが、

個人が不適切にアクセスを拒否されたと思われる場合には、連邦裁判所にレビューを求めることができる。

- ・ 「プライバシー法」のもとでは、プライバシーファイルの登録簿が必要であり、政府の管理化にある、個人情報を含むファイルは全て登録されなければならない。プライバシー・コミッショナーはこの登録簿を毎年更新し、公共の閲覧を可能にしなければならない。
- ・ カナダ政府は、2000年までに政府部門とともに連邦の規制下にある民間部門もカバーする包括的なプライバシー法を制定する計画を発表している。この提案では、銀行や電気通信、輸送のような連邦の規制下にある企業を治める法律に、カナダ規格協会（Canadian Standards Association）の「個人情報の保護のためのモデル規約」（1996年3月）におけるプライバシー原則を導入している。法案は1998年の10月1日に発表されている。
- ・ 1998年10月1日、カナダ産業相は、「個人情報保護と電子文書法」という新しい法案を発表した。同法案は、連邦の規制下にある民間企業に対し、カナダ規格協会によって作成されたプライバシー原則を基盤としたプライバシー規約に従うように求めるものである。この法案のもとでは、個人情報の収集は必要不可欠な目的での収集に限られ、個人の同意なくしては第三者に開示することはできない。
- ・ 連邦法では規制されない部門をカバーする新しい法律を採用しようとする、州単位の努力もある。
- ・ 「電気通信法」は、頼みもしない通信に対する規制を含む、個人のプライバシーを保護する条項をもつ。「銀行法」、「保険会社法」、および「信託と融資法」は、消費者によって提供された情報の利用に対する規制を含んでいる。
- ・ 「個人情報保護と電子文書法」は1999年夏の議会の休会の前には採択されなかった。政府は休み明けの9月に、再び成立化に向けた活動を行う。
- ・ 1999年10月28日、「個人情報保護と電子文書法」はカナダの下院を通過した。同法案は民間部門に対して厳格なプライバシー規制を敷くものである。同法は企業による個人情報の収集、利用、提供、保持を制限するものであり、企業は高い水準の正確性とセキュリティを保ち、利用者にアクセス権を提供することが求められる。プライバシー・コミッショナーには、同法の違反に関する苦情を受理し、調査を行い、仲裁や法的な手続きを通じて論争解決する権限が与えられる。保険業界と健康医療業界は同法案を現在の形のままで通すことに対して反対しており、何人かの上院議員はいくつかの厳しい条項を緩めるような修正案を提出することが予想されている。
- ・ 2000年4月4日、カナダの下院は包括的なプライバシー法を可決した。同法は商用目的で個人情報を利用する企業を広範に規制するものである。同法は2001年1月1日より施行される。従来はISP等のオンライン企業は収集した消費者の個人情報をマーケティング業者等の第三者に販売することができたが、同法により、消費者の明示的

な同意が必要になる。

(3) 政府の動き

- ・ カナダ・オンタリオ州のプライバシー・コミッショナーとオランダのデータ保護機関は 1999 年 5 月に発行した報告書の中で、Web 上のエージェント技術が重大なプライバシー問題をもたらす恐れがあると警告している。同報告書では、エージェント技術の使用によって、ある Web サイトで個人情報を提供するか否かの意思決定が自動化されてしまい、利用者が自分の個人情報の開示に対するコントロールを失うことを危惧している。
- ・ 1999 年 5 月、カナダのプライバシー・コミッショナーは、従来の社会保険番号カードをスマート・テクノロジーを用いた国民 ID カードで置き換える計画に対して異を唱えた。ヒューマン・リソース委員会への書状の中で、同コミッショナーは国民 ID カードシステムの設立は、個人のプライバシーの侵害をもたらす恐れがあると警告している。同委員会は昨年、社会保険番号の広範囲な濫用に関する調査を受けて、社会保険番号システムの刷新を提言していた。社会保険番号は 1960 年代から、失業保険や年金業務において利用されていたが、今日では、何ら法的な権利がないにもかかわらず、本人確認目的で政府の他の多くのプログラムや、何千もの企業によって利用されている。社会保険番号はまた、ID 泥棒たちによって、偽の保険金請求する際等に利用されている。政府の作業部会は目下このような問題を調査しており、1999 年末までに報告書を発行する予定である。プライバシー・コミッショナーは、国民 ID カードは伝統的な自治の概念に反すると述べている。
- ・ 1999 年 7 月、カナダのオンタリオ高等裁判所は、Beaverhome.com に対する判決において、スパムメールは「ネチケットの原則に違反する」と宣言した。Beaverhome.com はカナダの小さな家具会社であり、自社製品の販促目的で頼みもしない電子メールを送付していた。論争は、Nexx オンラインという Web ホスティングサービスのプロバイダーが、Beaverhome.com がスパムメールの送信をストップすることを拒否した後に、同 Web サイトを削除したことが引き金となった。Beaverhome.com は Nexx が契約を違反したと申し立てたが、ウィルソン裁判官は、オンライン・マーケティング業者はサービスプロバイダーと契約を結ばないかぎりスパムメールを利用してはならないとする判決を下した。カナダには現在、頼みもしない商用電子メールの利用を禁止する法律はないが、同判決は標準的なネチケットに含まれる不文律に基づいて法的判断を下すことの実例となるものである。
- ・ 1999 年 7 月、ケベック州の情報アクセス委員会 (CAI) は同委員会のイニシアティブや成果をレビューする年次報告書を発表した。同委員会は、北米で唯一民間部門も管轄するプライバシー機関である。CAI は 1998 年度に公共部門に対する 118

の苦情と民間企業に対する 184 の苦情を受け付けており、調停を通してそのうち 76 (公共部門) 186 (民間部門、前年度のものを含む) の苦情を解決している。

- ・ 2000 年 5 月、カナダのプライバシーコミッショナーは年次報告書を発表した。同報告書は、Human Resources Development Canada という機関が Longitudinal Labour Force File と呼ばれる秘密の政府データベースを所有していることを明らかにした。同データベースには各カナダ人につき 2000 以上の情報が記録されている。

(4) 民間部門の自主規制関連

- ・ 1998 年 9 月、カナダインターネットプロバイダー協会 (Canadian Association of Internet Providers) は利用者の個人情報の管理と開示に関する自主的なプライバシー規約のドラフトを公表した。同協会のドラフトには、カナダ規格協会の「個人情報の保護のためのモデル規約」における原則の多くが含まれている。

3 . アジアの現状

3 . 1 韓国

(1) 憲法の規定

- ・ 韓国の憲法はプライバシーの保護と通信の秘密とを規定している。

(2) プライバシーに関する法律・ガイドライン

- ・ 1994 年の「公共機関により管理された個人情報の保護に関する法」は OECD のプライバシー・ガイドラインを基盤としている。同法は、公共機関によって所持されている、コンピュータ上の個人情報の管理を規定している。同法のもとでは、公共機関はデータ収集を制限し、データの正確性を保証し、ファイルの公共登録を維持し、情報のセキュリティを保証し、個人情報は収集した目的でのみ利用しなければならない。同法は行政自治部によって実施されている。
- ・ 産業資源部は 1998 年 5 月に、デジタル取引環境におけるプライバシーの保護を含む、電子商取引に関する立法のための一連のガイドラインを提案している。また、産業資源部は 1998 年中の「電子商取引に関する基本法」の制定を求めている。
- ・ 信用報告は 1995 年の「信用情報の利用と保護に関する法」によって保護されている。郵便物のプライバシーは「郵便サービス法」によって保護されている。
- ・ 1999 年 1 月に「電子商取引に関する基本法」が成立した。同法は第 3 章において、

「電子商取引に携わる事業者は、電子商取引を通じて収集した個人情報、情報主体の事前の同意を得ずに、収集時の目的と異なる目的で利用したり、第三者に提供してはならない」と規定している。個人は自分の個人情報にアクセスしたり、修正したり、削除したりする権利をもち、情報を保持する事業者はセキュリティの責務を負う。

(3) 政府の動き

- ・ 1998年11月23日、韓国と米国はインターネット上の電子商取引を共に促進して行くことで合意し、共同声明を発表した。両者はインターネット上の個人データ、プライバシーおよび知的所有権を保護するためにコラボレートすることを約束した。

(4) 国際協定

- ・ 韓国はOECDのメンバーであり、OECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を国内法にて反映させている。

3.2 マレーシア

(1) 憲法の規定

- ・ マレーシア憲法はプライバシーの権利について明確には認めていない。

(2) プライバシーに関する法律

- ・ エネルギー・通信郵便省は、「国家電子商取引基本計画」の一環として、個人データを法的に保護する個人データ保護法を法案化している。同省の事務局長によれば、同法案の目的は電子ネットワークを通して送信されるデータの収集・処理・利用における機密性と完全性を保証することである。同省は、OECDガイドライン、EU指令、および英国・香港・ニュージーランドのプライバシー関連法令を同法案のモデルとしている。同法案は99年中に議会に提出される見込みである。

3.3 シンガポール

(1) 憲法の規定

- ・ シンガポールの憲法は英国のシステムを基盤としており、明示的なプライバシーの権利を含まない。

(2) プライバシーに関する法律

- ・ シンガポールにはデータ保護に関する、あるいはプライバシーに関する全般的な法はない。

(3) 民間部門の自主規制関連

- ・ 1998年9月、ナショナルインターネット諮問委員会 (National Internet Advisory Board) は業界主導の自主規制である「インターネット取引の消費者の個人情報と通信の保護のための電子商取引規約」を提案している。同規約のもとでは、サービス提供者は取引記録と利用者個人情報の機密性を保証しなければならず、法の要求がないかぎり通信を傍受してはならない。また、利用者に通知し、データ移動を差し止めたり、データを修正・削除したりする権利を提供しないかぎり、個人情報の収集は制限されており、個人情報の開示は禁じられている。同規約は業界主導のコンプライアンス機関によって実施されることになっている。規約を遵守するサービス提供者は「プライバシー規約コンプライアンスシンボル」を使用することができる。
- ・ 1998年12月、シンガポール最大のインターネット企業協会であるオンライン技術協議会 (Online Technologies Consortium) は、TRUSTe のプライバシー・シール・プログラムを支持すると発表した。同協議会の200のメンバーは TRUSTe のプライバシー・シール・プログラムを導入し、個人データ収集についてのプライバシー・ポリシーを提示することに同意している。同協議会はアジア企業の協議会として初めて、TRUSTe のプログラムを支持したことになる。
- ・ 2000年1月、シンガポール情報通信開発局 (Infocomm Development Authority of Singapore) は ISP によるコンピュータのスキャンを規制するガイドラインを発表した。これは、自治省がシンガポール最大の ISP である SingNet の20万人の利用者のコンピュータをスキャンしたことが発端となって、策定に至ったものである。
- ・ CommerceNet Singapore では、CommerceTrust という一連のトラストマーク・プログラムを手がけている。同社は、汎アジア、そして世界の企業向けに、オンライン消費者個人情報を保護するためのベンチマークとなるプラットフォームを開発する目標をもっており、CommerceTrust はその一つの手段である。CommerceTrust は、シンガポールでの先行事業が成功裡に立ちあがっており、汎アジア、世界へ向けてプロジェクトを拡大中である。これら一連のトラストマーク・プログラムのコアとなるプロジェクトが PrivacyTrust である。PrivacyTrust は、オ

ンラインのみならず、オフラインの店舗等での個人情報取扱いについても対象とするシール制度である。

4. 大洋州の現状

4.1 オーストラリア

(1) 憲法の規定

- ・ オーストラリアでは、連邦憲法も州憲法もプライバシーに関する明示的な条項を含まない。

(2) プライバシーに関する法律

- ・ 1988年に「プライバシー法」が制定され、1989年1月に施行されている。「プライバシー法」はOECDのプライバシー・ガイドラインを基盤として、連邦公共部門に適用されており、州政府や民間部門には一般的には適用されていない。しかし、政府が発行したタックスファイル番号、および消費者信用情報の規制においては民間部門にも適用されている。同法は個人情報の収集、利用および蓄積に関する厳格な法である。
- ・ 「プライバシー法」により、プライバシー・コミッショナー事務所が設立された。プライバシー・コミッショナー事務局は、苦情の処理、コンプライアンスの検証、政府その他への忠告等、広範な機能をもっている。1990年12月にはプライバシー改正法が可決され、信用情報に関するプライバシー・コミッショナーの権限が拡張されている。また1997年には、いくつかの法のもとで、また政府の要求に応じて、プライバシー・コミッショナーの責任領域が拡大した。
- ・ 1998年8月にプライバシー改正法案が上院調査委員会の議題となった。同法案は、プライバシー原則の適用範囲を、連邦政府にサービスを提供する下請業者へ拡張するものであった。
- ・ 1996年3月に政権を握った自由党・国民党連合は、民間部門において世界最高水準のプライバシー保護を導入すると誓約し、1996年の9月には司法長官省がコンサルテーションペーパーを発行し、そのレスポンスとして100以上の提案が寄せられた。しかし、1997年4月に首相は突然、政府は立法せず、自主規制に依存することが好ましいとの声明を出した。
- ・ 1998年12月16日、オーストラリアの司法長官と情報技術相は、共同声明において、民間部門をカバーするような包括的な「共同規制によるプライバシー保護」の

法律を連邦政府が導入する旨を発表した。同法案は 1999 年 6 月時点で既に作成されており、プライバシー・コミッショナーによって 1997 年から 1998 年にかけて作成されたプライバシー・ガイドライン「個人情報の公正な取扱いのための国家的原則」に準拠している。同法案は 1999 年末か 2000 年初めに議会に提出される。

- ・ 1999 年 5 月、オーストラリアのプライバシー・コミッショナーは、企業や個人が運営している Web サイトを対象としたプライバシー・ガイドラインを発表した。
- ・ 1999 年 10 月 21 日、プライバシー・コミッショナー事務局は 11 回目となる年次報告書を発表した。今回の報告書は、とりわけ医療プライバシー問題に焦点を当てている。
- ・ 1999 年 12 月、オーストラリア政府は民間部門を対象としたプライバシー法案の提出を 2000 年の 2 月に延期することを決めた。
- ・ 2000 年 4 月、オーストラリア政府は、上記のプライバシー改正（民間部門）法案を提出した。同法案は、企業に対し一定のプライバシー保護規則に従うように求めるものである。しかし、同法案には例外事項が多いため、プライバシー擁護論者たちはその実効性に懐疑的である。

(3) 民間部門の自主規制関連

- ・ 1998 年 11 月、オーストラリアのインターネット産業協会（Internet Industry Association）は、データ保護法の立法に対する支持を首相への公開状において宣言している。
- ・ Australian Business Advisors（ABA）が 1999 年 4 月に行った調査によると、オーストラリアのトップ 79 サイトのうち、プライバシー・ポリシーを掲示しているサイトはたった 5%にすぎず、さらに、ランダムな 129 サイトのうち個人情報を不当に開示しないことを謳ったサイトは 6%にすぎないことがわかった。

5 . その他

5 . 1 OECD

- ・ 1980 年 9 月 23 日、OECD は「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告（Guidelines governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data）」を採択している。同勧告の付属文書であるガイドライン（いわゆる OECD プライバシー・ガイドライン）では、個人情報の収集と管理に関して以下の 8 つの原則を挙げている。

- ・ 収集制限の原則 (Collection Limitation Principle)
 - ・ データの質の原則 (Data Quality Principle)
 - ・ 目的明確化の原則 (Purpose Specification Principle)
 - ・ 利用制限の原則 (Use Limitation Principle)
 - ・ 安全保護の原則 (Security Safeguards Principle)
 - ・ 公開の原則 (Openness Principle)
 - ・ 個人参加の原則 (Individual Participation Principle)
 - ・ 責任の原則 (Accountability Principle)
- ・ 1985 年 4 月 11 日、OECD は「国際データ流通に関する宣言 (Declaration on Transborder Data Flows)」を公表している。
 - ・ 1997 年 10 月、OECD は「電子環境における OECD プライバシー・ガイドラインの実施：インターネットに焦点を合わせて」という報告書を作成している。同報告書は OECD メンバーの各国政府に、OECD プライバシー・ガイドラインがデータ収集や処理に関わるいかなる技術に対しても適用できることを再確認することなどを提案している
 - ・ 1998 年 2 月 16～17 日、OECD と OECD の諮問委員会である BIAC (Business and Industry Advisory Committee) は「グローバルネットワーク化した社会におけるプライバシー保護」に関するワークショップを開催している。同ワークショップでは、グローバルネットワーク化しつつある社会におけるプライバシーの保護および個人データの国際流通に関係した問題について議論がなされた。また、OECD プライバシー・ガイドラインがグローバルネットワークの文脈においてどのように実施されるのかということが吟味された。
 - ・ 1998 年 10 月 7～9 日、カナダ政府主催により、オタワにおいて OECD 電子商取引閣僚級会議が開催された。同会議では、課税原則、消費者保護をめぐる法規制、電子認証の国際規格制定などについて協議され、閣僚宣言が採択された。閣僚宣言は電子商取引について、プライバシー保護、消費者保護、課税のあり方、電子認証の 4 分野を柱とするものであった。プライバシー保護については、EU と米国の主張が宣言 (「グローバルネットワークにおけるプライバシー保護に関する OECD 閣僚宣言」) に併記されるかたちとなった。また、国際機関、各国政府、民間部門が果たすべき役割を明記した行動計画も策定された。
 - ・ 1999 年 3 月 4 日、OECD の ICCP (情報通信コンピュータ政策委員会) の情報セキュリティとプライバシーに関するワーキングパーティーは、「国際間データ流通：オンライン環境下の契約によるプライバシー保護問題解決手法について」のドラフトを作成している。1998 年の OECD 電子商取引会議における閣僚宣言には「オンラインの国際間データ流通に対する契約的ソリューションの使用および契約的ソリ

ューションモデルの開発を促進する」という項目が盛り込まれているが、同ドラフトではこのようなソリューションを導入するにあたって対処すべき諸問題が議論されている。同ドラフトではこのような契約的ソリューションの先例として、EU データ保護指令のデータ輸出規定や、ICC（国際商工会議所）の国際間データ流通の契約に関するモデル条項が引き合いに出されている。また、日米のプライバシーマーク制度が国際間のデータ流通についても応用できることや、技術的なソリューションとして W3C が P3P を開発していること等が述べられている。

- ・ OECD は 1999 年 7 月、プライバシー・ポリシー・ステートメント・ジェネレーター（ウィザード）のドラフト Ver.2 を発表した。Web サイト管理者は同ウィザード上で Web サイトの個人情報取扱いに関する質問に答えていくことによって、OECD プライバシー・ガイドラインに沿ったプライバシー・ポリシー・ステートメントを作成することができる。このウィザードは OECD プライバシー・ガイドラインのオンラインでの普及促進を目的としている。
- ・ OECD は 1999 年 12 月 8 日、「電子商取引における消費者保護のためのガイドラインに関する理事会勧告」を採択した。同ガイドラインは BtoC の電子商取引に従事する企業に対し、OECD プライバシー・ガイドラインの 8 原則に従うこと、1998 年の OECD 閣僚宣言を考慮に入れることを求めている。また、頼みもしない商用電子メールからオプトアウトする権利を消費者に与えるように求めている。
- ・ OECD は 2000 年 7 月頃、Ver.2 に対する OECD 各加盟国からのフィードバックを受けた後、プライバシー・ポリシー・ステートメント・ジェネレーターの完成版を OECD の Web サイトで公開した。

5.2 GBDe

- ・ 1999 年 1 月 14 日に「電子商取引に関する国際ビジネス会議(Global Business Dialog on Electronic Commerce,GBDe)」という名の企業同盟の初会合がニューヨークで開かれ、AOL 会長やタイム・ワーナー会長をはじめ、米国、欧州、アフリカ、アジアから各国の電子商取引に関わる主要企業 100 以上が参集した。GBDe では、課税問題や消費者信用、個人情報保護、知的財産権、電子認証とセキュリティなど、電子商取引のフレームワークを構成する 9 つの項目を検討し、1999 年の 3 月から 4 月までに報告書の形で結論を出す予定であり、これを産業界の意見として各国政府や EU、WTO（世界貿易機関）などの国際機関に提案することになっている。この GBDe 設立の発起人は EU 副議長のバンギュマン氏であるが、その提案に同氏の友人であるベルテルスマンのミッデルホフ社長が応え、各国の主要企業にミッデルホフ社長が呼びかけて GBDe を立ち上げることとなった。その際、米国では提携している AOL を手始めに有力企業を取り込んでいき、日本では通産省を經由して、

NEC、富士通、東芝、東京三菱銀行、三井物産などに呼びかけメンバーに引き入れたという。

- ・ 1999年6月7日、GBDeは個人データ保護に関するポリシー・ペーパーの最終ドラフトを作成した。同文書ではOECDガイドラインに基づいたガイドラインとして、以下の5原則が挙げられている。

プライバシー・ポリシーの採用と実施...コンプライアンス・プログラムの形式での履行、管理職や関係する社員の教育

個人データの収集の原則...収集目的の明確化、オプトアウトのメカニズム

個人データの利用と開示の原則...原則として、個人データの利用と開示は収集時の目的と整合的でなければならない

データのセキュリティの原則...責任の保証、個人データの保護

データの質とアクセスの原則...個人データの正確さの保証、データ主体のアクセス、修正、削除の権利

また、個人データ保護は民間部門のリーダーシップを通じて最も効果的に実行され、効果的な自主規制実施プログラムの確立がこのリーダーシップにとって必須であるとしている。

- ・ 1999年9月13日、GBDeはパリで第1回総会を開き、電子商取引で問題となる分野について議論を行い、提言を発表した。個人情報保護に関しては、以下のような提言を行っている。

企業と政府はGBDeの5原則の促進とプライバシー・ポリシーの実施のために協力するべきである。

(1) 企業は業界にとって最善な個人情報保護手段を選択するべきである。

(2) めまぐるしく変化する電子商取引の世界において、政府の規制は必ずしも十分な個人情報保護手段とはならない。また、政府が国際間のデータ移動を制限することは、自由な通商の発展にマイナスの影響を及ぼす。

(3) 企業と政府は協力してGBDeの5原則の教育と促進を行い、電子商取引に携わる企業のプライバシー・ポリシーの実施を保証することで、消費者が個人データ保護の重要性を理解できるようにしなければならない。

自主規制メカニズムの開発と使用の促進

(1) 個々の企業はシール・プログラムか、自主宣言プログラムかどちらかを選択する責任を負っている。

(2) 政府は自主規制を促進する役目を果たさなければならない。インターネットにおける個人情報保護に関して、実世界における以上に厳しい規制を課してはならない。

(3) 企業と政府は協力して自主規制メカニズムを開発するべきである。

また、Web上の小売業者向けにGBDe版の「トラストマーク」を設立するという提

言も行っている。

以上

平成12年度情報システム共通基盤整備のための連携推進事業
(オンライン制度的課題への対応)

「有害情報問題等への対応」におけるレイティング機能調査

レイティング/フィルタリング動向調査報告書

平成13年3月

発行 財団法人ニューメディア開発協会
〒108-0073 東京都港区三田1-4-28
TEL 03-3457-0672